最終改正　令和８年６月４日改正
　　国自審第 585 号
新設　　平成28年6月30日
　　国自審第535号

共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領について（依命通達）

別添 共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領

目次

第１　用語の定義
第２　申請者
第３　申請書及び添付書面
第４　点検整備方式の周知
第５　変更届
第６　既指定共通構造部型式指定の申請
第７　申請内容の変更
第８　指定装置等及び指定共通構造部の取扱い
第９　資料の提出
第10　外国人等による届出等
第11　電子申請による申請等
第12　出荷検査
第13　出荷検査証の発行の記録及び保存
第14　手数料の納付
第15　輸入共通構造部（多仕様自動車）の試験成績書を提出する場合に認められる外国の試験方法
第16　共通構造部型式指定通知書等の交付
第17　自動車の検査時に必要な情報の提供
第18　その他

第１　用語の定義

この通達における用語の定義は、自動車型式認証実施要領について（平成 10 年 11 月 12 日自審第 1252 号。以下「認証実施要領」という。）の別添「自動車型式認証実施要領」第１に定めるところによる。

第２　申請者

１　共通構造部（多仕様自動車）（以下「多仕様自動車」という。）の型式についての共通構造部指定規則第２条に規定する指定（以下「型式指定」という。）の申請は、次に掲げる者（以下「製作者等」という。）又は特定改造等を業とする者が行うことができる。

(1) 多仕様自動車を製作することを業とする者（(2)に掲げる者を除く。）
(2) 外国において本邦に輸出される多仕様自動車を製作することを業とする者
(3) (1)又は(2)に掲げる者から多仕様自動車を購入する契約を締結している者であって、当該多仕様自動車を販売することを業とする者（(4)に掲げる者を除く。）
(4) (2)に掲げる者から多仕様自動車を購入する契約を締結している者であって、当該多仕様自動車を本邦に輸出することを業とする者

２　型式指定を申請する者は、指定の申請に係る多仕様自動車について、法第 29 条第２項

又は第 30 条第２項の規定による車台番号等の打刻の届出が行われていることをあらかじめ確認しておくこと。

なお、車台番号等の打刻の届出の取扱いについては、認証実施要領附則２「自動車の車台番号又は原動機の型式の打刻届出等取扱要領」を準用する。

第３　申請書及び添付書面

１　型式指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、国土交通大臣に対し、共通構造部指定規則第１号様式による共通構造部型式指定申請書及び別表に掲げる添付書面を提出すること。また、研究所に第１号様式の写し及び添付書面を提出すること。

なお、申請書の添付書面は、別表左欄に掲げるとおりとし、その記載要領等は、同表右欄に掲げるとおりとする。

２　申請書の記載に際しては、次の点に留意すること。

主たる製作工場の名称及び所在地欄には、原動機、車台及び多仕様自動車について、それぞれの製作工場の名称及び所在地を記載すること。

なお、主たる製作工場が複数ある場合には、それぞれについて記載すること。

ただし、特定共通構造部に係る指定の申請が、自動車の特定改造等の許可に関する省令（令和２年国土交通省令第 66 号）第３条第１項ただし書の規定による法第 99 条の３第１項の許可を申請することのみを目的とし、当該特定共通構造部の製作等を行わない場合にあっては、その旨を記載すること。

第４　点検整備方式の周知

施行規則第 62 条の６第３項の「当該特定共通構造部型式指定自動車の点検整備方式（自動車点検基準（昭和 26 年運輸省令第 70 号）第７条第３項及び第８条の技術上の情報を含む。）を使用者に対して周知させるための措置」とは、次のいずれかのことをいう。

１ (1) 第１次使用者に対しては、点検整備方式を記載した書面を販売の際に交付すること。

(2) 第２次以降の使用者に対しては、(1)の書面を常時準備しておき、これを提供し得る体制を整えておくよう努めること。

２ (1) 点検整備方式を電磁的方法により常に提供可能な体制を整えること。

(2) 第１次使用者に対しては、販売の際に(1)による提供であることを周知すること。

(3) 第２次以降の使用者に対しては、(1)による提供であることを周知し得る体制を整えておくよう努めること。

(4) 上記の他、使用者が希望する場合にあっては書面での提供をし得る体制を整えること。

第５　変更届

１　共通構造部指定規則第８条第１項第１号及び第２号の変更届は、当該変更に係る事項を記載した添付書面（共通構造部指定規則第３条第２項の書面をいう。）と同一の様式により提出すること。

なお、共通構造部指定規則第３条第２項第１号、第３号から第５号の書面で、項目等の追加により２葉となる場合等にあってはこの限りでない。

２　共通構造部指定規則第８条第１項第１号第２欄の国土交通大臣が定める事項は別表第８号右欄２から４までに掲げる事項（同号の変更の管理に関する手順に記載されている場合に限る。）とする。

３　共通構造部指定規則第８条第１項第１号第２欄中、第３条第２項第３号括弧書に掲げる書面の記載事項の変更による変更届の際、多仕様自動車の型式指定（共通構造部指定規則第４条第１項の規定による申請に係るものに限る。以下「既指定共通構造部型式指定」

という。）が行われたこと、装置の型式指定（装置指定規則第４条の２第１項の規定による申請に係るものに限る。以下「既指定装置型式指定」という。）が行われたこと又は装置指定規則第５条の国土交通大臣が告示で定める国によって認定が行われた特定装置（以下「認定特定装置」という。）の拡大が行われたことにより、共通構造部指定規則第３条第２項第１号及び第２号に掲げる書面の記載事項に変更（既指定共通構造部型式指定に係るものにあっては特定共通構造部そのものの性能要件に限り、既指定装置型式指定又は認定特定装置に係るものにあっては装置そのものの性能要件に限る。）が生じる場合に限り、共通構造部指定規則第３条第２項第１号及び第２号に掲げる書面について当該変更に係る事項を記載し提出することができる。

４　共通構造部指定規則第８条第１項第２号に規定する軽微な変更とは、附則３「軽微な変更の取扱要領」に定めるものをいう。また、共通構造部指定規則第８条第１項第２号の届出の提出時期について同号第４欄に「変更後遅滞なく」とあるのは、遅くとも四半期ごとに当該変更があった日の属する四半期の翌四半期の初日から 30 日以内（基準対応を伴う届出にあっては、当該基準適用日以前であること。）に行うことをいう。

５　施行規則第 62 条の６第３項に規定する点検整備方式の記載事項に変更があった場合については、変更届を提出すること。

第６　既指定共通構造部型式指定の申請

共通構造部指定規則第８条第１項第１号及び第２号の変更届を行う場合は、既指定共通構造部型式指定の申請は省略することができる。

第７　申請内容の変更

共通構造部指定規則第２条に規定する指定の申請又は第４条に規定する既指定共通構造部型式指定の申請後に行う当該申請内容の変更は、法第 75 条の５第２項に規定する通知が行われる前に限り、行うことができる。

ただし、申請内容の変更によって新たに試験を行う必要が生ずる場合など審査に要する期間を延長しなければならないと判断されたときは、申請者が、審査に要する期間の延長に同意する場合に限り、当該変更を行うことができるものとする。

第８　指定装置等及び指定共通構造部の取扱い

１　型式指定の申請にあたっては、当該特定共通構造部の構成に一酸化炭素等発散防止装置を含む場合に限り、一酸化炭素等発散防止装置の装置型式指定を受けること。

２　物品積載装置等に備える自動車の装置のうち、側方灯（車両最大寸法の長さが６ｍを超えるもの（中央部及び後部））、側方反射器（車両最大寸法の長さが６ｍを超えるもの（中央部及び後部））、尾灯、後部反射器、大型後部反射器、制動灯、後退灯及び方向指示器（後面）については、装置型式指定を取得したものであること。ただし、技術基準により適合性を判定する場合であって、諸元表の第２号様式の該当欄において灯火器に表示された型式等、容易に判別できる記号等を記載したものにあっては、この限りではない。

３　指定装置等又は指定共通構造部を申請に係る多仕様自動車に装着している場合には、装置指定通知書等、共通構造部指定通知書等又は認定証の写しを添付することにより別表に掲げる申請書の添付書面のうち、当該装置又は当該共通構造部に係る書面の提出を省略することができる。

第９　資料の提出

製作者等は、次表上欄１から４までに掲げる場合には、同表下欄に掲げる資料を電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記

録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの（以下「電磁的記録」という。）により作成されたPDF形式（諸元表（第１号様式）にあっては、附則５電子申請を行う場合の共通構造部（多仕様自動車）諸元表等の書面の作成要領 別紙２ CSV形式による諸元表の記載要領により作成したCSV形式）により国土交通大臣に提出すること。ただし、当該申請又は届出を電子申請により実施した場合には提出を要しないものとする。

また、地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。）、運輸監理部、運輸支局、自動車検査登録事務所、沖縄総合事務局陸運事務所及びその支所並びに検査部への同表下欄に掲げる資料の提供については「審査・リコール課個別業務システム」により行うものとする。

提出する場合		1 型式指定を受けた場合	2 既指定共通構造部型式指定を受けた場合	3 第５ 第２項に係る変更の届出をした場合	4 共通構造部指定規則第８条第１項第２号の軽微な変更の届出をした場合
提出資料	諸元表	○	○	○	○
	外観図	○	○	○	○
	構造・装置の概要説明書	○	○	○	○
	指定装置等又は指定共通構造部一覧表	○	○		○

※１　○印は、提出を必要とする資料を示す。

第10　外国人等による届出等

外国人又は外国法人が型式指定の申請その他の申請、届出又は報告をする場合には、申請書、届出書又は報告書に参考として英語訳を併記することができる。この場合には、備考欄に「英語訳は参考として併記したものである」旨を日本語及び英語で記載すること。

第11　電子申請による申請等

共通構造部指定規則第２条の型式指定申請、第４条の既指定共通構造部型式指定及び第８条の届出は、電子申請により行うことができる。

第12　出荷検査

１　施行規則第62条の６第１項の検査（以下「出荷検査」という。）は、当該型式指定に係る多仕様自動車が次の要件を具備しているかどうかについて実施すること。

(1) 指定を受けた型式としての構造、装置及び性能を有すること。

(2) 法第29条第２項又は第30条の届出をした車台番号及び原動機の型式が明確に打刻されていること。

２　出荷検査の実施にあたっては、次の点に留意すること。

(1) 統計的手法を用いる出荷検査を実施する場合にあっては、その方式が明確にされていること。

(2) 出荷検査に従事する者は、当該検査に必要な知識及び技能を有する者であること。

(3) 出荷検査の一部を委託するときは、次に掲げる要件が満たされていること。

(ｱ) 委託している業務の範囲が明確であり、かつ、委託先の業務の実施体制が確立されていること。

(ｲ) 多仕様自動車の引取りの際の抜取検査の実施等委託している業務に関する指導監督の徹底が図られていること。

(4) 自動車検査用機械器具により自動で出荷検査を実施するときは、自動車検査用機械器具の性能及びその管理の方法に関し、次に掲げる要件が満たされていること。なお、本項に定めのない事項は、完成検査の自動化ガイドライン（令和３年３月）又はこれに準じた方法によるものとする。

(ｱ) 当該自動車検査用機械器具を用いて実施される出荷検査の項目について、出荷検査に従事する者と同等以上の精度で判定すること。

(ｲ) 当該自動車検査用機械器具の異常を自動的に検知し、当該器具を停止させ、かつ、当該異常の結果を記録すること。

(ｳ) 当該自動車検査用機械器具を用いて実施された出荷検査の結果について自動で記録し、また不正な書き換えをできないようにする措置を講じていること。

(ｴ) 当該自動車検査用機械器具の適確な運用に関する知識及び能力を有する者から管理責任者が明確に定められていること。

(ｵ) 当該自動車検査用機械器具の管理要領が明確に定められていること。

(5) 前項第１号に該当することの判断ができるのであれば、多仕様自動車の範囲ではない装置を取り付けた状態で出荷検査を実施してもよい。

３　製作者等は、当該多仕様自動車についての出荷検査を行ったときは、当該検査の成績を記録し、これを１年間保存すること。

４　施行規則第 62 条の６第１項の特定共通構造部型式指定自動車出荷検査証（以下「出荷検査証」という。）の様式は、第３号様式によること。なお、出荷検査証に記載すべき事項を電磁的方法により登録情報処理機関に提供する場合には、当該登録情報処理機関が定める要領に基づき作成すること。

また、当分の間、施行規則第 62 条の５に基づく「排出ガス検査終了証（認証実施要領附則 15 第１号様式)」の備考欄に「特定共通構造部型式指定番号」及び「類別区分番号」を記載することにより、出荷検査証とすることができる。

５　誤記等の瑕疵がある出荷検査証を発行した場合には、製作者等は、速やかにその概要を国土交通省物流・自動車局審査・リコール課長に報告するとともに、その指示に従って適切な措置を行うとともに、誤発行の原因を究明して同種の誤発行の再発を防止するための対策を行うこと。

第13　出荷検査証の発行の記録及び保存

１　指定製作者等は、出荷検査証を発行したときは、当該特定共通構造部型式指定自動車に係る次に掲げる(1)又は(2)の書類を作成し、保存することにより行うこと。ただし、別紙３「電子情報処理組織による出荷検査証の発行記録取扱方法」によって記録してもよい。

(1) 出荷検査証の写し

(2) 出荷検査証に記載した特定共通構造部の型式指定番号、多仕様自動車番号、類別区分番号、車台番号、発行年月日等を記録した書類

２　施行規則第 62 条の６第１項の特定共通構造部型式指定自動車出荷検査証（以下この項において「紙発行された出荷検査証」という。）に記載されている事項を電磁的方法により登録情報処理機関に提供する場合には、その記録も併せて保存すること。

なお、紙発行された出荷検査証の記載事項を電磁的方法により登録情報処理機関に提供した場合には、当該紙発行された出荷検査証を１年間保存すること。

第14　手数料の納付

申請者は、国土交通省から手数料額が通知された後、手数料を研究所における審査が終了する前までに速やかに納付するものとする。ただし、自動車検査登録印紙により納付する場合は、研究所における審査が終了した後とすることができる。

また、研究所に納める手数料については、研究所の定めるところにより納付するものとする。

第 15　輸入共通構造部（多仕様自動車）の試験成績書を提出する場合に認められる外国の試験方法

輸入共通構造部（多仕様自動車）の試験成績書を提出する場合に認められる外国の試験方法については、認証実施要領附則９「輸入自動車の試験成績書を提出する場合に認められる外国の試験方法」を準用する。

第16　共通構造部型式指定通知書等の交付

共通構造部指定規則第９条に規定する通知書については、別紙１及び別紙２に掲げる様式とする。

第17　自動車の検査時に必要な情報の提供

申請者は、検査部及び軽自動車検査協会に対して、法第 75 条の２第１項の規定によりその型式について指定を受けた特定共通構造部を有する自動車の検査時に必要な情報を提供すること。検査部及び軽自動車検査協会は、当該情報の内容、受領方法及び提出時期を予め申請者に示すこと。

第18 その他

１　圧縮水素、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車として、その型式の指定を受けた多仕様自動車について、ガス容器及びガス容器附属品（以下、容器等という。）の製造等（当該多仕様自動車の装置として製造し、細目告示第 20 条に定める基準による試験（容器等再試験を除く。）を行うことをいう。以下同じ。）を行う場合にあっては、附則７を適用する。

２　国土交通大臣は、その型式について指定を受けた多仕様自動車が、保安基準に適合していないおそれがある場合、又は均一性を有するものでないおそれがある場合で特に必要であると認めるときは、法第 100 条の規定に基づき当該多仕様自動車の製作者に対して報告徴収又は立入検査を実施するものとする。

別表（申請書の添付書面及びその記載要領等）（第３関係）

	添 付 資 料	記 載 要 領 等
1	提出書面一覧表	記載要領は、附則２「共通構造部（多仕様自動車）型式指定申請書等提出要領」によること。
2	多仕様自動車の範囲	多仕様自動車の範囲については別記様式によること。
3	多仕様自動車の構造、装置及び性能を記載した書面（以下「諸元表」という。）	1　諸元表の様式は第１号様式及び第２号様式の１（被けん引自動車にあっては第１号様式及び第２号様式の２）によること。なお、第２号様式の１又は第２号様式の２にあっては、該当しない欄を削除することができる。 2　記載要領は、附則４「共通構造部（多仕様自

		動車）の諸元表の記載要領」によること。 3　諸元表は車名及び検査・登録時に使用する（自動車検査証に記載される）型式（以下「検査・登録型式」という。）毎に作成すること。
4	外観図及び外観写真	1　外観図の記載は、附則6「共通構造部（多仕様自動車）の外観図の記載要領」によること。 2　研究所で審査を実施しない協定規則第48号の技術的な要件に係る灯火装置の取付位置及び多仕様自動車の範囲に含まれない部位の寸法の記載は要しないものとする。 3　外観写真は、少なくとも、多仕様自動車の斜め前、斜め後ろから撮影し、多仕様自動車の外観を判別できるものであること。ただし、エンブレム、バッジ、エアスポイラー等の装飾物及び新規検査若しくは予備検査を受けようとする際に取付方法が同一でないものが含まれていなくともよい。 　また、写真に代えて3D CAD（Computer Aided Design）等（以下「CAD」という。）により描画したイラストデータでもよい。
5	保安基準の規定に適合することを証する書面	
(1)	指定装置等又は指定共通構造部	装置指定通知書等、共通構造部指定通知書等又は認定証の写しを添付するとともに指定装置等又は指定共通構造部一覧表を添付すること。
(2)	技術基準適合証明書（指定製作者等が当該試験項目に対応する細目告示技術基準に適合していることを証した書面をいう。）	
(3)	検討書	保安基準の規定に適合しているかどうかを検討した結果を記載すること。 　なお、指定装置等及び指定共通構造部については検討した結果を省略することができる。
6	構造・装置の概要説明書	多仕様自動車の構造・装置の特徴を中心として記載すること。
7	その他多仕様自動車の構造・装置及び性能に関して必要な書面	
	その他審査の実施に当たって必要があると認められる書面	
8	多仕様自動車の出荷検査の実施要領を記載した書面	車名及び検査・登録型式毎に次に掲げる事項を記載すること。

	（申請に係る多仕様自動車の共通構造部指定規則第３条第２項第５号の検査実施要領を記載した書面含む。）	1　申請に係る多仕様自動車の共通構造部指定規則第３条第２項第５号の検査実施要領 (1) 検査の業務組織 (2) 検査の実施要領 (i) 検査の実施項目 (ii) 検査の実施方法 (iii) 検査の実施方式 (3) 第 12 第２項(4)の自動車検査用機械器具により自動で出荷検査を実施する場合にあっては、当該業務を行う組織、検査の実施項目及び方法 2　出荷検査ラインの工程 3　出荷検査チェック・シート 4　出荷検査用機械器具の一覧表 なお、第 12 第２項(4)の自動車検査用機械器具により自動で出荷検査を実施する場合にあっては、その旨を附記すること。 5　第 12 第２項(3)により出荷検査の一部を委託する場合における委託先、委託している業務の範囲、委託先の業務の実施体制及び委託している業務に関する指導監督の方法 6　附則７が適用される場合にあっては、設備等の体制を記載した書面として、次に掲げる事項を記載すること。ただし、高圧法第 49 条の５に定める容器等製造業者の登録を受けた者にあっては、そのことを証する書面に代えることができる。 ア　容器等製造設備の概要 イ　容器等検査設備の概要 ウ　附則７に規定する技術的要件を満足していることを宣誓する書面 １から６までに掲げる事項に係る変更の管理に関する手順を提出することができる。
9	特定共通構造部型式指定自動車出荷検査証の発行要領を記載した書面	出荷検査証の発行における業務分担が明確となるよう記載すること。
10	申請に係る多仕様自動車の品質管理システムに係る業務組織及び実施要領を記載した書面（申請者がISO第9001 号等を取得している場合（申請に係る多仕様自動車に関し、主たる製作工場について取得している場合に限る。）にあっては、取得している事実を証する書	次に掲げる事項を記載すること。 1　品質管理システムに係る業務組織 2　申請に係る特定共通構造部の品質管理システムに係る実施要領として、次に掲げる事項を規定した規程類の名称を記載すること。 (1) 品質管理システムの方針及び目標 (2) 品質管理システムに係る計画 (3) 品質管理システムに係る評価の方法 (4) 継続的改善並びに是正措置及び予防措置（不具合情報の収集・分析、当該情報を踏

	面に代えることができる。この場合において、EN（European Norm）ISO9001、JIS（日本産業規格）Q9001又はIATF16949の各規格はISO9001と同等以上の規格の例とする。）	まえた対応を含む。） 3　附則７が適用される場合にあっては、同附則第２に定める手順 ISO 第9001号等を取得している事実を証する書面に代える場合は、取得証明書（写し）を添付すること。
11	点検整備方式を記載した書面	1　点検整備方式（自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号）第７条第３項に定める技術上の情報に関するものに限る。）の書面については、当該情報の掲載場所等を記載すること。 2 点検整備方式（自動車点検基準第７条第３項に定める技術上の情報に関するものを除く。）の書面の記載については、次の点に留意すること。 (1) 自動車点検基準に定める技術上の基準を満足するものであること。 (2) 自動車点検基準に定めていない技術上の基準についても必要に応じ記載すること。 (3) 点検整備の際の判定基準について記載すること。特に、品質、形状等が変化し、通常の点検ではその後の保安を確保しうる期間を予測しにくい部品については、定期交換時期を記載すること。 3　前項(2)及び(3)については、製作者等が、法第75条の２第１項の規定によりその型式について指定を受けた特定共通構造部を有する自動車の使用者に対し、標準として推奨するものである旨記載すること。
12	特定共通構造部型式指定番号等表示図	型式指定番号等を表示する場合、表示位置、表示方式を記載すること。 なお、上記第４項に掲げる図面に当該事項が記載されている場合には、提出を省略することができる。
13	申請者が多仕様自動車の販売を業とする者（本邦に輸出するものを含む。）である場合は、多仕様自動車の製作を業とする者との間に取り交わした契約書の写し	1 契約書が日本語で記載されているもの以外のものにあっては、これを翻訳した書面を添付すること。 2 申請に係る多仕様自動車に関して、必要な技術情報の提供及び補修用部品の供給が当該多仕様自動車の製作を業とする者から申請者に対してなされる旨の契約が締結されることが、当該契約書等から明らかであること。
14	共通構造部指定規則第３条第２項第８号に該当する者にあっては、不正行為を防	次に掲げる事項を記載すること。 1　不正行為の全容 2　不正行為の再発を防止するための組織体制

	止するための措置が適切に講じられていることを証する書面	の見直しを含めた具体的な措置
15	不正行為に係る部品について改善措置が適切に講じられていること及び改善措置の届出に関する不正行為の再発を防止するための措置が適切に講じられていることを証する書面	次に掲げる事項を記載すること。 1　当該不正行為に係る部品について講じられた改善措置の内容及び申請に係る多仕様自動車に使用されている部品のうち当該不正行為に係る部品と同種のものについても、これと同様の措置が講じられており、問題が解消されていること。 2　当該不正行為が発生した理由（具体的事実に基づく説明）及び不正行為の再発を防止するための措置
16	共通構造部型式指定規則第３条第２項第４号に規定する内部統制システム（以下「内部統制システム」という。）の概要を記載した書面（被けん引自動車に係るものを除く。）	共通構造部型式指定規則第３条第２項第４号及び共通構造部型式指定規則第３条第２項第４号に規定する内部統制システムの概要を記載した書面の記載事項等を定める通達による。

備考１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。ただし、この大きさによることが困難なものについては、折りたたんだ状態でこの大きさとする。

２　第９に掲げる提出書面を除き、既に同一の書面を提出しているときは、その旨を申し出ることによって当該書面の提出を省略することができる。

３　同時に複数の型式を申請する場合で同一の書面を提出するときは、その旨を申し出ることによって当該書面の提出を代表で提出することができる。ただし、代表で提出した場合であっても型式毎に第９の書面は提出するものとする。

４　添付書面については、申請に係る特定共通構造部の対象となる部分に限る。

別紙１

通 知

番 号
指定年月日

（最大A4判（210×297 ㎜））

自 多

国土交通大臣

特定共通構造部の型式指定について

型式指定番号

１． 特定共通構造部の名称及び型式

２． 指定製作者等の名称及び所在地

３． 指定申請日

４． 特定共通構造部の範囲

５． 当該共通構造部を有する車両の車名及び型式

６． 備考

別紙２

通 知

番 号
指定年月日

（最大A4判（210×297 mm））

自 多

国土交通大臣

特定共通構造部の型式指定（既指定特定共通構造部）について

型式指定番号　　拡大番号

１．　特定共通構造部の名称及び型式

２．　指定製作者等の名称及び所在地

３．　指定申請日

４．　特定共通構造部の範囲

５．　当該共通構造部を有する車両の車名及び型式

６．　申請の理由

７．　備考

別紙３（第13 関係）

電子情報処理組織による出荷検査証の発行記録取扱方法

１　記録

電子情報処理組織のファイル（以下「ファイル」という。）には、出荷検査証の発行と同時に、又は発行後速やかに出荷検査証の記載事項の全部を記録すること。

２　保管

ファイルは、検査主任技術者の責任の下に適切に保管すること。

３　検索

(1) 出荷検査証の記載事項についての検索の実施体制は、他の業務に優先して速やかに実施できるよう整備されていること。この場合において、「検索」とは、ファイルから必要とする出荷検査証の記載事項の全部を抽出し、用紙に印字させることをいう。（(2)において同じ。）

(2) 検索は、車台番号又は出荷検査証の証明番号により行うことができること。

４　関係規定の整備

出荷検査証の発行の事実の記録を本要領により行う場合には、別表（申請書の添付書面及びその記載要領等）第９項の特定共通構造部型式指定自動車出荷検査証の発行要領を記載した書面に、本要領の内容を明示しておくこと。

第１号様式（諸元表例）（用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。）

特定共通構造部の名称及び型式

諸　　元　表

1. 特定共通構造部型式指定番号	
2. 特定共通構造部型式指定年月日	
3. 既指定共通構造部型式指定年月日	
4.1.多仕様自動車番号	
4.2.車名及び型式	
5. 車台の名称及び型式	
6. 製作者等の氏名又は名称	
7. 自動車の種別	
8. 燃料の種類	
9. 原動機の型式	
10. 総排気量(L)又は定格出力(kW)	
11.1.車台番号の打刻様式	
11.2.車台番号の打刻位置	
11.3.原動機の型式の打刻様式	
11.4.原動機の型式の打刻位置	

12. 類別区分番号		
13. 仕様		
14. 通称名		
15. 用途		
16. 軸距（m）		
17. 車両最大寸法（m）	17.1.長さ	
	17.2. 幅	
18. 乗車定員（人）		
19. 最大積載量（kg）		
20. 最小車両重量（kg）		
21. 許容限度(kg)	21.1.前前軸重	
	21.2.前後軸重	
	21.3.後前軸重	
	21.4.後後軸重	
	21.5.総重量	
22. 車輪配列		
23. 最高出力（kW/rpm）		
24. 最大トルク（N・m/rpm）		
25.騒音	25.1.規制区分	
	25.2.近接（dB/rpm）	
	25.3.定常（dB(km/h)）	
	25.4.加速（dB）	
26.排出ガス値	26.1.試験モード	
	26.2.CO( )	
	26.3.HC( )	
	26.4.NMHC( )	
	26.5.NOx( )	
	26.6.PM( )	
	26.7.PN( )	
27. 燃料消費率(km/L)	27.1.JC08	
	27.2.WLTC	
	27.3.JH15	
	27.4.JH25	

第２号様式の１（諸元表例）（用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。）

1.	**車両構造上の一般的特徴** **General construction characteristics of the vehicle**	
1.3.2.	操舵軸数及び位置 Number and position of steered axles	軸数： Number of axles
		位置： Position
1.6.	原動機の位置と配置 Position and arrangement of the engine	位置： Position
		配置： Arrangement
1.8.	運転位置：左／右 Hand of drive : left/right	
2.	**質量及び寸法** **Masses and dimensions**	
2.3.1.	各操舵される車軸の輪距（mm） Track of each steered axle (mm)	前： Front
		後： Rear
2.3.2.	他の車軸の輪距（mm） Track of all other axles (mm)	前： Front
		後： Rear
2.11.5.	許容連結車両総重量（kg） Allowable combined vehicle total weight (kg)	
3.	**動力装置** **Propulsion energy converter**	
3.2.	内燃機関 Internal combustion engine	
3.2.1.1.	作動原理及びサイクル Working principle and cycle	作動原理： Working principle
		サイクル： Cycle
3.2.1.2.	シリンダの数と配置 Number and arrangement of cylinders	シリンダ数： Number of cylinders
		配置： Arrangement
3.2.3.	燃料タンク Fuel tank(s)	
3.2.3.1.	主燃料タンク Service fuel tank(s)	
3.2.3.1.1.	主燃料タンクの数及び容量（L） Number and capacity of each tank (L)	数： Number
		容量： Capacity
3.2.3.2.	副燃料タンク	

	Reserve fuel tank(s)	
3.2.3.2.1.	副燃料タンクの数及び容量（L） Number and capacity of each tank (L)	数： Number
		容量： Capacity
3.2.8.	吸気装置 Intake system	
3.2.8.1.	過給機の有無 Pressure charger: yes/no	
3.2.8.2.	インタークーラーの有無 Intercooler: yes/no	
3.2.9.	排気装置 Exhaust system	
3.2.9.4.	消音器の型式及び製作者 Make(s) and type(s) of exhaust silencer(s)	主消音器の型式： Type(s) of main silencer
		主消音器の製作者： Make(s) of main silencer
		副消音器の型式： Type(s) of sub-silencer
		副消音器の製作者： Make(s) of sub-silencer
3.2.9.5.	排気管開口部の位置 Location of the exhaust outlet	
3.2.12.	排出ガス発散防止対策 Measures taken against air pollution	
3.2.12.2.	排出ガス発散防止装置 Pollution control devices	
3.2.12.2.1.	触媒の有無 Catalytic converter: yes/no	
3.2.12.2.2.1.	酸素センサーの有無 Oxygen sensor: yes/no	
3.2.12.2.3.	二次空気供給装置の有無 Air injection: yes/no	
3.2.12.2.4.	排気ガス再循環装置の有無 Exhaust gas recirculation: yes/no	
3.2.12.2.5.	燃料蒸発ガス抑止装置の有無 Evaporative emissions control system: yes/no	
3.2.12.2.6.	微粒子除去装置の有無 Particulate trap: yes/no	
3.2.12.2.7.	車載式故障診断装置の有無 On-board-diagnostic system: yes/no	
3.2.12.2.8.	その他の装置 Other system	
3.3.	電動機 Electric machine	
3.3.1.	形式（巻線、励起）	

	Type (winding, excitation)	
3.3.1.1.1.	最高出力（kW） Maximum net power (kW)	
3.3.1.1.2.	定格出力（kW） Rated power (kW)	
3.3.1.2.	作動電圧（V） Operating voltage (V)	
3.3.2.	充電式エネルギー貯蔵システム（REESS） REESS	
3.3.2.4.	位置 Position	
4.	**変速機及び副変速機** **Transmission and sub-transmission**	
4.2.	形式 Type	変速機： Transmission
		副変速機： Sub transmission
4.5.	ギヤボックス Gearbox	
4.5.1.	形式 Type	変速機： Transmission
		副変速機： Sub transmission
4.6.	変速比 Gear ratios	変速機： Transmission
		副変速機： Sub transmission
4.7.	最大設計車速（km/h） Maximum vehicle design speed (km/h)	
5.	**車軸** **Axles**	
5.3.	形式 Type	前： Front
		後： Rear
6.	**緩衝装置** **Suspension**	
6.2.	各車軸又はホイールにおける緩衝装置の形式と設計 Type and design of the suspension of each axle or group of axles or wheel	前： Front
		後： Rear
6.2.1.	レベル調整：有／無 Level adjustment: yes/no	
6.2.3.	駆動車軸用空気ばね：有／無	前：

	Air-suspension for driving axle(s): yes/no	Front
		後： Rear
6.2.4.	非駆動車軸用空気ばね：有／無 Air-suspension for non-driving axle(s): yes/no	前： Front
		後： Rear
6.6.1.	タイヤ／ホイールの組み合わせ Tyre/wheel combination(s)	
6.6.1.1.	車軸 Axles	
6.6.1.1.1.	前軸 Front axle	
6.6.1.1.1.1.	タイヤサイズ記号 Tyre size designation	
6.6.1.1.1.2.	負荷能力指数 Loadcapacity index	
6.6.1.1.1.3.	速度区分記号 Speed category symbol	
6.6.1.1.1.4.	ホイールリムサイズ Wheel rim size (s)	
6.6.1.1.1.5.	ホイールオフセット Wheel off-set(s)	
6.6.1.1.2.	後軸 Rear axle	
6.6.1.1.2.1.	タイヤサイズ記号 Tyre size designation	
6.6.1.1.2.2.	負荷能力指数 Loadcapacity index	
6.6.1.1.2.3.	速度区分記号 Speed category symbol	
6.6.1.1.2.4.	ホイールリムサイズ Wheel rim size (s)	
6.6.1.1.2.5.	ホイールオフセット Wheel off-set(s)	
6.6.1.2.	スペアホイール Spare wheel	
6.7.	タイヤ空気圧監視システム Tyre pressure monitoring system	
6.7.1.	装備：有／無 Presence: yes/no	
7.	**かじ取装置** **Steering**	
7.2.	伝達及び制御 Transmission and control	

7.2.1.	かじ取装置の形式 Type of steering transmission	前： Front
		後： Rear
7.2.2.	かじ取装置の詳細 Linkage to wheels	前： Front
		後： Rear
7.2.3.	支援方法（有する場合） Method of assistance (if any)	
7.4.	緊急車線維持装置 Emergency lane-keeping system	
7.4.1.	装備：有／無 Presence: yes/no	
7.5.	車線逸脱警報装置 Lane Departure Warning System	
7.5.1.	装備：有／無 Presence: yes/no	
7.6.	補正操舵機能 Corrective Directional Control Function	
7.6.1.	装備：有／無 Presence: yes/no	
8.	**制動装置** **Brakes**	
8.5.	ABS の装備の有無 Anti-lock braking system: yes/no	
8.9.	制動装置の詳細 Brief description of the braking system	主ブレーキ： Main brake
		駐車ブレーキ： Parking brake
8.11.	補助ブレーキの形式 Auxiliary brake type	
8.12.	衝突被害軽減制動制御装置 Advanced emergency braking system	
8.12.1.	装備：有／無 Presence: yes/no	
9.	**車体** **Bodywork**	
9.3.	乗員ドア、ラッチ及びヒンジ Occupant doors, latches and hinges	
9.3.1.	ドア形状と数 Door configuration and number of doors	
9.9.	視野確保装置 Devices for indirect vision	
9.9.1.	後写鏡 Rear-view mirrors	

9.9.1.1.	製作者名 Make	
9.9.1.3.	バリアント Variant	
9.9.2.	後方等確認装置 Devices for indirect vision other than mirrors	
9.10.	乗車装置 Interior arrangement	
9.10.3.	座席 Seats	
9.10.3.1.1.	位置と配置 Location and arrangement	
9.12.2.	補助拘束装置の種類及び位置 Nature and position of supplementary restraint systems	
11.	**連結装置** **Coupling device**	
11.1.	装備済みまたは装備予定の連結装置のクラスおよび型式 Class and type of the coupling device(s) fitted or to be fitted:	
		連結器：形式 Coupler:type
		電気配線連結器：形式 Electrical wiring connector:type
		ブレーキ・ホース連結器：形式 Brake hose connector:type
12.	**その他** **Miscellaneous**	
12.8.	事故自動緊急通報装置 eCall system	
12.8.1.	装備：有／無 Presence: yes/no	
12.9.	車両接近通報装置 Acoustic Vehicle Alerting System	
12.9.1.	装備：有／無 Presence: yes/no	
12.13.	側方衝突警報装置 Blind spot information system	
12.13.1.	装備：有／無 Presence: yes/no	
12.16.	事故情報計測記録装置 Event data recorder	
12.16.1.	装備：有／無 Presence: yes/no	
17.	自動運行装置の有無 Automated driving system: yes/no	

性能 Performance		
	最小回転半径（m） Minimum turning radius (m)	
	制動停止距離（m）（初速（km/h）） Braking stopping distance (m) (Initial speed (km/h))	
	主ブレーキ：制動力（N）（踏力（N）） Service brake: Braking force (N) (Pedal applying force (N))	
	駐車ブレーキ：制動力（N）（操作力（N）） Parking brake: Braking force (N) (Operating force (N))	
	定地燃料消費率（km/L） Steady running fuel consumption rate (km/L)	
	JH25 モード燃料消費率（km/Nm³又は km/kg） JH25-mode fuel consumption rate (km/Nm³ or km/kg)	
	都市間走行モード燃料消費率（JH25 モード燃料消費率）（km/L、km/Nm³又は km/kg） Intercity highway-mode fuel consumption rate (JH25-mode fuel consumption rate) (km/L, km/Nm³ or km/kg)	
	一充電走行距離（km） Running distance per charging(km)	
	交流電力量消費率（電気自動車）（Wh/km） AC power consumption rate (Electric vehicle) (Wh/km)	
	LMH 交流電力量消費率（電気自動車）（Wh/km） LMH AC power consumption rate (Electric vehicle)(Wh/km)	
	ハイブリッド(CS)燃料消費率(km/L) Hybrid (CS) fuel consumption rate (km/L)	
	LMH ハイブリッド（CS）燃料消費率（km/L） LMH Hybrid (CS) fuel consumption rate (km/L)	
	プラグイン（CD）燃料消費率（km/L） Plug-in (CD) fuel consumption rate (km/L)	
	プラグイン（CD）レンジ（km） Plug-in (CD) range (km)	
	交流電力量消費率（プラグインハイ	

	ブリッド自動車）（Wh/km） AC power consumption rate (Plug-in hybrid motor vehicle) (Wh/km)	
	LMH 交流電力量消費率（プラグインハイブリッド自動車）（Wh/km） LMH AC power consumption rate (Plug-in hybrid motor vehicle) (Wh/km)	
	等価 EV レンジ（km） Equivalent EV range (km)	
	一充電消費電力量（kWh/回） Electric energy consumed per charging (kWh/charge)	
	CNG 自動車燃料消費率（軽・中量車）（km/Nm^3） CNG motor vehicle fuel consumption rate (Light- and medium-duty motor vehicles) (km/Nm^3)	
	LMH 燃料消費率（km/L） LMH fuel consumption rate (km/L)	
	燃料消費率（燃料電池自動車）（km/kg） Fuel consumption rate (Fuel cell vehicle) (km/kg)	
自動車の構造等（追加項目） **Construction, etc. of the Motor Vehicle (Additional items)**		
	車体の名称 Name of body	
	車体の形状 Shape of body	
	車両最大寸法（m）高さ Maximum dimension of the vehicle (m) Height	
	荷台の内側寸法（m） Inner dimensions of the loading platform (m)	長さ Length
		幅 Width
		高さ Height
	荷台オフセット（m） Loading platform offset (m)	
	乗車定員（人） Passenger capacity (persons)	
	最大安定傾斜角度：左 Maximum stable inclination angle: Left	
	最大安定傾斜角度：右 Maximum stable inclination angle: Right	
	旅客運送事業用適否（詳細説明）	

	Pass and fail for passenger carrying business(Explanation in detail)	
備考 Remarks		

第２号様式の２（諸元表例）（用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。）

1．原動機（内燃機関）

1-1 取付位置	
1-2 種類	
1-3 気筒配列、気筒数及び配置	
1-4 内径×行程（mm）	

2．原動機（電動機）

2-1 取付位置及び個数	
2-2 種類	
2-3 定格電圧（V）	
2-4 定格出力（kW）	
2-5 最高出力（kW）	
2-6 最大トルク（N･m）	
2-7 冷却方式	
2-8 ステータ寸法（mm）	
2-9 ステータ内容積（cm^3）	

3．原動機（電動機）用制御装置

3-1 主制御装置：形式	
3-2 主制御装置：制御方式	
3-3 作動電圧（V）	

4．原動機（電動機）用電源装置

4-1-1 主電池：種類及び型式	
4-1-2 主電池：電圧（V）	
4-1-3 主電池：容量（Ah）	
4-1-4 主電池：数及び総電圧	
4-2 過電流保護デバイス：形式	
4-3-1 充電装置：形式	
4-3-2 充電装置：制御方式	
4-3-3 充電装置：交流入力電源	
4-3-4 充電装置：直流入力電源	
4-3-5 充電装置：発電用内燃機関	
4-4-1 燃料電池：種類及び型式	
4-4-2 燃料電池：数及び総電圧並びに定格出力	
4-5 絶縁抵抗低下モニタ：形式	

5．燃料装置

5-1-1 燃料タンク：材質	
5-1-2 燃料タンク：容量（L）	
5-1-3 燃料タンク：位置	
5-2-1 気化器：型式	
5-2-2 気化器：空気弁：形式	
5-3 燃料噴射装置：形式	
5-4-1 高圧ガス装置：充填口：形式	
5-4-2 高圧ガス装置：過充填防止装置：形式	
5-4-3 高圧ガス装置：安全弁：形式	

5-4-4 高圧ガス装置：主止弁：形式	
5-4-5 高圧ガス装置：減圧装置：形式	

6．電気装置

6-1 点火装置：断続器：形式	

7．動力伝達装置

7-1 クラッチ：倍力装置：形式	
7-2-1 変速機：形式	
7-2-2 変速機：操作方式	
7-2-3 変速機：変速比：一速	
7-2-4 変速機：変速比：二速	
7-2-5 変速機：変速比：三速	
7-2-6 変速機：変速比：四速	
7-2-7 変速機：変速比：五速	
7-2-8 変速機：変速比：六速	
7-2-9 変速機：変速比：七速	
7-2-10 変速機：変速比：後退	
7-2-11 副変速機：形式	
7-2-12 副変速機：操作方式	
7-2-13 副変速機：変速比：高	
7-2-14 副変速機：変速比：低	
7-3-1 推進軸：長さ・外径（mm）：第一	
7-3-2 推進軸：長さ・外径（mm）：第二	
7-3-3 推進軸：長さ・外径（mm）：第三	
7-4-1 減速機：第一：歯車：形式	
7-4-2 減速機：第一：減速比	
7-4-3 減速機：第二：歯車：形式	
7-4-4 減速機：第二：減速比	
7-5-1 差動機：歯車形式及び数	
7-5-2 差動機：差動制限装置：形式	
7-6-1 分配機：形式	
7-6-2 分配機：減速比	
7-7-1 変向機：形式	
7-7-2 変向機：減速比	

8．走行装置

8-1 前車軸：形式	
8-2 後車軸：形式	
8-3-1 輪距：前輪（m）	
8-3-2 輪距：後輪（m）	
8-4-1 タイヤの呼び：前輪	
8-4-2 タイヤの呼び：後輪	
8-5-1 タイヤの空気圧（kPa）：前輪	
8-5-2 タイヤの空気圧（kPa）：後輪	

9．かじ取装置

9-1-1 ハンドル：位置	
9-1-2 ハンドル：軸及び継手形式	

9-2-1 かじ取角度：内側	
9-2-2 かじ取角度：外側	

10. 盗難防止装置

10-1 施錠装置	
10-2 イモビライザ	
10-3 盗難発生警報装置	

11-1 制動装置：主ブレーキ

11-1-1 形式	
11-1-2 作動系統及び制動車輪	
11-1-3 ライニング又はパッド：材質	
11-1-4 ライニング又はパッド：寸法（mm）：前輪	
11-1-5 ライニング又はパッド：寸法（mm）：後輪	
11-1-6 ライニング又はパッド：面積（cm^2）：前輪	
11-1-7 ライニング又はパッド：面積（cm^2）：後輪	
11-1-8 ブレーキの胴径又はディスク有効径（mm）：前輪	
11-1-9 ブレーキの胴径又はディスク有効径（mm）：後輪	
11-1-10 マスタ・シリンダ又はブレーキ弁：形式	
11-1-11 マスタ・シリンダ内径（mm）	
11-1-12 サプライ・タンク：形式	
11-1-13 ホイール・シリンダの内径又はブレーキ室膜板径（mm）：前輪	
11-1-14 ホイール・シリンダの内径又はブレーキ室膜板径（mm）：後輪	
11-1-15 制動倍力装置：形式	
11-1-16 制動倍力装置：倍率	
11-1-17 空気圧縮機等：真空又は空気圧（MPa）	
11-1-18 空気圧縮機等：真空ポンプ又は空気圧縮機：形式	
11-1-19 空気圧縮機等：圧力調整器：形式	
11-1-20 空気圧縮機等：タンク：位置	
11-1-21 空気圧縮機等：タンク：容量（L）	
11-1-22 制動力制御装置：形式	
11-1-23 制動警報装置：形式及び性能：検出部	
11-1-24 制動警報装置：形式及び性能：表示部	
11-1-25 安全装置：形式	

11-2 制動装置：駐車ブレーキ

11-2-1 形式	
11-2-2 制動車輪	
11-2-3 ライニング又はパッド：材質	
11-2-4 ライニング又はパッド：寸法（mm）	
11-2-5 ライニング又はパッド：面積（cm^2）	
11-2-6 ブレーキの胴径又はディスク有効径（mm）	

11-3 制動装置：補助ブレーキ

形式	

11-4 制動装置：非常ブレーキ

形式	

11-5 制動装置：分離ブレーキ

形式	

12. 緩衝装置

12-1-1 前輪：懸架方式	
12-1-2 前輪：ばね：形式	
12-1-3 前輪：主ばね：寸法（mm）	
12-1-4 前輪：補助ばね：寸法（mm）	
12-1-5 後輪：懸架方式	
12-1-6 後輪：ばね：形式	
12-1-7 後輪：主ばね：寸法（mm）	
12-1-8 後輪：補助ばね：寸法（mm）	

13. 車わく

13-1 形式	
13-2 断面形状	
13-3 寸法（mm）	

14. 車体

14-1 前部潜り込み防止装置：形式	
14-2 巻込防止装置：形式	
14-3 突入防止装置：形式	

15. 連結装置

15-1 連結器：形式	
15-2 電気配線連結器：形式	
15-3 ブレーキ・ホース連結器：形式	
15-4 キングピン：径（mm）	

16. 乗車装置

16-1 座席：形式	
16-2-1 座席ベルト取付装置等：形式	
16-2-2 座席ベルト取付装置等：数	
16-3-1 座席ベルト：形式	
16-3-2 座席ベルト：数	
16-4-1 頭部後傾抑止装置：形式	
16-4-2 頭部後傾抑止装置：数	
16-5 エアバッグ：容量（L）及びインフレータ出力（kPa）	
16-6 乗降扉：形式	

17. ガラス

17-1 前面ガラス：種類	
17-2 前面ガラス以外のガラス：種類	

18. 騒音防止装置

18-1-1 消音器：型式	
18-1-2 消音器：個数	

19. 排出ガス発散防止装置

19-1 ブローバイ・ガス還元装置：形式	
19-2 燃料蒸発ガス抑止装置：形式	
19-3-1 触媒：種類及び形式	
19-3-2 触媒：個数、容量（L）及び主要成分	
19-4 その他の装置：形式	
19-5 排気管開口部：位置	
19-6-1 警報装置：表示部：形式	
19-6-2 警報装置：検出部：形式	
19-6-3 警報装置：検出部：個数	
19-6-4 警報装置：検出部：取付位置	

20．灯火装置

20-1 前照灯：型式	
20-2 前照灯：個数、色及び性能	
20-3 前部霧灯：型式	
20-4 前部霧灯：個数、色及び性能	
20-5 側方照射灯：型式	
20-6 側方照射灯：性能	
20-7 車幅灯：型式	
20-8 車幅灯：個数、色及び性能	
20-9 昼間走行灯：型式	
20-10 昼間走行灯：性能	
20-11 側方灯：前部：型式	
20-12 側方灯：前部：個数及び性能	
20-13 側方灯：後部：型式	
20-14 側方灯：後部：個数、色及び性能	
20-15 側方灯：中央部：型式	
20-16 側方灯：中央部：個数及び性能	
20-17 番号灯：型式	
20-18 番号灯：個数及び性能	
20-19 尾灯：型式	
20-20 尾灯：個数及び性能	
20-21 後部霧灯：型式	
20-22 後部霧灯：個数及び性能	
20-23 駐車灯：前面：型式	
20-24 駐車灯：前面：個数、色及び性能	
20-25 駐車灯：後面：型式	
20-26 駐車灯：後面：個数及び性能	
20-27 制動灯：型式	
20-28 制動灯：個数及び性能	
20-29 補助制動灯：型式	
20-30 補助制動灯：個数及び性能	
20-31 後退灯：型式	
20-32 後退灯：個数及び性能	
20-33 方向指示器：フラッシャ：形式	
20-34 方向指示器：前面：型式	

20-35 方向指示器：前面：個数及び性能	
20-36 方向指示器：後面：型式	
20-37 方向指示器：後面：個数及び性能	
20-38 方向指示器：側面：前部：型式	
20-39 方向指示器：側面：前部：個数及び性能	
20-40 方向指示器：側面：中央部：型式	
20-41 方向指示器：側面：中央部：個数及び性能	
20-42 方向指示器：補助：型式	
20-43 方向指示器：補助：性能	
20-44 非常点滅表示灯：前面：型式	
20-45 非常点滅表示灯：前面：個数及び性能	
20-46 非常点滅表示灯：後面：型式	
20-47 非常点滅表示灯：後面：個数及び性能	
20-48 非常点滅表示灯：側面：型式	
20-49 非常点滅表示灯：側面：個数及び性能	
20-50 反射器：前面：型式	
20-51 反射器：前面：性能	
20-52 反射器：後面：型式	
20-53 反射器：後面：個数及び性能	
20-54 反射器：側面：前部：型式	
20-55 反射器：側面：前部：個数及び性能	
20-56 反射器：側面：後部：型式	
20-57 反射器：側面：後部：個数、色及び性能	
20-58 反射器：側面：中央部：型式	
20-59 反射器：側面：中央部：個数及び性能	
20-60 警光灯：型式	
20-61 警光灯：個数及び性能	
20-62 黄色点滅灯：型式	
20-63 黄色点滅灯：個数及び性能	

21. 警報装置

21-1 警報音発生装置：型式及び形式	
21-2 警音器：個数及び性能	
21-3 通報音発生装置：型式	
21-4 車両後退通報装置：個数及び性能	
21-5 車両後退通報装置：停止機能	

22. 視野確保装置

22-1-1 後写鏡：左：形式	
22-1-2 後写鏡：左：寸法及び曲率半径（mm）	
22-1-3 後写鏡：右：形式	
22-1-4 後写鏡：右：寸法及び曲率半径（mm）	
22-1-5 後写鏡：室内：形式	
22-1-6 後写鏡：室内：寸法及び曲率半径（mm）	
22-1-7 直前確認鏡：形式	
22-1-8 直前確認鏡：寸法及び曲率半径（mm）	
22-1-9 直左確認鏡：形式	

22-1-10 直左確認鏡：寸法及び曲率半径（mm）	
22-1-11 直前直左右確認装置：直前：形式	
22-1-12 直前直左右確認装置：直前：寸法及び曲率半径（mm）	
22-1-13 直前直左右確認装置：直左：形式	
22-1-14 直前直左右確認装置：直左：寸法及び曲率半径（mm）	
22-1-15 直前直左右確認装置：直右：形式	
22-1-16 直前直左右確認装置：直右：寸法及び曲率半径（mm）	
22-2-1 後退時車両直後確認装置：形式	
22-2-2 後退時車両直後確認装置：寸法及び曲率半径(mm)	
22-2-3 後退時車両直後確認装置：取付位置	
22-3 窓ふき器：個数及び性能	
22-4 洗浄液噴射装置：個数及び性能	
22-5 デフロスタ：形式	

23. 内圧容器

23-1 材質	
23-2 容量（L）	
23-3 最高使用圧力（MPa）	

24. 性能

24-1 最高速度（km/h）	
24-2 最小回転半径（m）	
24-3 制動停止距離（m）（初速（km/h））	
24-4-1 主ブレーキ：制動力（N）（踏力（N））	
24-4-2 主ブレーキ：効きおくれ時間（秒）	
24-5 駐車ブレーキ：制動力（N）（操作力（N））	
24-6 定地燃料消費率（km/L）	
24-7 JH25モード燃料消費率(km/Nm^{3}又はkm/kg)	
24-8 都市間走行モード燃料消費率（JH25モード燃料消費率）（km/L、km/Nm^{3}又はkm/kg）	
24-9 一充電走行距離（km）	
24-10-1 交流電力量消費率(電気自動車)（W・h/km）	
24-10-2 LMH交流電力量消費率(電気自動車)（W・h/km）	
24-11-1 ハイブリッド（CS）燃料消費率（km/L）	
24-11-2 LMHハイブリッド（CS）燃料消費率（km/L）	
24-12 プラグイン（CD）燃料消費率（km/L）	
24-13 プラグイン（CD）レンジ（km）	
24-14-1 交流電力量消費率(プラグインハイブリッド自動車)（Wh/km）	
24-14-2 LMH交流電力量消費率(プラグインハイブリッド自動車)（Wh/km）	
24-15 等価EVレンジ（km）	

24-16 一充電消費電力量（kWh/回）	
24-17 CNG自動車燃料消費率（軽・中量車）（km/Nm^3）	
24-18 LMH燃料消費率（km/L）	
24-19 燃料消費率(燃料電池自動車)（km/kg）	
24-20 その他	

25. 自動車の構造等

25-1 車体の名称		
25-2 車体の形状		
25-3 車両最大寸法(m)高さ		
25-4 荷台の内側寸法（m）	長さ	
	幅	
	高さ	
25-5 荷台オフセット(m)		
25-6 乗車定員（人）		
25-7-1 最大安定傾斜角度：左		
25-7-1 最大安定傾斜角度：右		
25-8 旅客運送事業用適否（詳細説明）		

26. その他（構造、装置に係る事項）

細目告示別添124の適用を受けるもの	

27. 備考

第３号様式（特定共通構造部型式指定自動車出荷検査証）（第12 関係）

特定共通構造部型式指定自動車出荷検査証

証 明 番 号
年 月 日

製作者等の氏名又は名称
住 所

特定共通構造部の型式指定番号	
特定共通構造部の型式指定番号	
車名及び型式 (※)	
多仕様自動車番号	
類別区分番号	
原動機の型式	
車台番号	
備 考	

（日本産業規格Ａ列５番）

備考１．※印の欄には、諸元表の「車名及び型式」の欄の記載事項を転記すること。なお、当該「車名及び型式」とは、検査・登録時に使用する（自動車検査証に記載される）型式をいう。

２．特定共通構造部の型式指定番号欄において指定記号 (目) の記載は省略することができる。

３．車名及び型式の欄は、分割して記載してもよい。

別記様式（特定共通構造部（多仕様自動車）の範囲）（用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。）

特定共通構造部の名称及び型式：（例）ニッポン ABC123

	特定共通構造部審査試験項目に対応する保安基準等	審査対象	チェック欄				詳細説明
			（車名及び型式）ニッポン ●●－DEF123		（車名及び型式）ニッポン ●●－DEF456		
			（類別）0001	（類別）0002	（類別）0001	（類別）0002	
1	特定共通構造部確認等に係るもの	同一性					
2	最高速度の計測に係るもの	最高速					
3	原動機の出力の計測に係るもの	出力					
３の２	車載式燃料・電力消費等の計測に係るもの	車載式燃料・電力消費等					
4	諸元測定に係るもの	寸法重量					
5	構造装置・機能確認に係るもの	構造・装置					
6	第４条の２第１項及び第３項に定める基準に係るもの（牽引自動車に限る。）	軸重等					
7	第５条に定める基準のうち、連結車両（最高速度40km/h以上に限る）の操縦安定性に係るもの	操縦安定性					
8	第５条に定める基準のうち、傾斜時の安定性に係るもの	最大安定傾斜角度					
9	第６条に定める基準に係るもの	最小回転半径					
10	第８条第４項及び第５項に定める基準に係るもの	SLD					
10の２	第８条第６項に係るもの	燃費					
10の３	第８条第７項に係るもの	電費					
10の４	第８条第８項に定める基準に係るもの	ペダル踏み間違い					

		時加速抑制装置					
11	第９条第１項に定める基準のうち、応急用予備走行装置に係るもの	タイヤ（応急用）					
11の２	第９条第１項に定める基準のうち、タイヤ空気圧監視装置に係るもの	TPMS					
12	第９条第１項に定める基準に係るもの（構造装置・機能確認に係るもの、第11号及び前号に掲げるものを除く。）	軽合金製ディスクホイール					
13	第９条第２項に定める基準に係るもの（構造装置・機能確認に係るもの及び次号に掲げるものを除く。）	タイヤ					
13の２	第９条第２項に定める基準のうち、空気入ゴムタイヤに係るもの（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車を除く。）	タイヤ取付け					
14	第９条第３項に定める基準に係るもの	タイヤ騒音					
15	第10条に定める基準に係るもの（構造装置・機能確認に係るものを除く。）	操作装置及び表示装置					
16	第11条第１項に定める基準に係るもの（構造装置・機能確認に係るものを除く。）（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）	かじ取装置					
16の２	第11条第１項に定める基準のうち、運行補助機能（横方向及び縦方向の動きを持続的に制御するもの（遠隔操作機能及び遠隔駐車機能	かじ取装置					

	を除く。）に限る。）に係るもの（構造装置・機能確認に係るものを除く。）（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）						
16の３	第11条第１項に定める基準のうち、緊急車線維持装置に係る試験（第５号に掲げる試験を除く。）	かじ取装置					
17	第11条第１項に定める基準に係るもの（構造装置・機能確認に係るものを除く。）（大型特殊自動車に限る。）	前輪整列					
18	第11条第２項に定める基準に係るもの	運転者保護					
19	第11条の２第２項に定める基準に係るもの（構造装置・機能確認に係るものを除く。）	施錠装置					
20	第11条の２第３項に定める基準に係るもの	イモビライザ					
21	第12条に定める基準に係るもの（構造装置・機能確認に係るもの及び第23号から第23号の３までに掲げるものを除く。）（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のもの、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度25キロメートル毎時以下の自動車（被牽引自動車を除く。）を除く。）	制動装置（貨物）					
22	第12条に定める基準に係るもの（構造装置・機能確認に係るもの及び次号から第23号の３までに掲げるものを除く。）（専ら乗用の用	制動装置（乗用）					

	に供する自動車であって乗車定員10人未満のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車、最高速度25キロメートル毎時以下の自動車及び被牽引自動車を除く。）に限る。）						
23	第12条第１項に定める基準のうち、衝突被害軽減制動制御装置に係るもの	衝突被害軽減制動制御装置					
23の２	第12条第１項に定める基準のうち、横滑り防止装置に係るもの	ESC					
23の３	第12条第１項に定める基準のうち、ブレーキアシストシステムに係るもの	BAS					
24	第12条第１項に定める基準に係るもの（構造装置・機能確認に係るもの及び第23号から前号までに掲げるものを除く。）（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車（最高速度25キロメートル毎時以下の自動車及び被牽引自動車を除く。）に限る。）	制動装置（二輪）					
25	第12条第１項に定める基準に係るもの（構造装置・機能確認に係るもの及び第23号から第23号の３までに掲げるものを除く。）（大型特殊自動車及び最高速度25キロメートル毎時以下の自動車（被牽引自動車を除く。）に限る。）	制動装置（特殊）					
26	第13条に定める基準に係るもの（構造装置・機能確認に係るものを	連結制動					

	除く。）						
27	第15条第１項に定める基準に係るもの（構造装置・機能確認に係るものを除く。）（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の三輪自動車を除く。）	自動車用燃料タンク					
28	第15条第１項に定める基準に係るもの（構造装置・機能確認に係るものを除く。）（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の三輪自動車に限る。）	乗用車用プラスチック製燃料タンク					
29	第15条第２項に定める基準に係るもの(第30号の２から第30の５までに掲げるものを除く。）（乗車定員10人未満の自動車（三輪自動車を除く。）に限る。）	後面衝突時における燃料漏れ防止					
30	第15条第２項に定める基準に係るもの（次号から第30号の５までに掲げるものを除く。）（乗車定員10人未満の自動車（三輪自動車を除く。）を除く。）	衝突時等における燃料漏れ防止					
30の２	第15条第２項に定める基準のうち、フルラップ前面衝突時(自動車の前面が衝突等による衝撃を受けたときをいう。以下同じ。)に係るもの	燃料漏れ防止（フルラップ前面衝突）					
30の３	第15条第２項に定める基準のうち、オフセット前面衝突時（自動車の前面のうち運転者席側の一部が衝突等により変形を生じたときをいう。以下同じ。）に係るもの	燃料漏れ防止（オフセット前面衝突）					
30の４	第15条第２項に定める	燃料漏れ					

	基準のうち、自動車との側面衝突時に係るもの	防止（側面衝突）					
30の５	第15条第２項に定める基準のうち、電柱その他棒状の工作物（以下「ポール」という。）との側面衝突時に係るもの	燃料漏れ防止（ポール側面衝突）					
31	第17条第１項に定める基準のうち、燃料装置の強度及び構造に係るもの（第５号、次号及び第31号の４に掲げる試験を除く。）（圧縮天然ガスを燃料とする自動車（以下「圧縮天然ガス燃料自動車」という。）（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車に限る。）に限る。）に係る試験に限る。）	自動車燃料ガス容器の気密・換気					
31の２	第17条第１項に定める基準のうち、ガス容器に係る試験（第５号に掲げる試験を除く。）（圧縮天然ガス燃料自動車（大型特殊自動車を除く。）に係る試験に限る。）	自動車燃料ガス容器の気密・換気					
31の３	第17条第１項に定める基準のうち、ガス容器に係る試験（第5号に掲げる試験を除く。）（液化天然ガスを燃料とする自動車（以下「液化天然ガス燃料自動車」という。）（大型特殊自動車を除く。）に係る試験に限る。）	自動車燃料ガス容器の気密・換気					
31の４	第17条第１項に定める基準のうち、ガス容器	自動車燃料ガス容					

	附属品に係る試験（第5号に掲げる試験を除く。）（圧縮天然ガス燃料自動車及び液化天然ガス燃料自動車（大型特殊自動車を除く。）に係る試験に限る。）	器の気密・換気					
32	第17条第１項に定める基準のうち、燃料装置に係るも（圧縮天然ガス燃料自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）及び液化天然ガス燃料自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に係る試験に限る。）	圧縮天然ガス及び液化天然ガスを燃料とする自動車の燃料装置（協定規則第110号（単品））					
33	第17条第１項に定める基準のうち、ガス容器取付装置燃料装置の取付方法に係るもの（圧縮天然ガス燃料自動車（貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車に限る。）及び大型特殊自動車を除く。）及び液化天然ガス燃料自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に係る試験に限る。）	圧縮天然ガス及び液化天然ガスを燃料とする自動車の燃料装置（協定規則第110号（車両））					
34	第17条第１項に定める基準のうち、燃料装置の強度、構造及び取付方法に係るもの（第５号、次号及び第34号の２に掲げる試験を除く。）（圧縮水素ガス	圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置					

	を燃料とする自動車に限る。）						
34の２	第17条第１項に定める基準のうち、ガス容器に係る試験（第５号に掲げる試験を除く。）（圧縮水素燃料自動車（大型特殊自動車を除く。）に係る試験に限る。）	圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置					
34の３	第17条第１項に定める基準のうち、ガス容器附属品に係る試験（第５号に掲げる試験を除く。）（圧縮水素燃料自動車（大型特殊自動車を除く。）に係る試験に限る。）	圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置					
35	第17条第２項に定める基準のうち、燃料装置の強度及び構造に係るもの	自動車用燃料ガス容器の気密･換気					
36	第17条第２項に定める基準のうち、燃料装置の取付方法に係るもの	自動車用燃料ガス容器取付方法					
37	第17条第３項に定める基準に係るもの	圧縮水素ガスを燃料とする自動車の衝突時等における燃料漏れ防止					
38	第17条の２第２項に定める基準に係るもの	電磁両立性					
38の２	第17条の２第３項に定める基準に係るもの	サイバーセキュリティシステム					
38の３	第17条の２第４項に定める基準に係るもの	プログラム等改変システム					
39	第17条の２第５項に定める基準のうち、車体の高電圧による乗車人	高電圧からの乗員保護					

	員への感電の防止に係るもの						
40	第17条の２第５項及び第６項に定める基準のうち、原動機用蓄電池の高電圧による乗車人員への感電の防止に係るもの	高電圧からの乗員保護(蓄電池)					
41	第17条の２第６項に定める基準のうち、フルラップ前面衝突時の高電圧による乗車人員への感電の防止に係るもの	前面衝突後の高電圧からの乗員保護					
42	第17条の２第６項に定める基準のうち、オフセット前面衝突時の高電圧による乗車人員への感電の防止に係るもの	オフセット前面衝突後の高電圧からの乗員保護					
43	第17条の２第６項に定める基準のうち、自動車との側面衝突時の高電圧による乗車人員への感電の防止に係るもの	側面衝突後の高電圧からの乗員保護					
43の２	第17条の２第６項に定める基準のうち、ポールとの側面衝突時の高電圧による乗車人員への感電の防止に係るもの	ポール衝突後の高電圧からの乗員保護					
43の３	第17条の２第６項に定める基準のうち、後面衝突時の高電圧による乗車人員への感電の防止に係るもの	後面衝突後の高電圧からの乗員保護					
44	第17条の２第６項に定める基準のうち、衝突時のかじ取り装置の高電圧による乗車人員への感電の防止に係るもの	前面衝突後の高電圧からの乗員保護					
45	第17条の２第６項に定める基準に係るもの	衝突後の高電圧か					

	（前５号に掲げるものを除く。）	らの乗員保護(取付･強度)					
46	第18条第１項に定める基準に係るもの（構造装置・機能確認に係るものを除く。）	外装					
47	第18条第２項に定める基準に係るもの	前面衝突時の乗員保護					
48	第18条第３項に定める基準に係るもの	オフセット前面衝突時の乗員保護					
49	第18条第４項に定める基準に係るもの	側面衝突時の乗員保護					
50	第18条第５項に定める基準に係るもの	ポール側面衝突時の乗員保護					
51	第18条第６項に定める基準に係るもの	歩行者頭部及び脚部保護					
51の２	第18条第７項に定める基準に係るもの	バス車体強度					
52	第18条の２第１項に定める基準に係るもの（構造装置・機能確認に係るものを除く。）	側面保護装置（単品）					
53	第18条の２第４項に定める基準に係るもの	側面保護装置（車両）					
54	第18条の２第３項に定める基準に係るもの（構造装置・機能確認に係るものを除く。）	突入防止装置(単品)					
55	第18条の２第４項に定める基準に係るもの	突入防止装置(車両)					
56	第18条の２第５項に定める基準に係るもの（構造装置・機能確認に係るものを除く。）	前部潜り込み防止装置（単品）					
57	第18条の２第６項に定	前部潜り					

	める基準に係るもの	込み防止装置（車両）					
58	第20条第４項に定める基準に係るもの	内装材料の難燃性					
59	第20条第５項に定める基準のうち、インストルメントパネル（運転者席及びこれと並列の座席の前方に設けられる計器類等の取付装置をいう。以下同じ。）（乗車定員10人の自動車に備えるインストルメントパネルに限る。）に係るもの	インストルメントパネルの衝撃吸収					
60	第20条第５項及び第６項に定める基準のうち、インストルメントパネル及びサンバイザ（乗車定員10人の自動車に備えるものを除く。）に係るもの	内装の乗員保護装置					
61	第20条第６項に定める基準のうち、サンバイザ（乗車定員10人の自動車に備えるサンバイザに限る。）に係るもの	サンバイザの衝撃吸収					
62	第21条に定める基準に係るもの（構造装置・機能確認に係るものを除く。）（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量3.5トン以下のものに限る。）	直接前方視界					

62の２	第21条に定める基準に係るもの（構造装置・機能確認に係るものを除く。）（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員10人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量3.5トンを超えるものに限る。）	直接前方視界					
62の３	第21条第２項に定める基準に係るもの	視界内表示投影装置					
63	第22条第３項及び第４項に定める基準のうち、自動車に備える座席（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車に備える座席（高速道路等において運行する自動車に備えるもの（運転者席を除く。）を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車に備える座席に限る。）に係るもの	座席及び座席取付装置 バスの座席及び座席取付装置（車両）					
64	第22条第３項及び第４項に定める基準のうち、自動車に備える座席（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車に備える座席（高速道路等において運行する自動車に備えるもの（運転者席を除く。）を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車に備える座席を除く。）に係るもの	座席及び座席取付装置 バスの座席及び座席取付装置（単品）					
64の２	第22条第３項及び第４	仕切り装					

	項に定める基準のうち、仕切り装置に係るもの	置					
65	第22条の３第１項に定める基準に係るもの	座席ベルト(単品)					
66	第22条の３第２項に定める基準に係るもの（構造装置・機能確認に係るものを除く。）	座席ベルト取付装置					
67	第22条の３第３項に定める基準に係るもの（構造装置・機能確認に係るものを除く。）	座席ベルト（車両）					
68	第22条の３第５項に定める基準に係るもの	座席ベルト警報（リマインダ）					
69	削除	削除					
70	第22条の４に定める基準に係るもの	頭部後傾抑止装置					
71	第22条の５第２項に定める基準のうち、年少者用補助乗車装置取付具の強度及び取付位置に係るもの	座席ベルト取付装置（ISOFIXアンカ強度・取付位置） 年少者用補助乗車装置取付具					
72	第22条の５第２項に定める基準に係るもの（前号に掲げるものを除く。）	座席ベルト取付装置（ISOFIXCRS 搭載性）					
73	第22条の５第３項に定める基準に係るもの	年少者用補助乗車装置					
74	第25条第４項に定める基準に係るもの（構造装置・機能確認に係るものを除く。）	とびらの開放防止					
75	第29条第１項に定める	窓ガラス					

	基準に係るもの	（単品）					
76	第29条第２項及び第３項に定める基準に係るもの（構造装置・機能確認に係るものを除く。）	窓ガラス（車両）					
77	第30条第１項に定める基準に係るもの	騒音					
78	第31条第２項に定める基準のうち、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙に係るもの	無負荷急加速時に排出される排出ガスの光吸収係数					
79	第31条第２項に定める基準のうち、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質に係るもの（軽油を燃料とする大型特殊自動車であって出力が19キロワット以上560キロワット未満である原動機を備えたもの並びに軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であって車両総重量3.5トンを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員９人以下の普通自動車及び小型自動車並びに二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）を除く。	排出ガス					
80	第31条第２項に定める基準のうち、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質に係るもの（軽油を燃料とする大型特殊自動車であって出力が19キロワット以上560キ	排出ガス					

	ロワット未満である原動機を備えたもの並びに軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車のうち、車両総重量3.5トンを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員９人以下の普通自動車及び小型自動車並びに二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。）に限る。）						
81	第31条第３項に定める基準のうち、温度が上昇した場合の警報機能に係るもの	熱害警報装置等					
82	第31条第３項に定める基準のうち、故障を検知する機能に係るもの（ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車及び小型自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。）であって、車両総重量3.5トン以下のもの又は専ら乗用の用に供する乗車定員９人以下のもの、軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。）のうち、車両総重量3.5トンを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員９人以下のものを除く。）並びに軽自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。）を除く。）	車載式故障診断装置					
83	第31条第３項に定める基準のうち、故障を検	車載式故障診断装					

	知する機能に係るもの（ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車及び小型自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。）であって、車両総重量3.5トン以下のもの又は専ら乗用の用に供する乗車定員９人以下のもの並びに軽自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。）に限る。）	置					
84	第31条第３項に定める基準のうち、故障を検知する機能に係るもの（軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。）のうち、車両総重量3.5トンを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員９人以下のものを除く。）に限る。）	車載式故障診断装置					
85	第31条第３項に定める基準のうち、原動機の制御に係るもの	オフサイクル時のディーゼル重量車排出ガスの制御					
85の２	第31 条第３項に定める基準のうち、路上走行時の性能に係るもの	路上走行時のディーゼル軽・中量車排出ガスの制御					
86	第31条第５項に定める基準に係るもの	燃料蒸発ガス					
87	第32条第１項、第２項、第４項、第５項及び第10項に定める基準のうち、前照灯（配光	前照灯					

	可変型前照灯を除く。以下同じ。）に係るもの（最高速度35キロメートル毎時未満の大型特殊自動車を除く。）						
88	第32条第１項、第２項、第４項、第５項及び第10項に定める基準のうち、前照灯に係るもの（最高速度35キロメートル毎時未満の大型特殊自動車に限る。）	前照灯（技術基準以外）					
89	第32条第１項、第４項、第７項、第８項、第10項及び第11項に定める基準のうち、配光可変型前照灯に係るもの	前照灯					
90	灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置に係るもの（二輪自動車及び側車付二輪自動車に係るものを除く。）	灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置					
91	二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置に係るもの（二輪自動車及び側車付二輪自動車に係るものに限る。）	灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置					
92	第32条第12項に定める基準に係るもの	前照灯洗浄器(単品)					
93	第32条第13項に定める基準に係るもの	前照灯洗浄器(取付)					
94	第33条第１項、第２項及び第４項に定める基準に係るもの	前部霧灯					
95	第33条の２第１項及び第２項に定める基準に係るもの	側方照射灯					
96	第33条の３第１項及び第２項に定める基準に係るもの	低速走行時照射灯					

97	第34条第１項及び第２項に定める基準に係るもの（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）	車幅灯					
98	第34条第１項及び第２項、第36条第１項及び第２項並びに第37条第１項及び第２項に定める基準に係り、かつ、第39条第１項、第２項及び第４項に定める基準のうち、制動灯（補助制動装置に係るものを除く。）に係るもの（二輪自動車及び側車付二輪自動車に限る。）	二輪自動車等の灯火器					
99	第34条の２第１項及び第２項に定める基準に係るもの	前部上側端灯					
99の２	第34条の３第１項及び第２項に定める基準に係るもの	昼間走行灯					
100	第35条第１項及び第２項に定める基準に係るもの	前部反射器					
101	第35条の２第１項及び第２項に定める基準のうち、側方灯に係るもの	側方灯					
102	第35条の２第１項及び第４項に定める基準のうち、側方反射器に係るもの	側方反射器					
103	第36条第１項及び第２項に定める基準に係るもの（二輪自動車及び側車付二輪自動車に係るものを除く。）	番号灯					
104	第37条第１項及び第２項に定める基準に係るもの（二輪自動車及び側車付二輪自動車に係るものを除く。）	尾灯					
105	第37条の２第１項及び	後部霧灯					

	第２項に定める基準に係るもの						
106	第37条の３第１項及び第２項に定める基準に係るもの	駐車灯					
107	第37条の４第１項及び第２項に定める基準に係るもの	後部上側端灯					
108	第38条第１項及び第２項に定める基準に係るもの	後部反射器					
109	第38条の２第１項及び第２項に定める基準に係るもの	大型反射器					
110	第38条の３第１項及び第２項に定める基準に係るもの	再帰反射材					
111	第39条第１項、第２項及び第４項に定める基準のうち、制動灯（補助制動装置に係るものを除く。）に係るもの（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）	制動灯					
112	第39条第２項に定める基準のうち、制動灯（補助制動装置に係るものに限る。）に係るもの	制動灯					
113	第39条の２第１項、第２項及び第４項に定める基準に係るもの	補助制動灯					
114	第40条第１項及び第２項に定める基準に係るもの	後退灯					
115	第40条の２第１項、第２項及び第３項に定める基準に係るもの	車両後退表示投影装置					
116	第41条第１項、第２項及び第４項に定める基準に係るもの	方向指示器					
117	第41条の３第１項及び第２項に定める基準に係るもの	非常点滅表示灯					
118	第41条の４第１項から	緊急制動					

	第３項までに定める基準に係るもの	表示灯					
118の２	第42条の告示で定める灯火（車室外乗降支援灯（乗員の乗り降り等を支援するための補助的照明として使用される灯火をいう。）にかかるものに限る）に係るもの	車室外乗降支援灯					
119	第41条の５第１項から第３項までに定める基準に係るもの	後面衝突警告表示灯					
120	第43条第１項及び第２項に定める基準のうち、警報音発生装置に係るもの	警音器の警報音発生装置					
121	第43条第１項及び第３項に定める基準に係るもの（前号に掲げるものを除く。）	警音器の音圧					
122	第43条の３に定める基準に係るもの	警告反射板					
123	第43条の４第１項に定める基準に係るもの	停止表示器材					
124	第43条の５に定める基準に係るもの	盗難発生警報装置					
125	第43条の６に定める基準に係るもの	車線逸脱警報装置					
125の２	第43条の７に定める基準に係るもの	車両接近通報装置					
125の３	第43 条の８に係るもの	事故自動緊急通報装置					
125の４	第43 条の９に係るもの	側方衝突警報装置					
125の５	第43条の10第１項及び第２項に定める基準のうち、通報音発生装置に係るもの	車両後退通報装置の通報音発生装置					
125の６	第43条の10第１項及び第３項に定める基準に係る試験（前号に掲げる試験を除く。）	車両後退通報装置の音圧					
126	第44条第１項本文及び第２項に定める基準に	後写鏡					

	係るもの（同条第１項に定める基準に係るものにあっては、同条第２項に規定する自動車に限る。）						
127	第44条第１項本文及び第３項に定める基準に係るもの（同条第１項に定める基準に係るものにあっては、同条第３項に規定する自動車に限る。）	二輪自動車等の後写鏡					
128	第44条第１項ただし書に定める基準に係るもの	後方等確認装置					
129	第44条第４項に定める基準に係るもの	後写鏡					
129の２	第44条第５項から第７項までに定める基準に係るもの	直前直左確認鏡、直前直左右確認装置					
129の３	第44条の２に定める基準に係るもの	後退時車両直後確認装置					
129の４	第44条の２に定める基準のうち、後方視界看視装置に係るもの	後方視界看視装置					
129の５	第44条の２に定める基準のうち、後方視界看視装置の取付装置に係るもの	後方視界看視装置の取付装置					
130	第45条第１項に定める基準に係り、かつ、同条第２項に定める基準のうち、洗浄液噴射装置に係るもの（構造装置・機能確認に係るものを除く。）（専ら乗用の用に供する普通自動車並びに小型自動車及び軽自動車（乗車定員11人以上の自動車を除く。）に限る。）	乗用車等の窓ふき器及び洗浄液噴射装置					
131	第45条第２項に定める	バス及び					

	基準のうち、洗浄液噴射装置に係るもの（専ら乗用の用に供する普通自動車並びに小型自動車及び軽自動車（乗車定員11人以上の自動車を除く。）を除く。）	トラックの洗浄液噴射装置					
132	第45条第２項に定める基準のうち、デフロスタに係るもの	デフロスタ					
133	第46条に定める基準に係るもの	速度計					
133の２	第46条の２に定める基準に係るもの（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量3.5トン以下のものに係る試験に限る。	事故情報計測・記録装置					
133の３	第46条の２に定める基準に係るもの（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員10人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量3.5トンを超えるものに係る試験に限る。）	事故情報計測・記録装置					
133の４	第48条第２項に定める基準に係るもの	作動状態記録装置					
133の５	第48条第２項に定める						

	基準に係るもの（前号に掲げるものを除く。）						
134	第48条の２に定める基準に係るもの	運行記録計					
135	第48条の３に定める基準に係るもの	速度表示装置					

備考１　第 88 号及び第 89 号については、該当する保安基準の条項を記載したものを別途提出する。

２　全ての灯火装置・反射器・指示装置について、反射器は必要個数を取り付けた状態、その他は結線した状態で審査を行うこととし、諸元表に型式、個数、性能等を記載する。

３　その他該当する保安基準の条項がある場合は、当該条項を記載したものを別途提出する。

４　車名及び型式が複数ある場合、「特定共通構造部審査試験項目に対応する保安基準等」欄の順序配列を変えない範囲で必要に応じ追加する。

５　チェック欄に記号を使用する場合は、各記号が示す意味を表示すること。特定共通構造部（協定規則第０号）で審査済の項目および既指定共通構造部型式指定申請であって特定共通構造部の範囲に変更がある場合については、その旨記載すること。

６　必要に応じ、特定共通構造部の範囲を明確化するための説明を詳細説明欄に記載する。詳細説明欄に記載できない場合には別葉とすることも可とし、その場合、その旨を詳細説明欄に、参照する別葉をチェック欄に記載する。

附則１　共通構造部（多仕様自動車）の同一型式の範囲

第１　共通構造部（多仕様自動車）の同一型式の範囲

共通構造部指定規則第２条による指定の申請又は第４条第１項による指定（以下　「既指定共通構造部型式指定」という。）の申請を行う場合において同一の型式として処理できる範囲は、共通構造部（多仕様自動車）（以下「多仕様自動車」という。）の構造・装置が、既に指定を受けた多仕様自動車の構造・装置と比較して、その相違が別表第１に掲げる「型式を区別する事項」のいずれにも該当しないときとする。

第２　検査・登録型式の同一型式の範囲

多仕様自動車の検査及び登録時において同一の型式として処理できる範囲は、多仕様自動車の構造・装置が、既に指定を受けた多仕様自動車の構造・装置と比較して、その相違が別表第１の同一型式の範囲内にあり、かつ、その相違が別表第２に掲げる「型式を区別する事項」のいずれにも該当しないときとする。ただし、法第 62 条の検査において OBD 検査を新たに対象として申請する場合には、これにかかわらず同一の検査・登録型式として取り扱わないこととする。

第３　類別

１　多仕様自動車の構造・装置が、既に指定を受けた多仕様自動車の構造・装置と比較して、その相違が別表第２の同一型式の範囲内にあり、かつ、「共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領」で定める第１号様式の諸元表の類別区分番号の基準諸元（懸架装置の種類（空気ばね、コイルばね、板ばねの別）、軸距、許容限度総重量、許容限度軸重、車輪配列、原動機仕様（最高出力、最大トルク）、騒音、排出ガス重量をいう。（本項において以下同じ。））の一つが異なるときは、相違する当該基準諸元ごとに少なくとも「類別」を設けなければならない。

２　類別は次に掲げる例により表すものとする。

セダン、ハッチバック、ワゴン、コンバーチブル、ロングボデー、４ＷＤ、４ＷＳ、サイドダンプ、高床三方、ダブルタイヤ、エアバッグ、ＡＢＳ、ディスクブレーキ、２扉、中扉前向、フレーム断面形状ロ型、軸距 1,850ｍ、E10 対応車、自動運行装置搭載車

別表第１（多仕様自動車の型式指定申請における同一型式の範囲）

	型式を区別する事項	例示
1	車体の外形	(1) 乗用自動車に使用する多仕様自動車の場合 ボンネット、キャブオーバ、セミキャブ、オートバイ、側車付オートバイ (2) 乗合自動車に使用する多仕様自動車の場合 ボンネット、キャブオーバ、リヤエンジン、アンダフロア (3) 貨物自動車に使用する多仕様自動車の場合 ボンネット、キャブオーバ、セミキャブ、ダンプ、バン、ピックアップ、三輪トラック、三輪ダンプ、三輪バン、トラクタ、フルトレーラ、セミトレーラ、ドリー付トレーラ (4) 特種用途自動車に使用する多仕様自動車の場合 消防車、警察車、救急車、道路作業車、医療防疫車、寝台車、冷蔵冷凍車、放送宣伝車、霊柩車、護送車、タンク車、散水車、工作車、架線修理車、クレーン車、郵便車、糞尿車、移動無線車、コンクリートミキサー車、塵芥車 (5) 小型特殊自動車に使用する多仕様自動車の場合（作業用附属装置の装着による相違を除く。） ブルドーザ、ロードローラ、タイヤローラ、ロードスタビライザ、タイヤドーザ、グレーダ、スクレーパ、ショベルローダ、ダンパ、モータスイーパ、フォークリフト、ホイールクレーン、ストラドルキャリア、アスファルトフィニッシャ、ホイールハンマ、ロータリ除雪車、農耕トラクタ
2	燃料の種類	(ｱ) メタノール、ガソリン、軽油、LPG、灯油、電気、ガソリンLPG、ガソリン灯油、CNG又はLNG、ANG、圧縮水素、ガソリン・電気、LPG・電気、軽油・電気
3	車わく	(ｱ) 梯子形、背骨形 (ｲ) フレームレス、フレーム付
4	車軸	車軸数の相違 (ｱ) トラクタ（第５輪荷重を有するもの）（２軸、後２軸） (ｲ) トレーラ（１軸、２軸、３軸） (ｳ) (ｱ)、(ｲ)以外（２軸、前２軸、後２軸、４軸）

別表第２（多仕様自動車の検査・登録型式に係る同一型式の範囲）

	型式を区別する事項	例示
1	種別（施行規則第１条及び第２条の規定による。）	普通自動車、小型自動車、軽自動車、小型特殊自動車、第一種原動機付自転車、第二種原動機付自転車
2	用途（「自動車の用途等の区分について」（昭和35年９月６日付自車第452号）」による。）	乗用自動車、乗合自動車、貨物自動車、特種用途自動車
3	原動機の種類及び主要構造（農耕作業用に係る小型特殊自動車を除く。）	(ｱ) レシプロエンジン、ロータリエンジン、ガスタービン (ｲ) 火花点火式、圧縮着火式 (ｳ) ２サイクル、４サイクル (ｴ) 気筒数、気筒内径、気筒行程の相違 (ｵ) 気筒配列の相違 (ｶ) 総排気量の相違 (ｷ) 電動機の種類の相違
4	動力伝達装置の種類及び主要構造	(ｱ) 推進軸式、チェーン式 (ｲ) 前輪駆動（全輪駆動を基本としたものを除く。）、後輪駆動（全輪駆動を基本としたものを除く。）、全輪駆動（前輪又は後輪駆動を基本としたものを除く。）
5	走行装置の種類及び主要構造	(ｱ) タイヤ、カタピラ (ｲ) ホチキス式、トルク管式
6	操縦装置の種類及び主要構造	(ｱ) 直接操向ハンドル式、間接操向ハンドル式 (ｲ) 操向車輪の数（後輪が前輪の操向と連動し、かつ、補助的に操向することによる操向車輪数の相違を除く。） (ｳ) 操向車輪の関係位置の相違
7	懸架装置の種類及び主要構造	(ｱ) 独立懸架、普通懸架 (ｲ) トランスバース式、パラレル式 (ｳ) テレスコピック式、ボトムリンク式
8	主制動装置の種類	油圧ブレーキ、空気ブレーキ、機械式ブレーキ
9	適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値	(ｱ) 排出ガス規制年の相違 (ｲ) 排出ガス低減レベルの相違
10	許容限度総重量８トン未満と８トン以上等（貨物の運送の用に供する自動車に限る。）	(ｱ) 許容限度総重量が８トン以上のもの。最大積載量５トン以上のものとして設計されたもの。 (ｲ) 許容限度総重量が８トン未満のもの。最大積載量５トン未満のものとして設計されたもの。

附則２　共通構造部（多仕様自動車）型式指定申請書等提出要領

第１　本要領の適用

共通構造部指定規則第２条の規定による指定の申請（以下「共通構造部型式指定申請」という。）、共通構造部指定規則第４条の規定による既に指定を受けた共通構造部の型式の指定の申請（以下「既指定共通構造部型式指定申請」という。）、共通構造部指定規則第８条第１項第１号第２欄中括弧書に係る変更の届出及び同項第２号の規定による変更の届出に係る申請書又は届出書（以下「申請書等」という。）及びその添付書面についての提出方法は、この通達の別添「共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領」によるほか、本要領に定めるところによる。

第２　申請書等及びその添付書面の作成

申請者及び届出者（以下「申請者等」という。）は、申請書等及びその添付書面を次に掲げる２分冊に区分して作成すること。ただし、共通構造部指定規則第８条第１項第１号第２欄中括弧書に係る変更の届出、同項第２号の規定による届出を行う場合であって、その変更が附則３「軽微な変更の取扱要領」にいう軽微な変更に該当するときは、第１分冊のみ作成すればよい。この場合において、保安基準の規定に適合することを証する書面に係るものであるときには、当該書面を第１分冊に添付するものとする。ただし、当該装置の車両への取付けに係る認定証により、保安基準適合性が明らかなものにあっては、当該装置単品の認定証の提出は省略することができる。

第１分冊	(1) 申請書等
	(2) 別記様式の提出書面一覧表
	(3) 別表第１の添付書面
第２分冊	(1) 申請書等の写し
	(2) 別記様式の提出書面一覧表
	(3) 別表第２の添付書面
	(4) 審査事務規程別表１に定める書面 ① 指定装置等を装着している場合であって、協定規則に基づく認定証の写しを提出する際、当該装置の車両への取付けに係る認定証の提出によって、当該装置単品の保安基準適合性が明らかなものにあっては、当該装置単品の認定証の提出は省略することができる。 ② 指定製作者等が申請する場合に限り、同規程別表１(6)に定める軽合金製ディスクホイール試験、内装材料の難燃性試験、乗用車等の窓ふき器及び洗浄液噴射装置試験、バス及びトラックの洗浄液噴射装置試験及びデフロスタ試験にあっては、試験成績書に代えて、別紙３に定める技術基準適合証明書とすることができる。 ③ 同規程別表１(3)及び(4)に定める長距離耐久告示第３条第１号及び同条第２号に定める書面にあっては、細目告示第 41 条第１項第３号又は同項第７号の適用を受ける自動車であって、協定規則第 154 号の認定証の写しの提出があった場合は、提出を省略することができる。）

第３　申請書等及びその添付書面の提出先及び提出時期

(1) 申請書等及びその添付書面の提出先

申請書等は、第２による第１分冊を国土交通省物流・自動車局審査・リコール課（以下「審査・リコール課」という。）に、第２分冊を独立行政法人自動車技術総合機構交通安全環境研究所自動車認証審査部（以下「自動車審査部」という。）にそれぞれ提出すること。ただし、第２ただし書きの場合にあっては、第１分冊のみを審査・リコール課に提出すればよい。

また、電子申請を行った場合には、電子申請により提出した書面については自動車審査部への提出を省略することができる。

(2) 提出時期

第１分冊は申請書等の提出時に提出し、第２分冊は第１分冊の提出時期とほぼ同時期に提出すること。

ただし、第１分冊については別記様式の提出書面一覧表を除き、第２分冊の自動車審査部の審査終了前までに提出することができる。このとき、電子申請による申請である場合にあっては、諸元表以外の添付書面については、審査・リコール課個別業務システムの別送ファイルの自動引当機能を利用可能とする引当表ファイルを含めて提出すること。

第４　申請等の際の説明

共通構造部型式指定申請及び既指定共通構造部型式指定申請（第２ただし書きに規定する場合を除く。以下「申請等」という。）を行おうとする者は、申請書等を提出する際に、次表の左欄に掲げる部署に対し、同表の右欄に掲げる事項をそれぞれ説明すること。なお、審査・リコール課に対する説明は必要ないと認められる場合は省略することができる。

部 署	事 項
審査・リコール課	１　開発目的 ２　主な特徴及び新機構の概要 ３　安全、公害及び省エネルギーに関する出荷検査等均一の確保に係る実施体制（共通構造部型式指定申請及び既指定共通構造部型式指定申請の場合に限る。） ４　その他必要と認められる事項
自動車審査部	１　開発意図 ２　構造・装置（新機構を含む。）及び性能の概要 ３　社内試験の実施状況 ４　その他審査の実施に当たって必要と認められる事項

別表第１（申請書等の添付書面／審査・リコール課用）（第２関係）

	添付書面の名称	提出時の注意事項等
1	外観写真	
2	車台番号の打刻届出書（写し）	型式指定申請に係る場合に限る。なお、電子申請により打刻届出を行い、かつ、当該申請を行った場合には書面の提出を省略することができる。
3	原動機の型式の打刻届出書（写し）	型式指定申請に係る場合に限る。なお、電子申請により打刻届出を行い、かつ、当該申請を行った場合には書面の提出を省略することができる。
4	構造・装置の概要説明書	
	(1) 主要な構造・装置の説明書	記載すべき内容は、少なくとも以下の内容のうち該当するものとする。ただし、必要に応じて追加することは差し支えない。 ① 共通構造部型式指定申請、既指定共通構造部型式指定申請の別 ② 車名、検査・登録時に使用する型式、原動機の型式及び総排気量（総排気量が変化するものにあっては、その範囲）並びに燃料の種類 ③ 適合している排出ガス規制年 ④ 規制適用日前に規制対応した基準 ⑤ 既指定共通構造部型式指定申請等の場合は当該変更内容 ⑥ 新技術として採用した技術 ⑦ 自動運行装置の機能の概要 ⑧ 協定規則第171号を適用する自動車にあっては、搭載される運行補助機能（当該機能が協定規則に基づき認可を受けている場合、当該規則名も記載すること）
	(2) 改善措置説明	輸入される共通構造部（多仕様自動車）（以下「輸入多仕様自動車」という。）であって本邦において改善を要するものに係る場合に限る。
5	特定共通構造部（多仕様自動車）の範囲	
6	諸元表	申請に係る共通構造部（多仕様自動車）（以下「多仕様自動車」という。）の対象となる部分に限る。「共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領」で定める第１号様式については、検査・登録型式毎に作成する。
7	外観図	新規共通構造部型式指定又は既指定共通構造部型式指定を申請する場合については、灯火器類の取付位置に係る寸法の記載を省略することができる。
8	指定装置等又は指定共通構造部一覧表	指定装置等又は指定共通構造部を装着している多仕様自動車に限る。なお、この場合、別紙様式１による指定装置等又は指定共通構造部一覧表を添付する。
9	宣誓書	ただし、新規共通構造部型式指定若しくは既指定

		共通構造部型式指定を申請する場合又は必要に応じて共通構造部型式指定規則第８条第１項第２号の変更届出をする場合に限る。なお、この場合、別紙様式２による宣誓書を添付する。
10	多仕様自動車の出荷検査の実施要領を記載した書面（申請に係る多仕様自動車の共通構造部指定規則第３条第２項第５号の検査実施要領を記載した書面含む。）	車名及び検査・登録型式毎に次に掲げる事項を記載すること。 1　申請に係る多仕様自動車の共通構造部指定規則第３条第２項第５号の検査実施要領 (1) 検査の業務組織 (2) 検査の実施要領 （ｉ）検査の実施項目 （ⅱ）検査の実施方法 （ⅲ）検査の実施方式 (3) 第12第２項(4)の自動車検査用機械器具により自動で出荷検査を実施する場合にあっては、当該業務を行う組織、検査の実施項目及び方法 2　出荷検査ラインの工程 3　出荷検査チェック・シート 4　出荷検査用機械器具の一覧表 なお、第12第２項(4)の自動車検査用機械器具により自動で出荷検査を実施する場合にあっては、その旨を附記すること。 5　第12 第２項(3)により出荷検査の一部を委託する場合における委託先、委託している業務の範囲、委託先の業務の実施体制及び委託している業務に関する指導監督の方法 6　附則７が適用される場合にあっては、設備等の体制を記載した書面 なお、次に掲げる事項を記載すること。ただし、高圧法第 49 条の５に定める容器等製造業者の登録を受けた者にあっては、そのことを証する書面を添付すればよい。 ア　容器等製造設備の概要 イ　容器等検査設備の概要 ウ　附則７に規定する技術的要件を満足していることを宣誓する書面 １から６までに掲げる事項に係る変更の管理に関する手順を提出することができる。
11	特定共通構造部型式指定自動車出荷検査証の発行要領を記載した書面	特定共通構造部型式指定自動車出荷検査証の発行における業務分担が明確となるよう記載すること。
12	点検整備方式	
13	申請に係る多仕様自動車の品質管理システムに係る業務組織及び実施要領を記載した書面（申請者	次に掲げる事項を記載すること。 1　品質管理システムに係る業務組織 2　申請に係る特定共通構造部の品質管理システムに係る実施要領として、次に掲げる事項を規定した規

	が国際標準化機構（以下「ISO」という。）第9001 号の規格等を取得している場合（申請に係る多仕様自動車に関し、主たる製作工場について取得している場合に限る。）にあっては、取得している事実を証する書面に代えることができる。）	程類の名称を記載すること。 (1) 品質管理システムの方針及び目標 (2) 品質管理システムに係る計画 (3) 品質管理システムに係る評価の方法 (4) 継続的改善並びに是正措置及び予防措置（不具合情報の収集・分析、当該情報を踏まえた対応を含む。） 3　附則７が適用される場合にあっては、同附則 第２に定める手順 ISO 第9001号等を取得している事実を証する書面に代える場合は、取得証明書（写し）を添付すること。
14	多仕様自動車型式指定番号等表示図	型式指定番号等を表示する場合、表示位置、表示方式を記載すること。 なお、上記第７項に掲げる図面に当該事項が記載されている場合には、提出を省略することができる。
15	購入等契約書	
	(1) 購入契約書又は販売契約書の写し	申請書等を提出する者が多仕様自動車を製作することを業とする者から多仕様自動車を購入する契約を締結している者であって当該多仕様自動車を販売することを業とする者又は外国において本邦に輸出される多仕様自動車を製作することを業とする者から当該多仕様自動車を購入する契約を締結している者であって当該多仕様自動車を本邦に輸出することを業とする者である場合に限る。
	(2) 当該契約書の翻訳文書	(1)の書面が日本語で記載されていない場合に限る。
16	不正行為を防止するための措置が適切に講じられていることを証する書面	型式指定申請において、共通構造部型式指定規則第３条第２項第８号に該当する者に限る。
17	不正行為に係る部品について改善措置が適切に講じられていること及び改善措置の届出に関する不正行為の再発を防止するための措置が適切に講じられていることを証する書面	共通構造部型式指定申請において、改善措置の届出に関する重大な不正行為を行った多仕様自動車製作者等により申請等があった多仕様自動車のうち、当該改善措置に係る多仕様自動車の部品と同種のものが使用されている多仕様自動車の申請等の場合に限る。
18	能力基準適合証明書の写し	協定規則第155号の認定証の写し、同規則の規則6.に基づいて交付された有効なサイバーセキュリティ管理システム適合認定書の写し及び当該写しに係るサイバーセキュリティ管理システムの概要を記載した書面並びに協定規則第156号の認定証の写し、同規則の規則6.に基づいて交付された有効なソフトウェア更新管理システム適合認定書の写し及び当該写し

		に係るソフトウェア更新管理システムの概要を記載した書面をもってこれに代えることができる。 　また、自動運行装置を備える自動車以外の自動車であって、プログラム等を改変する機能を有しない自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車又は三輪自動車、にあっては、プログラム等の適切な管理及び確実な改変に関して特定改造等を適確に実施するに足りる能力を有する者であることを証する証明書の写しの提出の必要はない。 　なお、適用関係告示第14条第20項、第24項及び第39項の適用を受ける自動車を除き、同条第22項の適用を受ける自動車にあっては、サイバーセキュリティ業務管理システム適合証明書の写しでもよいこととする。
19	内部統制システムの概要を記載した書面	共通構造部型式指定申請又は既指定共通構造部型式指定申請時において、内部統制評価にあっては、有効期間を満了していないものを提出すること。
20	その他審査の実施に当たって必要と認められる書面	

備考１　「乗用車」とは、専ら乗用の用に供する乗車定員10 人以下の自動車をいう。
　　２　添付書面については、申請に係る特定共通構造部の対象となる部分に限る。

別表第２（申請書等の添付書面／自動車審査部用）（第２関係）

	添付書面の名称	提出時の注意事項等
1	外観写真	
2	車台番号の打刻届出書（写し）	共通構造部型式指定申請に係る場合に限る。なお、電子申請により打刻届出を行い、かつ、当該申請を行った場合には書面の提出を省略することができる。
3	原動機の型式の打刻届出書（写し）	共通構造部型式指定申請に係る場合に限る。なお、電子申請により打刻届出を行い、かつ、当該申請を行った場合には書面の提出を省略することができる。
4	構造・装置の概要説明書	
	(1) 主要な構造・装置の説明書	記載すべき内容は、少なくとも以下の内容のうち該当するものとする。ただし、必要に応じて追加することは差し支えない。 ① 共通構造部型式指定申請、既指定共通構造部型式指定申請の別 ② 車名、検査・登録時に使用する型式、原動機の型式及び総排気量並びに燃料の種類 ③ 適合している排出ガス規制年 ④ 規制適用日前に規制対応した基準 ⑤ 既指定共通構造部型式指定申請等の場合は当該変更内容 ⑥ 新技術として採用した技術 ⑦ 旅客運送事業用自動車としての適合していない項目 ⑧ 自動運行装置の機能の概要 ⑨ 協定規則第171号を適用する自動車にあっては、搭載される運行補助機能（当該機能が協定規則に基づき認可を受けている場合、当該規則名も記載すること）
	(2) 騒音防止対策説明書	自動車に備えられた騒音対策品をすべて図示すること。騒音対策品のうち消音器については主・副の別、個数、形状、配置を図示すること。また、騒音対策品が自動車に備えられた状態が分かるように配管等を含めて平面図等で図示すること。消音器に純正品表示がある場合は表示位置を記載すること。協定規則第51号第３改訂版補足第６改訂版以降に対応し、複数のモード（近接排気騒音値に影響を及ぼすものとして、運転者が選択可能な自動車の設定をいう。）を備える自動車にあっては、諸元表の近接排気騒音値を測定したときのモードを記載するとともに、全てのモードへの切替え方法を記載すること。原動機の回転数を抑制する装置を備えた自動車（エンジンコントロールユニットに組み込まれたものであって当該装置を容易に解除することができないものに限る。）にあっては、当該装置が作動する回転数及び近接排気騒音の測定回転数を記載すること。

		ただし、原動機の回転数を加速ペダルの操作により規定の測定回転数に調整できないものについては、当該装置が作動する回転数を記載すること。
	(3) 排出ガス対策説明書	自動車に備えられた一酸化炭素等発散防止装置について平面図等により図示すること。 また、細目告示第 41 条第２項第５号ロ又はハが適用される自動車については別紙 2-１又は別紙 2-3 により、同号イが適用される自動車については別紙 2-2 により、排出ガス低減機能を低下・停止させる制御に係る説明書を添付すること。
	(4) 改善措置説明書	輸入多仕様自動車であって本邦において改善を要するものに係る場合に限る。
5	特定共通構造部（多仕様自動車）の範囲	
6	諸元表	申請に係る多仕様自動車が対象となる部分に限る。「共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領」で定める第１号様式については、検査・登録型式毎に作成する。
7	外観図	新規共通構造部型式指定又は既指定共通構造部型式指定を申請する場合については、灯火器類の取付位置に係る寸法の記載を省略することができる。
8	指定装置等又は指定共通構造部一覧表	指定装置等又は指定共通構造部を装着している多仕様自動車に限る。 なお、この場合、別紙様式１による指定装置等又は指定共通構造部一覧表を添付する。
9	技術基準適合証明書	
10	宣誓書	ただし、新規共通構造部型式指定若しくは既指定共通構造部型式指定を申請する場合又は必要に応じて共通構造部型式指定規則第８条第１項第２号の変更届出をする場合に限る。なお、この場合、別紙様式２による宣誓書を添付する。
11	能力基準適合証明書の写し	協定規則第155号の認定証の写し、同規則の規則6.に基づいて交付された有効なサイバーセキュリティ管理システム適合認定書の写し及び当該写しに係るサイバーセキュリティ管理システムの概要を記載した書面並びに協定規則第156号の認定証の写し、同規則の規則6.に基づいて交付された有効なソフトウェア更新管理システム適合認定書の写し及び当該写しに係るソフトウェア更新管理システムの概要を記載した書面をもってこれに代えることができる。 また、自動運行装置を備える自動車以外の自動車であって、プログラム等を改変する機能を有しない自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車又は三輪自動車、にあっては、プログラム等の適切な管理及び確実な改変に関して特定改造等を適確に実施するに足りる能

		力を有する者であることを証する証明書の写しの提出の必要はない。 　なお、適用関係告示第14条第20項、第24項及び第39項の適用を受ける自動車を除き、同条第22項の適用を受ける自動車にあっては、サイバーセキュリティ業務管理システム適合証明書の写しでもよいこととする。
12	細目告示第 20 条第３項で定めるガス容器及びガス容器附属品の材料を示す書面	細目告示第20条第３項で定めるガス容器及びガス容器附属品が規格材料の要件を満たすことを確認できる書面を提出すること。 　なお、大型特殊自動車に係る場合にあっては提出の必要はない。
13	その他審査の実施に当たって必要と認められる書面	

備考１　「乗用車」とは、専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車をいう。
　　２　添付書面については、申請に係る特定共通構造部の対象となる部分に限る。

別記様式（提出書面一覧表）（第２関係）

提出書面一覧表

車名・型式

書面の名称	提出・省略の別	備考

（日本産業規格Ａ列４番）

備考１　本様式は、第１分冊については別表第１の添付書面、第２分冊については別表第２の添付書面及び審査事務規程に定める添付書面について記載すること。

２　記載内容が多く、書き切れない場合には、別葉とすることができる。

３　書面の名称欄には、申請等の種類に応じ、提出を要するとされた添付書面の名称を記載すること。ただし、書面の名称をあらかじめ網羅して記載した提出書面一覧表を用いるときは、提出を要しない書面について提出・省略の別欄に「―」又は「／」を記載すること。

４　提出・省略の別欄には、書面を提出する場合には「○」を、書面の提出を省略する場合には「×」をそれぞれ記載すること。

５　備考欄には、書面の提出を省略する理由を具体的に記載すること。

別紙様式１

指定装置等又は指定共通構造部一覧表

番　号	装置又は共通構造部の種類	指定番号（認定番号）等	備考

備考１　当該申請の共通構造部に含まれる指定装置等又は指定共通構造部を全て記載すること。

２　番号欄には装置又は共通構造部毎に番号を振り分け、装置又は共通構造部の仕様が複数ある場合には枝番号を加えること。

３　法第 75 条の３第１項の指定を法第 75 条第１項及び法第 75 条の２第１項の申請等と同時に行う場合については備考欄にその旨を記載すること。

４　指定番号等の欄には、装置指定通知書等、共通構造部指定通知書等及び認定証に記載された番号等を記載すること。なお、改訂シリーズ並びに当該共通構造部及び車両に有効な拡大番号を含めた番号とすること。また、拡大番号の取扱いについては、申請者が取得した装置のみに限ることができる。

別紙様式２　（宣誓書）

宣　　誓　　書

年　月　日
宣誓者の氏名又は名称

特定共通構造部の名称及び型式

申請又は届出に係る上記特定共通構造部は、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に適合するものであり、かつ、申請にあたり提出する申請書又は届出にあたり提出する届出書その他の書面には、国土交通大臣が定めるところにより適切に実施した試験の結果に基づく記載その他の正確な記載をしたことに相違ありません。

（日本産業規格Ａ列４番）

別紙２－１　排出ガス対策説明書《別添》

排出ガス低減機能を低下・停止させる制御に係る説明書（軽・中量車及びディーゼル以外重量車用）

【車名：型式】　　○○○：○○○－○○○○○○

	排出ガス低減機能を低下・停止させる条件	制御の有無	出現時期			ディフィートデバイス
			第41条第２項第５号ロ(1) 原動機が始動するとき	第41条第２項第５号ロ(2) 原動機の損傷を防止し、安全な運行を確保するために必要なとき	第41条第２項第５号ロ(3) JC08Hモード法及びJC08Cモード法又はWLTCモード法により走行するとき	(ⅰ)排出ガス試験時特有の事象が生じていないことを検知することにより作動するもの (ⅱ)当該自動車が排出ガス試験を行う場所にないことを検知することにより作動するもの (ⅲ)排出ガス試験の所要時間に関連すると認められる時間の経過を検知することにより作動するもの
1	原動機始動時	○	○			
2	エンジン低回転連続運転	○		○		ー
3	エンジン高負荷・高回転	○		○		ー
4	高冷却水温	○		○		ー
5	低冷却水温	○		○		ー
6	高標高（低大気圧）	○		○		ー
7	高吸気温（高外気温）	○		○		ー
8	低吸気温（低外気温）	○		○		ー
9	高触媒温度（高排ガス温度）	○		○		ー
10	低触媒温度（低排ガス温度）	○			○	
11	高吸入空気量	○		○		ー
12	ノッキング発生	○		○		ー
13	高油温	○		○		ー
14	高過給圧	ー				
15	異常発生時（MIL点灯時）	○		○		ー
16	その他（上記以外）	○		○		ー

（日本産業規格A列4番）

記載方法

１．「制御の有無」欄には、当該条件による制御の有無について、該当する場合は「○」、該当しない場合は「ー」を記載してください。

２．「出現時期」欄には、当該条件による制御が第41条第２項第５号ロ(1)～(3)に規定するどの場合に起こるか、該当する欄に「○」を記載してください。

３．「ディフィートデバイス」欄には、当該条件による制御が第41条第２項第５号ロ(2)に規定するディフィートデバイスについて、(ⅰ)～(ⅲ)のいずれにも該当しない場合は「ー」を記載してください。

別紙２－２　排出ガス対策説明書《別添》
排出ガス低減機能を低下・停止させる制御に係る説明書（ディーゼル重量車用）

【車名：型式】　　○○○：○○○－○○○○○○

	排出ガス低減機能を低下・停止させる条件	制御の有無	出現時期				ディフィートデバイス
			細目告示　別添116 4.1.2.（a） WHDCモード法運行時又は6.1.に規定するWNTE制御領域の範囲にあるとき	細目告示　別添116 4.1.2.（b） エンジン又は車両を損傷又は事故から保護する目的であるとき	細目告示　別添116 4.1.2.（c） エンジンの始動又は暖機（始動後～冷却液温度が70℃に達するまで）中であるとき	細目告示　別添116 4.1.2.（d） オフサイクル時の規制対象排出ガスの制御を維持するために別の制御を相殺するとき	（ⅰ）排出ガス試験時特有の事象が生じていないことを検知することにより作動するもの（※） （ⅱ）当該自動車が排出ガス試験を行う場所にないことを検知することにより作動するもの （ⅲ）排出ガス試験の所要時間に関連すると認められる時間の経過を検知することにより作動するもの
1	原動機始動時	○			○		
2	エンジン低回転連続運転	○		○			―
3	エンジン高負荷・高回転	○		○			―
4	高冷却水温	○		○			―
5	低冷却水温	○			○		
6	高標高（低大気圧）	○		○			―
7	高吸気温（高外気温）	○		○			―
8	低吸気温（低外気温）	○		○			―
9	高触媒温度（高排ガス温度）	○		○			―
10	低触媒温度（低排ガス温度）	○	○		○		
11	高吸入空気量	○		○			―
12	ノッキング発生	○		○			―
13	高油温	○		○			―
14	高過給圧	―					
15	異常発生時（MIL点灯時）	○		○			―
16	その他（上記以外）	○		○			―

（日本産業規格Ａ列４番）

記載方法
１．「制御の有無」欄には、当該条件による制御の有無について、該当する場合は「○」、該当しない場合は「－」を記載してください。
２．「出現時期」欄には、当該条件による制御が細目告示別添116　4.1.2.(a)～(d)に規定するどの場合に起こるか、該当する欄に「○」を記載してください。
３．「ディフィートデバイス」欄には、当該条件による制御が細目告示別添116　4.1.2.(b)による場合であって、（ⅰ）～（ⅲ）のいずれにも該当しない場合は「－」を記載してください。
（※）細目告示別添116　5.に規定する適用条件を満たさない場合並びに6.1.に規定するWNTE制御領域外のエンジン回転数及びエンジントルクとなった場合において作動するものを除く。

別紙２－３　排出ガス対策説明書《別添》
排出ガス低減機能を低下・停止させる制御に係る説明書（二輪自動車及び原動機付自転車用）

【車名：型式】　　○○○：○○○－○○○○○○

	排出ガス低減機能を低下・停止させる条件	制御の有無	出現時期			ディフィートデバイス
			第41条第２項第５号ロ(1)又は第243条第２項第３号イ 原動機が始動するとき	第41条第２項第５号ロ(2)又は第243条第２項第３号ロ 原動機の損傷を防止し、安全な運行を確保するために必要なとき	第41条第２項第５号ロ(3)又は第243条第２項第３号ハ JC08Hモード法及びJC08Cモード法又はWLTCモード法により走行するとき	(ⅰ)排出ガス試験時特有の事象が生じていないことを検知することにより作動するもの (ⅱ)当該自動車が排出ガス試験を行う場所にないことを検知することにより作動するもの (ⅲ)排出ガス試験の所要時間に関連すると認められる時間の経過を検知することにより作動するもの
1	原動機始動時	○	○			
2	エンジン低回転連続運転	○		○		―
3	エンジン高負荷・高回転	○		○		―
4	高冷却水温	○		○		―
5	低冷却水温	○		○		―
6	高標高（低大気圧）	○		○		―
7	高吸気温（高外気温）	○		○		―
8	低吸気温（低外気温）	○		○		―
9	高触媒温度（高排ガス温度）	○		○		―
10	低触媒温度（低排ガス温度）	○			○	
11	高吸入空気量	○		○		―
12	ノッキング発生	○		○		―
13	高油温	○		○		―
14	高過給圧	―				
15	異常発生時（MIL点灯時）	○		○		―
16	その他（上記以外）	○		○		―

（日本産業規格Ａ列４番）

記載方法
１．「制御の有無」欄には、当該条件による制御の有無について、該当する場合は「○」、該当しない場合は「－」を記載してください。
２．「出現時期」欄には、当該条件による制御が第41条第２項第５号ロ(1)～(3)に規定するどの場合に起こるか、該当する欄に「○」を記載してください。
３．「ディフィートデバイス」欄には、当該条件による制御が第41条第2項第5号ロ(2)に規定するディフィートデバイスについて、(ⅰ)～(ⅲ)のいずれにも該当しない場合は「－」を記載してください。

別紙３　技術基準適合証明書様式例（第２関係）

令和　　年　　月　　日
Date:　　Y.　　M.　　D.

国　土　交　通　大　臣　殿
To: The Minister for Land, Infrastructure and Transport

技術基準適合証明書
Certificate of Conformity to Technical Standards

次の自動車は、下記に掲げる細目告示技術基準に適合していることを証明いたします。
This is to certify that the following motor vehicle has complied with the Technical Standards listed below which correspond to the following Technical Standards (Attachments of Announcement That Prescribes Details of Safety Regulations for Road Vehicles) below.

車　名 Make	型　式 Type	通称名 Sales Name

記
Description

細目告示技術基準 Technical Standards (Attachments of Announcement That Prescribes Details of Safety Regulations for Road Vehicles)	
軽合金製ディスクホイールの技術基準 Technical Standard for Light-Alloy Disc Wheels	
内装材料の難燃性の技術基準 Technical Standard for Flame-Resistant Interior Materials of Motor Vehicles	
乗用車等の窓ふき器及び洗浄液噴射装置の技術基準 Technical Standard for Windshield Wiping and Washing Systems for Passenger Motor Vehicles etc	
バス及びトラックの洗浄液噴射装置の技術基準 Technical Standard for Washing Systems For Bus and Truck	
デフロスタの技術基準 Technical Standard for Defrosting and Demisting Systems	

指定製作者等の名称
Name of Manufacturer:

記載方法
１．記載については、日本語のみ、英語のみ、日英併記の何れでも結構です。
２．各技術基準の右欄については、次の何れかを記載ください。
　① 適合している技術基準又は協定規則に対応する審査事務規程別添１　試験規程に定める分類番号（例 TRIAS○○－○○）
　② 認証実施要領 附則９に定める同等と認められる外国の試験方法

附則３　軽微な変更の取扱要領

共通構造部型式指定規則第８条第１項第２号第２欄に規定する軽微な変更とは、諸元表、外観図及び保安基準の規定に適合することを証する書面のいずれかに変更があり、保安基準に適合することが明白な場合であって、かつ、試験を行う必要性がないものとする。また、自動車製作者等が軽微な変更に該当するか判断に迷う場合にあっては、審査・リコール課に申し出ることとする。

以下の別表１については、諸元表第２号様式の１を使用した場合の申請に係る軽微な変更に該当する参考例とし、別表２については、諸元表第２号様式の２を使用した場合の申請に係る軽微な変更に該当する参考例とする。ただし、指定装置等であって、認定証により保安基準に適合することを確認する場合にあっては、以下の別表１又は別表２に記載の項目に限る。また、自動車製作者等が別表１又は別表２の指定装置等に係る項目追加希望を申し出た場合、審査・リコール課は、妥当性を検討後、追加の必要性がある場合は項目の追加をすることとする。

別表１　諸元表第２号様式の１を使用した場合の申請に係る軽微な変更に該当する参考例

書面	項　　目	条　　件
諸元表	輪距の変更	次のいずれかを満たすもの（周辺部位等との干渉について変更を行う前の同型式の多仕様自動車（以下「変更前の同型式車」という。）に対して同一であるもの又は間隔が拡大するものに限る。）。 (1) 複数の輪距が設定されている型式の多仕様自動車に対して行う元輪距の変更について、リムのオフセット違いのみを要因とするものであり、かつ、変更後の輪距が既に設定されている輪距の最大値と最小値の間に位置するもの。 (2) 最大安定傾斜角度の設計値が 40 度（規制値が 30 度の多仕様自動車にあっては 35 度）以上の多仕様自動車に対して行う輪距の変更であって輪距が小さくなるもの。
	タイヤの変更	指定装置等であって、同一サイズのタイヤでタイヤ製作者の商号又は商標及びトレッドパターンを表す記号等を変更又は追加するものに限る（WLTC モードによる燃料消費率又は一充電走行距離を記載する自動車及び JH25 モードによる燃料消費率を記載する多仕様自動車等を除く。）。
	タイヤの追加	指定装置等であって、既に届出されているタイヤと断面幅の呼び、扁平比の呼び及びタイヤ構造記号の呼びが同一であるもの（負荷能力及び速度区分記号により示される最高速度が同一である場合又は大きくなる場合に限る。）（WLTC モードによる燃料消費率又は一充電走行距離を記載する自動車及び JH25 モードによる燃料消費率を記載する多仕様自動車等を除く。）。
	通称名の変更	
	車台番号及び原動機の型式の打刻様式及び打刻位置の変更	
	燃料タンクの容量、位置又は形	次の全てを満たすもの。 (1) 基本形状、取付方法並びに燃料注入口及びガス抜き口の位置に変更がないもの。 (2) タンク容量が同一であるもの又は小さくなるものであり、かつ、タンクと車わく端部との距離が同一のもの又は長くなるもの。 (3) タンク付近の基本燃料配管と周辺部位との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したもの。
	蓄電池の変更	個数が同一であるもの（容積が同一である場合又は

		小さくなる場合に限る。)。
	無段変速機の後退変速比の変更	低摩擦路を後退時にタイヤ空転を検知した際、変速比が大きくなるような制御を行う場合に限る。
	連結装置の変更	連結器の形式に変更がないもの。
	消音器の型式の変更	消音器の内部構造及び容量が同一であるもの（周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したものに限る。)。
外観図	原動機（内燃機関）の排気マニホールド形状の変更	周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したもの。
	燃料タンクの形状の変更	燃料タンクの容量、位置又は形状の変更に限る。なお、LPG タンクの場合は充填バルブの位置の変更に限る。
	フェンダー形状の変更	貨物の運送の用に供する多仕様自動車の場合又は指定共通構造部若しくは指定装置等を備える場合であって、フェンダー部の最内縁から回転部分までの距離が、変更前の同型式車に対して同一であるもの又は増加するもの（基本形状の変更（扇型から角型への変更等）を除く。）。
	バンパ本体の外形の意匠又はバンパグリルの意匠の変更	貨物の運送の用に供する多仕様自動車に備える前部潜り込み防止装置及び突入防止装置に該当しない場合又は指定共通構造部若しくは指定装置等を備える場合であって、外形に鋭い突起がないもの（寸法（全長、全幅又は高さ）を変更する場合を除く。）。
	車体の意匠ラインの変更又はモールの形状の変更	貨物の運送の用に供する多仕様自動車の場合又は指定共通構造部若しくは指定装置等を備える場合であって、外形に鋭い突起がないもの（寸法（全長、全幅又は高さ）を変更する場合を除く。）。
	二輪車等の意匠部品の変更（フェアリングを除く。）	周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したもの（騒音対策部品である場合を除く。)。
	荷台の煽り形状の変更、意匠リブの追加若しくは廃止又は鳥居形状の変更	
	エアスポイラーの廃止	貨物の運送の用に供する多仕様自動車の場合又は指定共通構造部若しくは指定装置等を備える場合であって、高さに変更がないもの。
	スペアタイヤキャリアの形状の変更	貨物の運送の用に供する多仕様自動車の場合又は指定共通構造部若しくは指定装置等を備える場合であって、外形に鋭い突起がないもの（寸法（全長、全幅又は

		高さ）を変更する場合を除く。）。
	二輪車の座席形状の変更	乗車位置に変更がないもの。
	ヘッドランプバイザーの追加又は廃止	貨物の運送の用に供する多仕様自動車の場合又は指定共通構造部若しくは指定装置等を備える場合であって、配光に影響を与えないものであり、鋭い突起がないもの。
	二輪車の速度計カバー形状の変更又は廃止	視認性を妨げないものであって、鋭い突起がないもの。
	二輪車の緩衝装置（ボトムケースの形状の変更に限る。）	外形に鋭い突起がないもの。
	燃料タンクのタンクパッド採用又は廃止	乗車位置に変更がないもの。
	二輪車のフェアリング形状の変更	同一車体に同一フェアリングを装備した車両間（排気量違い等による別型式に限る。）において、先に認可されたものと同様な変更を行う場合。
	座席間隙の変更	センターコンソール等の変更による場合に限る（旅客自動車運送事業用自動車として事業用の要件で「適」の判定をしたものを除く。）。
保安基準の規定に適合することを証する書面	保安基準第 32 条から第 41 条の 5 までに規定する灯火装置及び反射器並びに指示装置であって、色又は性能の変更	取付部の構造が同一であり、かつ、指定装置等を装着する場合に限る。
	保安基準第 32 条から第 41 条の 5 までに規定する灯火装置及び反射器並びに指示装置であって、生産工場又は製作者の変更	取付部の構造が同一であり、構造及び性能が基本的に同一、かつ、指定装置等を装着する場合に限る。
	非常点滅表示灯の個数又は性能の変更	方向指示器と兼用している場合であり、かつ、当該方向指示器が指定装置等である場合に限る。
	警報音発生装置の型式又は形式の変更	指定装置等を装着する場合であり、かつ、警音器が指定装置である場合に限る。
	警音器の性能の変更	指定装置等を装着する場合に限る。
	サンバイザのバニティミラー付加機能の廃止	サンバイザ本体の形状及び寸法が同一であるもの。

	排気管の形状の変更	周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対策を施したもの。(排圧が変更になる場合及び排気管長さを変更する場合（車両総重量 3.5ｔを超えるキャブオーバに限る。）を除く。)。
	車台構造を変更することなくできる排気管の曲げ形状の変更	周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したものに限る（排気管の出口位置を変更する場合を除く。)。
	触媒装置の取付位置又は取付角度の変更	基本取付位置（床下、マニホールド直下等）が同一であるもの（周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したものに限る。)。
	触媒の貴金属担持量の変更	貴金属担持量を増加させる場合に限る。
	車室外後写鏡の付加機能（電動リモコン、電動格納等）の廃止	衝撃吸収構造及びアウターケースの形状に変更がないものに限る。
	二輪車の後写鏡取付方法の変更に伴う指定装置一覧表の認可番号の変更	取付方法がシングルナット方式からダブルナット方式に変更されるものであって、鏡面寸法や取付間隔・位置その他について変更がないものに限る。
	二輪自動車の後写鏡の変更又は追加	指定装置等を装着する場合であって、形状、寸法及び性能に変更がないもの
	シートの付加機能（電動スライド、電動リクライニング、電動上下アジャスタ等）の廃止	シート調節範囲、強度部材及び着座姿勢に変更がないもの。
	ハンドルの最大回転数	かじ取角度が同一である場合又は小さくなる場合に限る。
	かじ取倍力装置の形式の変更	かじ取装置の歯車形式が同一である場合に限る。
	前面ガラス以外のガラスの厚さの変更	ガラスが厚くなるものについては、可視光線透過率の基準が適用されない窓ガラスに限る。
	速度計の型式の変更	性能が同一であるもの。
	運行記録計の形式又は性能の変更	指定装置等を装着する場合に限る。

	非常ブレーキの減速度又は制動初速度の変更	
	電波障害防止装置（AV関連のESA装置に限る）	自動車の指定装置等の装置指定通知書等又は認定証に変更がなく、かつ当該自動車の指定装置等と同一改訂版で指定を受けたESA装置を装着する場合に限る。
	タイヤの構造等に変更無く、協定規則第117号第４改訂版の法規対応を行う場合	指定装置等を装着する場合に限る。
	軽合金製ディスクホイール試験、内装材料の難燃性試験、乗用車等の窓ふき器及び洗浄液噴射装置試験、バス及びトラックの洗浄液噴射装置試験及びデフロスタ試験に影響のある仕様変更又は追加	技術基準適合証明書により証明する場合に限る。
	非常信号用具の追加又は仕様変更	
	警告反射板の追加又は仕様変更	指定装置等を備える場合に限る。
	停止表示器材の追加又は仕様変更	指定装置等を備える場合に限る。
	装置指定規則第５条で定める指定を受けたものとみなす特定装置	提出済みの認定証において、当該指定装置等に変更が無く、以下のいずれかの事由により改訂番号の更新が行われた場合に限る。 ・生産工場等の追加による場合 ・当該指定装置等には直接適用されない他の車両カテゴリー等の基準改正による場合 ・当該申請車両以外の車両（例えば他国仕向け仕様）の変更等による場合

別表２　諸元表第２号様式の２を使用した場合の申請に係る軽微な変更に該当する参考例

書面	項目	条件
諸元表	輪距の変更	次のいずれかを満たすもの（周辺部位等との干渉について変更を行う前の同型式の多仕様自動車（以下「変更前の同型式車」という。）に対して同一であるもの又は間隔が拡大するものに限る。）。 (1) 複数の輪距が設定されている型式の多仕様自動車に対して行う元輪距の変更について、リムのオフセット違いのみを要因とするものであり、かつ、変更後の輪距が既に設定されている輪距の最大値と最小値の間に位置するもの。 (2) 最大安定傾斜角度の設計値が40 度（規制値が30 度の多仕様自動車にあっては35 度）以上の多仕様自動車に対して行う輪距の変更であって輪距が小さくなるもの。
	タイヤの変更	指定装置等であって、同一サイズのタイヤでタイヤ製作者の商号又は商標及びトレッドパターンを表す記号等を変更又は追加するものに限る（WLTCモードによる燃料消費率又は一充電走行距離を記載する自動車及びJH25モードによる燃料消費率を記載する多仕様自動車等を除く。）。
	タイヤの追加	指定装置等であって、既に届出されているタイヤと断面幅の呼び、扁平比の呼び及びタイヤ構造記号の呼びが同一であるもの。（負荷能力及び速度区分記号により示される最高速度が同一である場合又は大きくなる場合に限る。）（WLTCモードによる燃料消費率又は一充電走行距離を記載する自動車及びJH25モードによる燃料消費率を記載する多仕様自動車等を除く。）。
	通称名の変更	
	車台番号及び原動機の型式の打刻様式及び打刻位置の変更	
	燃料タンクの容量、位置又は形状の変更	次の全てを満たすもの。 (1) 基本形状、取付方法並びに燃料注入口及びガス抜き口の位置に変更がないもの。 (2) タンク容量が同一であるもの又は小さくなるものであり、かつ、タンクと車わく端部との距離が同一のもの又は長くなるもの。 (3) タンク付近の基本燃料配管と周辺部位との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したもの。

	蓄電池の変更	個数が同一であるもの（容積が同一である場合又は小さくなる場合に限る。）。
	無段変速機の後退変速比の変更	低摩擦路を後退時にタイヤ空転を検知した際、変速比が大きくなるような制御を行う場合に限る。
	推進軸の寸法の変更	内径が大きくなるもの。
	減速機の歯車形式の変更	
	差動機の歯車の形式、数又は差動制限装置形式の変更	
	タイヤ空気圧の変更	タイヤの負荷能力が同一である場合又は大きくなる場合に限る。
	かじ取角度の変更	最遠軸距が５ｍ以下であり、かつ、かじ取角度が小さくなる場合に限る。
	制動装置のライニング若しくはパッドの寸法若しくは面積又はマスタ・シリンダの内径の変更	指定装置等を装着する場合に限る。
	制動装置のパッドの厚さの変更	
	制動倍力装置の倍率の変更	指定装置等を装着する場合に限る。
	空気圧縮機等の圧力調整器形式の変更	
	空気圧縮機等のタンク位置の変更	タンクからの基本配管と周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したもの。
	制動警報装置の性能の変更	ワット数又は音量が大きくなるもの（形式を変更する場合を除く。）。
	補助ブレーキ形式の変更	最大減速度が2.2m/s^2 以下であり、かつ、制動灯が点灯する場合に限る。
	主ばね又は補助ばねの寸法の変更	周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したもの。
	巻込防止装置の形式の変更	取付状態に変更がないもの。
	連結装置の変更	連結器の形式に変更がないもの。

	エアバッグの容量及びインフレータ出力の変更	同一型式内にサイドエアバッグの装備の有無の設定があり、かつ、サイドエアバッグの装備の無い仕様で保安基準（側面衝突試験）への適合性の判断を実施した場合のサイドエアバッグの容量及びインフレータ出力の変更に限る。
	頭部後傾抑止装置の数の変更	同一型式内の後部座席において、既に設定のある仕様があり、当該装置を装備しない仕様の設定追加を行う場合に限る（旅客自動車運送事業用自動車として事業用の要件で「適」の判定をしたものを除く。）。
	前面ガラス以外のガラスの着色仕様の変更	着色ガラスから着色無しガラスへ変更した場合に限る。
	ガラス仕様の引き当て変更	既に型式指定を取得している別型式の多仕様自動車で使用しているものであって、形状及び試験領域が同一であるものに限る。
	消音器の型式の変更	消音器の内部構造及び容量が同一であるもの（周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したものに限る。）。
	排出ガス発散防止装置の警報装置の検出部の個数又は位置の変更	
	保安基準第 32 条から第 41 条の５までに規定する灯火装置及び反射器並びに指示装置であって、色又は性能の変更	取付部の構造が同一であり、かつ、指定装置等を装着する場合に限る。
	保安基準第 32 条から第 41 条の５までに規定する灯火装置及び反射器並びに指示装置であって、生産工場又は製作者の変更	取付部の構造が同一であり、構造及び性能が基本的に同一、かつ、指定装置等を装着する場合に限る。
	駐車灯等の任意装着灯火の個数、色又は性能の変更	装着を廃止するもの。
	方向指示器のフラッシャー形式の変更	
	非常点滅表示灯の個数又は性能の変更	方向指示器と兼用している場合であり、かつ、当該方向指示器が指定装置等である場合に限る。

	警報音発生装置の型式又は形式の変更	指定装置等を装着する場合であり、かつ、警音器が指定装置等である場合に限る。
	警音器の性能の変更	指定装置等を装着する場合に限る。
	直前障害物確認鏡又は直左障害物確認鏡の寸法又は曲率半径の変更	寸法が同一であり、かつ、曲率半径が小さくなるもの又は曲率半径が同一であり、かつ、寸法が大きくなるもの。
	消火器の形式又は性能の変更	
	内圧容器の材質の変更	
	最小回転半径の変更	最遠軸距５ｍ以下であり、かつ、かじ取角度が小さくなる場合のものに限る。
	前照灯照射方向調整装置の変更	
外観図	原動機（内燃機関）の排気マニホールド形状の変更	周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したもの。
	燃料タンクの形状の変更	燃料タンクの容量、位置又は形状の変更に限る。なお、LPGタンクの場合は充填バルブの位置の変更に限る。
	フェンダー形状の変更	貨物の運送の用に供する多仕様自動車の場合又は指定共通構造部若しくは指定装置等を備える場合であって、フェンダー部の最内縁から回転部分までの距離が、変更前の同型式車に対して同一であるもの又は増加するもの（基本形状の変更（扇型から角型への変更等）を除く。）。
	バンパ本体の外形の意匠又はバンパグリルの意匠の変更	貨物の運送の用に供する多仕様自動車に備える前部潜り込み防止装置及び突入防止装置に該当しない場合又は指定共通構造部若しくは指定装置等を備える場合であって、外形に鋭い突起がないもの（寸法（全長、全幅又は高さ）を変更する場合を除く。）。
	車体の意匠ラインの変更又はモールの形状の変更	貨物の運送の用に供する多仕様自動車の場合又は指定共通構造部若しくは指定装置等を備える場合であって、外形に鋭い突起がないもの（寸法（全長、全幅又は高さ）を変更する場合を除く。）。
	二輪車等の意匠部品の変更(フェアリングを除	周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの

	く。）	又は干渉に対する対応を施したもの（騒音対策部品である場合を除く。）。
	荷台の煽り形状の変更、意匠リブの追加若しくは廃止又は鳥居形状の変更	
	エアスポイラーの廃止	貨物の運送の用に供する多仕様自動車の場合又は指定共通構造部若しくは指定装置等を備える場合であって、高さに変更がないもの。
	スペアタイヤキャリアの形状の変更	貨物の運送の用に供する多仕様自動車の場合又は指定共通構造部若しくは指定装置等を備える場合であって、外形に鋭い突起がないもの（寸法（全長、全幅又は高さ）を変更する場合を除く。）。
	二輪車の座席形状の変更	乗車位置に変更がないもの。
	ヘッドランプバイザーの追加又は廃止	貨物の運送の用に供する多仕様自動車の場合又は指定共通構造部若しくは指定装置等を備える場合であって、配光に影響を与えないものであり、鋭い突起がないもの。
	二輪車の速度計カバー形状の変更又は廃止	視認性を妨げないものであって、鋭い突起がないもの。
	二輪車の緩衝装置（ボトムケースの形状の変更に限る。）	外形に鋭い突起がないもの。
	燃料タンクのタンクパッド採用又は廃止。	乗車位置に変更がないもの。
	二輪車のフェアリング形状の変更	同一車体に同一フェアリングを装備した車両間（排気量違い等による別型式に限る。）において、先に認可されたものと同様な変更を行う場合。
	座席間隙の変更	センターコンソール等の変更による場合に限る（旅客自動車運送事業用自動車として事業用の要件で「適」の判定をしたものを除く。）。
保安基準の規定に適	燃料配管の経路の変更	ガソリン又は軽油を燃料とするものであって、既に型式指定を取得している別型式の多仕様自動車と同一のものであり、配管と周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したもの。
	燃料配管のクランプ位置の変更	LPGを燃料とするものであって、クランプ間の距離が最長部とならないもの。

合することを証する書類	シフトノブの形状の変更	操縦装置として最遠装置でない場合に限る。
	空調装置（デフロスタ）の操作方式（レバー式、ボタン式、ダイヤル式等）の変更又はコントロールパネルの意匠の変更	最遠装置のハンドル中心からの距離が大きくならない場合に限る。
	アクセルペダルの変更	操縦装置として最遠装置でない場合に限る。
	動力伝達装置用オイルクーラーの変更又は廃止	装置及び基本配管と周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したもの。
	推進軸の継手形状の変更	周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したもの（推進軸の寸法（内径の変更を除く。）を変更する場合を除く。）。
	ドライブシャフトのダイナミックダンパの形状変更又は廃止	周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したもの。
	かじ取装置のギヤボックス形状の変更	周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したもの（歯車形式を変更する場合を除く。）。
	パワーステアリング用オイルクーラーの変更又は廃止	装置及び基本配管と周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したもの。
	ブレーキ配管の変更	液圧式のものであって、既に型式指定を取得している別型式の多仕様自動車で使用しているもの（周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したものに限る。）。
	プロポーショニング装置の位置の変更	周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したもの。
	スタビライザ形状の変更	周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したもの。
	ラテラルリンク形状の変更	周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したもの。
	フレームのクロスメンバ	側面衝突時の乗員保護基準の適用を受けない車

	の追加又は形状の変更	両に対する変更であって、周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したもの。
	サンバイザのバニティミラー付加機能の廃止	サンバイザ本体の形状及び寸法が同一であるもの。
	原動機冷却配管のエア抜きプラグの廃止、オイルフィルタの形状の変更、オルタネータ冷却ダクトの形状の変更	周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対策を施したもの。
	排気管の形状の変更	周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対策を施したもの。（排圧が変更になる場合及び排気管長さを変更する場合（車両総重量3.5tを超えるキャブオーバに限る。）を除く。）。
	車台構造を変更することなくできる排気管の曲げ形状の変更	周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したものに限る（排気管の出口位置を変更する場合を除く。）。
	触媒装置の取付位置又は取付角度の変更	基本取付位置（床下、マニホールド直下等）が同一であるもの（周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したものに限る。）。
	触媒の貴金属担持量の変更	貴金属担持量を増加させる場合に限る。
	車室外後写鏡の付加機能（電動リモコン、電動格納等）の廃止	衝撃吸収構造及びアウターケースの形状に変更がないものに限る。
	二輪車の後写鏡取付方法の変更に伴う指定装置一覧表の認可番号の変更	取付方法がシングルナット方式からダブルナット方式に変更されるものであって、鏡面寸法や取付間隔・位置その他について変更がないものに限る。
	二輪自動車の後写鏡の変更又は追加	指定装置等を装着する場合であって、形状、寸法及び性能に変更がないもの
	シートの付加機能（電動スライド、電動リクライニング、電動上下アジャスタ等）の廃止	シート調節範囲、強度部材及び着座姿勢に変更がないもの。

	オイルパンの形状変更	周辺部位等との干渉について、変更前の同一型式に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したものであり、最低地上高に該当しない場合に限る。
	シャシ全体図の変更	排気管、ブレーキ配管及び燃料配管並びに車わく・車体、走行装置、緩衝装置の強度、性能に影響しないシャシ全体図のみの変更に限る。
	タイヤのリムの変更	タイヤのリムの変更周辺部位等との干渉について、同一であるもの、間隔が拡大するもの若しくは干渉に対する対応を施したものであり、既に型式指定を取得している別型式の自動車で使用しているもの（軽合金製ディスクホイールを変更する場合を除く。）。
	冷却装置の変更	装置及び基本配管と周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したもの（冷却方式を変更する場合を除く。）。
	ハンドルの最大回転数	かじ取角度が同一である場合又は小さくなる場合に限る。
	かじ取倍力装置の形式の変更	かじ取装置の歯車形式が同一である場合に限る。
	スタビライザ形式の変更	周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの若しくは干渉に対する対応を施したもの又は装着を廃止するもの。
	前面ガラス以外のガラスの厚さの変更	ガラスが厚くなるものについては、可視光線透過率の基準が適用されない窓ガラスに限る。
	速度計の型式の変更	性能が同一であるもの。
	運行記録計の形式又は性能の変更	指定装置等を装着する場合に限る。
	非常ブレーキの減速度又は制動初速度の変更	
	電波障害防止装置（AV関連のESA装置に限る）	自動車の指定装置等の装置指定通知書等又は認定証に変更がなく、かつ当該自動車の指定装置等と同一改訂版で指定を受けたESA装置を装着する場合に限る。
	タイヤの構造等に変更無く、協定規則第117号第４改訂版の法規対応を行う場合	指定装置等を装着する場合に限る。

	軽合金製ディスクホイール試験、内装材料の難燃性試験、乗用車等の窓ふき器及び洗浄液噴射装置試験、バス及びトラックの洗浄液噴射装置試験及びデフロスタ試験に影響のある仕様変更又は追加	技術基準適合証明書により証明する場合に限る。
	非常信号用具の追加又は仕様変更	
	警告反射板の追加又は仕様変更	指定装置等を備える場合に限る。
	停止表示器材の追加又は仕様変更	指定装置等を備える場合に限る。
	装置指定規則第５条で定める指定を受けたものとみなす特定装置	提出済みの認定証において、当該指定装置等に変更が無く、以下のいずれかの事由により改訂番号の更新が行われた場合に限る。 ・生産工場等の追加による場合 ・当該指定装置等には直接適用されない他の車両カテゴリー等の基準改正による場合 ・当該申請車両以外の車両（例えば他国仕向け仕様）の変更等による場合

附則４　共通構造部（多仕様自動車）の諸元表の記載要領

第１　総則

１　本要領の適用

本要領は、法第 75 条の２第１項の規定による「共通構造部（多仕様自動車）」（以下「多仕様自動車」という。）の型式についての指定（以下「型式指定」という。）に関して作成する諸元表の記載について適用する。

電子申請により申請又は届出を行う場合には、本記載要領による他、附則５の取扱いにより行うこととする。

２　車種別の様式

記載項目のうち不要なものについては、当該項目を削った様式により記載して差し支えない。

また、別途図面や表を添付することで、該当する項目の記載を省略することができる。

３　項目の記載方法

項目の記載方法は次による。

３－１　項目欄の大きさは、順序を変えない範囲で伸縮してもよく、罫線で仕切ることを要しない。また、「仕様」の欄については、他の類別の欄にまたがって記載してもよい。

３－２　同一型式中に複数の類別がある場合には、諸元表に欄を追加して記載することができる。

ただし、用紙の大きさは、日本産業規格（以下「JIS」という。）Ａ列３番を限度とし、同規格Ａ列４番の大きさとなるように折りたたむか、又は同規格Ａ列４番の大きさに縮小できる。

３－３　記載項目に該当するものがない場合は、「／」又は「－」を記載する。

３－４　同一型式の類別において諸元が相違する項目がある場合には、対応する類別を明らかにして相違する諸元を当該項目の欄に併記することができる。なお、諸元と類別の対応については、表形式とすることができる。

３－５　記載内容が左欄と同一の場合には、当該欄にその旨を示す「←」又は「同左」を記載してもよい。

３－６　装着されている装置に型式がない場合には、一般的に呼ばれている名称等を記載してもよい。

３－７　各装置の「形式」欄には、第２（項目別記載要領）に示す例にならって略称を記載してもよい。

３－８　記載欄の数値をわかりやすくするため、数値に説明語句を付記してもよい。

また、項目欄に複数の記載項目があるものは、各々分けて記載してもよい。

３－９　「多仕様自動車の型式指定番号に冠する「多」」、「自動車の種別」、「用途」、及び「燃料の種類」の欄は片仮名を用いて記載してもよい。

例 フツウ
　　カモツ

３－10　装置の形式（例リミテッド・スリップデフ）等の名称中の「・」についてはこれを省略してもよい。

３－11　記載値を従来単位からＳＩ単位への換算を行う場合の換算率は、JIS Z8202-1985 によるものとする。

３－12　第２号様式の当該欄に「別紙参照」と記載することにより当該欄の記載内容を別

添とすることができる。
３－13　前軸及び後軸等それぞれ記載する項目において、多軸車の場合は適宜、前前軸、前後軸、後前軸、後後軸等欄を増やして記載してもよい。

４　その他

４－１　諸元表の欄外の「特定共通構造部の名称及び型式」欄の上方に第２の１－３の既指定共通構造部型式指定年月日又は変更届出年月日に係る文書番号を、当該年度を付して次の例により順次記載してもよい。この場合、「国自審」は片仮名を用いて記載してもよい。

また、第２の１－２の特定共通構造部型式指定年月日及び１－３の(1)及び(2)の既指定共通構造部型式指定年月日又は変更届出年月日（多仕様自動車の構造・装置の変更が第２の１－12の類別区分番号の変更を伴わない場合）に係る文書番号を記載してもよい。

なお、３－２によりJISA列４番の大きさとなるよう折りたたんだ又は縮小した場合には、同規格Ａ列４番の大きさの欄外の上方に記載する。

例 28国自審第 号

４－２　既指定共通構造部型式指定の場合には、変更箇所を明示するため、諸元表の欄外の下方に「※印は、変更箇所を示す。」と記載し、当該変更のあった事項に係る記載欄の欄内左側に※印を付してもよい。

４－３　様式中の単位を括る（ ）については、省略することができる。

４－４　様式及び記載例中の単位記号の文字「Ｌ」は、「l、ℓ、ﾘｯﾄﾙ」も使用することができる。

４－５　様式及び記載例中の単位記号の文字「rpm」は「r/min、min-1」も使用することができる。

第２　項目別記載要領

１　諸元表第１号様式記載要領

１－０　特定共通構造部の名称及び型式

型式指定の申請者（以下「申請者」という。）が呼ぶ名称及び型式を記載する。

１－１　特定共通構造部型式指定番号

共通構造部指定規則第10条の規定により告示された指定番号を記載する。

例　自多1001

１－２　特定共通構造部型式指定年月日

特定共通構造部の型式指定がなされた年月日を記載する。

１－３　既指定共通構造部型式指定年月日

多仕様自動車の構造・装置の変更が１－12の類別区分番号の変更を伴う場合には、次の年月日を記載する。

(1)　共通構造部指定規則第４条第１項の規定による申請に基づき既指定共通構造部型式指定を受けた年月日

(2)　共通構造部指定規則第８条第１項第２号の規定による変更届（車名又は型式の変更に係るものに限る。）がなされた年月日

１－４　多仕様自動車番号、車名及び型式

(1)　多仕様自動車番号

共通構造部型式指定申請された際に、検査・登録時に使用する型式に付与される番号を記載する。

(2)　車名及び型式

申請者が呼ぶ車名及び検査・登録時に使用する型式を記載する。

１－５　車台の名称及び型式

申請者が呼ぶ車台の名称及び型式を記載する。この場合において、型式は、多仕様自動車排出ガスの状態を表す識別記号を除き、車台番号の打刻様式中の型式と同一のものを記載する。ただし、車台の名称及び型式が１－４の車名及び型式と同一の場合には、記載を省略して差し支えない。

１－６　製作者等の氏名又は名称

申請者の氏名又は名称を記載する。この場合において、申請者等が多仕様自動車の製作者と購入契約を締結している者であるときは、当該製作者の氏名又は名称を( )書で付記する。

１－７　自動車の種別

施行規則別表第1 に規定する自動車の種別を次の例により記載する。

例　普通、小型、小型（二輪）

１－８　燃料の種類

メタノール、ガソリン、軽油、液化石油ガス（以下「LPG」という。)、灯油、電気、圧縮天然ガス（以下「CNG」という。)、液化天然ガス（以下「LNG」という。)、吸着天然ガス（以下「ANG」という。)、圧縮水素ガス（以下「圧縮水素」という。）等の別を記載する。

なお、切替式の場合には、それぞれの燃料の間に「 」（１字空白）でつなぎ、併用式にあってはそれぞれの燃料を「・」でつないで記載する。

例 メタノール
ガソリン
軽油
LPG
灯油
電気
ガソリン LPG
ガソリン 灯油
CNG
LNG
ANG
圧縮水素
ガソリン・電気
LPG・電気
軽油・電気

１－９　原動機の型式

申請者が呼ぶ型式を記載する。この場合において、記載内容は、原動機の型式の打刻様式中の型式と同一とする。

また、ハイブリッド多仕様自動車又は複数の駆動用電動機を有する電気多仕様自動車の原動機にあっては、内燃機関、電動機又は油圧モータの型式を「－」でつなぐものとする。

なお、原動機の製作者が多仕様自動車の製作者と異なるときは、原動機製作者の名称（略称でもよい。）を冠して記載する。

この場合において、原動機を複数有するものにあっては、次の例により記載する。ただし、原動機の製作者に多仕様自動車の製作者を含む場合にあっては、多仕様自動車製作者の名称（略称でもよい。）も含め記載する。

例 Ａ社－Ｂ社－Ｂ社

１－10　総排気量又は定格出力

(1) 総排気量

原動機の種類に応じ、次の各号により記載する。なお、総排気量が変化する構造を有する原動機にあっては最大値を記載すること。

(ｱ) レシプロエンジン

次の計算式により求めた値を記載する。記載値は小数第３位までとし、第４位以下を切り捨てる。

$$V = \frac{\pi}{4} D^2 L N \frac{1}{10^6}$$

Ｖ：総排気量（Ｌ）
Ｄ：シリンダ内径（mm、小数第２位以下を切り捨てる。）
Ｌ：行 程（mm、小数第２位以下を切り捨てる。）
Ｎ：シリンダ数
π：円 周 率 （3.1416 とする。）

(ｲ) ロータリ・エンジン

ロータリ・エンジンである旨を例により記載し、次の計算式により求めた単室容積及びロータ数を（ ）書で付記する。この場合において、単室容積の記載値は小数第３位までとし、第４位以下を切り捨てる。

$$V = K\left(A^2 - B^2\right) b \frac{1}{10^6}$$

$$K : \frac{3\sqrt{3}}{16} \quad (\fallingdotseq 0.32476)$$

Ａ：トロコイド長軸長さ （mm、小数第２位以下を切り捨てる。）
Ｂ：トロコイド短軸長さ （mm、小数第２位以下を切り捨てる。）
ｂ：ロータ・ハウジング幅（mm、小数第２位以下を切り捨てる。）
例 ロータリ・エンジン（ 0.573×２）

(2) 定格出力

１時間定格出力又は協定規則に基づいて測定した 30 分間最大出力を記載する。記載値は小数第１位までとし、第２位以下を切り捨てる。ただし、１kW 未満のものにあっては、小数第２位までとし、第３位以下を切り捨てる。

１－11　車台番号及び原動機の型式の打刻様式及び打刻位置

(1) 車台番号の打刻様式

次の例により記載する。

例 ＡＵＴ－１００００１

(2) 車台番号の打刻位置

次の例により記載する。

例 フレーム右側面中央

(3) 原動機の型式の打刻様式

次の例により記載する。なお、ハイブリッド多仕様自動車の原動機にあっては、内燃機関と電動機又は油圧モータの型式を「＃」でつなぐものとする。

例 Ｅ１０

Ｅ１０＃Ｆ２０＃Ｇ３０

(4) 原動機の型式の打刻位置

次の例により記載する。なお、ハイブリッド多仕様自動車の原動機にあっては、内燃機関と電動機又は油圧モータの型式の打刻位置を「＃」でつなぐものとする。

例 クランクケース右側

シリンダブロック右側＃モータケース右側＃モータケース左側

１－12　類別区分番号

次の各号により類別区分番号を記載する。

(1) 類別区分番号は、４桁の数字とする。

(2) 類別区分番号は、少なくとも附則１「共通構造部（多仕様自動車）の同一型式の範囲」で定める内容により、別のものとする。

(3) 車名、型式又は原動機の型式の呼称を変更したときは、類別区分番号を変更する。

(4) 類別区分番号は、検査・登録時に使用する同一型式内で重複して使用しないものとする。

１－13　仕様

当該類別の仕様の主な特徴を文章、略号又は符号で記載する。この場合において、自動運行装置を備えるものにあっては、その旨を冒頭に記載すること。

なお、用途を２種類以上設定する場合には、仕様欄に当該類別の用途を記載すること。ただし、用途毎に指定番号等の項を別頁とし、用途欄に記載した場合はこの限りではない。

例　箱形

ステーション・ワゴン

幌型

４ドア・セダン

サンルーフ

ピントル・フック付

過給機

給気冷却器付過給機（221kW）

自動運行装置搭載車

１－14　通称名

通称名を記載する。

１－15　用途

乗用自動車、乗合自動車、貨物自動車、特種用途自動車又は幼児専用車（細目告示第28条第１項第２号の幼児専用車をいう。以下同じ。）のいずれかであるかを次の例により記載する。この場合において乗用自動車、乗合自動車、貨物自動車及び特種用途自動車の区分は、「自動車の用途等の区分について」（昭和35年９月６日自車第452号）に定めるところによる。

なお、小型特殊自動車にあっては、記載を省略して差し支えない。

用途を２種類以上設定する場合には、各々の用途を「／」でつなぐものとする。また、用途毎に別頁としそれぞれの用途を記載してもよい。なお、多仕様自動車の範囲に荷台がない等、用途が特定できない場合にあっては、検査時になりうる用途の代表を記載するものとする。

例　乗用、乗合、貨物、特種、幼児専用、乗合／幼児専用

１－16　軸距

多仕様自動車の空車状態（以下「空車状態」という。）における前後の車軸の中心間で車両中心線に平行な水平距離（カタピラ式にあってはカタピラの接地長さ）を記載する。ただし、セミ・トレーラにあっては連結部（第５輪）中心から後車軸中心までの水平方向の距離を軸距とし、３以上の車軸を有する多仕様自動車にあっては次の例により第１軸距と第２軸距に分けて前から順に記載し、必要な場合には、その合計を付記する。また、フル又はセミ兼用のトレーラでドリーにオフセットがある場合には、それぞれの軸距を記載する。

記載値は小数第３位までとし、末尾を０又は５に丸める。

例　３軸車の場合 4.400＋1.300＝5.700

１－17　車両最大寸法（長さ及び幅）

多仕様自動車に許容できる最大寸法を記載する。

１－18　乗車定員

同一型式の類別において複数の乗車定員の設定がある場合又は同一型式の類別において複数の乗車定員の設定がある場合以外の場合であって第２号様式の１又は第２号様式の２（25－６）乗車定員欄に乗車定員を記載する場合は記載を要しない。

同一型式の類別において複数の乗車定員の設定がある場合以外の場合、保安基準第53 条の規定による乗車定員を記載する。ただし、幼児用座席を備える幼児専用車、専ら座席の用に供する床面の協定規則第 14 号の技術的な要件に定める基準に適合する取付具に年少者用補助乗車装置を備える自動車又は協定規則第 44 号の技術的な要件に定める基準に適合する特定車両用の年少者用補助乗車装置を備える自動車（以下「幼児専用車等」という。）にあっては「大人定員＋小人定員／1.5」を記載し、乗車定員 11 人以上の乗合自動車にあっては「(座席定員＋立席定員＋乗務員)」を付記する。

なお、乗車定員 11 人以上の乗合自動車であって補助座席を有するものについては、これを折り畳んだ状態の乗車定員を記載する。ただし、次の各号に掲げる自動車であって座席定員を超えて旅客を運送しないことが明らかな構造のものについては、補助座席を使用した状態の乗車定員を記載して差し支えない。

(ｱ) 一般貸切旅客運送事業用自動車

(ｲ) 一般乗合旅客運送事業用自動車のうち、定期観光に使用するもの

(ｳ) 特定旅客運送事業用自動車

また、折り畳み座席又は脱着式座席（脱着して使用することを目的とした座席であり、工具等を用いることなく、容易に、かつ、確実に脱着ができる構造の座席をいう。以下同じ。）を有する自動車のうち、貨物自動車にあっては、当該座席を折り畳み又は取り外し、物品積載設備を最大限に利用した状態において定めた乗車定員を記載するとともに、乗車設備を最大限に利用した状態において定めた乗車定員を（　）書で付記し、貨物自動車以外の自動車にあっては、乗車設備を最大限に利用した状態において定めた乗車定員を記載する。

例　幼児専用車等の場合　$3+\frac{38}{1.5}$

乗合自動車の場合　25（24＋０＋１）

折り畳み座席又は脱着式座席を有する貨物自動車の場合　３（６）

折り畳み座席又は脱着式座席を有する貨物自動車以外の自動車の場合　６

１－19　最大積載量

保安基準第 53 条第１項の規定による最大積載量（けん引自動車にあっては、連結部

（第５輪）にかかる最大許容荷重とする。）を 100 から 5,000 までは 50 毎、5,000 を超える場合は 100 毎（単位は kg）に記載する。

ただし、ISO 規格の国際海上コンテナを輸送するコンテナ・セミトレーラにあっては、この限りではない。

また、折り畳み座席又は脱着式座席を有するバン型貨物自動車にあっては、当該座席を折り畳み又は取り外し、物品積載設備を最大限に利用した状態において定めた最大積載量を記載し、乗車設備を最大限に利用した状態において定めた最大積載量を（　）書で付記する。ただし、次に掲げるものにあっては、次の各号によって算出した値を記載する。

(1) 物品積載設備としてタンク類を使用する自動車（高圧ガスを運搬するタンク自動車及び粉粒体物品を運搬するタンク自動車を除く。）にあっては、タンクの容積（タンクの容積が 1,000 ﾘｯﾄﾙ以下のものにあっては 10 ﾘｯﾄﾙ、タンクの容積が 1,000 ﾘｯﾄﾙを超え 5,000 ﾘｯﾄﾙ以下のものにあっては 50 ﾘｯﾄﾙ（末尾が 50 ﾘｯﾄﾙ以上 100 ﾘｯﾄﾙ未満の場合は 50 ﾘｯﾄﾙとする。）及びタンクの容積が 5,000 ﾘｯﾄﾙを超えるものにあっては 100 ﾘｯﾄﾙ未満を切り捨てる。）に次表の左欄に掲げる積載物品に応じ、同表の右欄に掲げる比重を乗じて得た数値（0.90 から 1.00 までの数値を乗ずることができる。ただし、積載物品が危険物である場合は 0.90 から 0.95 までの数値を乗じなければならない。）を積載物品の重量（10 kg未満は切り捨てる。）として用いるものとする。

積載物品	比重
揮発油	0.75
灯油	0.80
軽油	0.85
重油	0.93
潤滑油	0.95
アスファルト溶液	0.90
アルコール	0.80
フォルマリン	1.05
水、牛乳、糞尿	1.00
セメントと骨材の混合物	2.20
生コンクリート	2.40

(2) 高圧ガスの運搬の用に供するタンク自動車にあっては、容器保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 50 号）第 45 条の液化ガスの質量の計算の方法により得た数値を積載物品の重量（10 kg未満は切り捨てる。）として用いるものとする。この場合において、タンクの容積は、高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）第 44 条第１項による容器検査に合格したことを証する書面に記載された容器の内容積を用いるものとする。

(3) 専ら土砂等の運搬の用に供するダンプ車にあっては、荷台の容積(0.1m³未満は切り捨てる。）に 1.5 トン/m³（小型車にあっては 1.3 トン/m³）を乗じた数値以上の値を積載物品の重量として用いるものとする。

(4) コンクリート・ミキサー及びアジテータ・トラックにあっては、ドラムの最大混合容量に 2.4 トン/m³（ドライ方式にあってセメント及び骨材のみをドラムに積載する場合には、2.2 トン/m³）を乗じて得た数値に 0.9 から 1.0 までの数値を乗じて得た数値と水タンクを満量とした状態の重量とを加算したものを積載物品の重量（10 kg未満は切り捨てる。）として用いるものとする。ただし、ドライ方式にあっては、セメント及び骨材のみをドラムに積載する状態及び生コンクリートをドラム内で製造する状態のそれぞれについて検討するものとする。この場合において、セメント及び骨材のみをドラムに積載する状態における水タンクの水の重量は水タンクを満量とした状

態とし、生コンクリートをドラム内で製造した状態における水タンクの水の重量は水タンクを満量とした状態の重量からドラムの最大混合容量に 200 kg/m^3 を乗じて得た重量を減じたものとする。

(5) 専ら粉粒体物品の運搬の用に供するタンク自動車にあっては、タンクの容積（100L(タンクの容積が 1,000L 未満のものにあっては 10L)未満は切り捨てる。)に次表の左欄に掲げる積載物品に応じ、同表の右欄に掲げる見掛けの比重（積載物品の見掛けの比重が明らかな場合には、当該比重）を乗じて得た数値に 0.9 から 1.0 までの数値を乗じて得た数値を積載物品の重量（10 kg未満は切り捨てる。）として用いるものとする。

積載物品	見掛けの比重
バラセメント	1.00
フライ・アッシュ	0.80
飼料	0.50
ビニール・パウダ	0.45
小麦粉	0.50
カーボン・ブラック	0.32

１－20　最小車両重量

当該多仕様自動車に許容できる最小重量（物品積載装置等を装備した状態（検査・登録時の状態）の重量であって、多仕様自動車製作者等が定めた最小の重量をいう。）を記載する。

１－21　許容限度

許容限度は、貨物を運送する多仕様自動車及び乗車定員 11 人以上の乗合自動車について、当該多仕様自動車又は車台に許容できるそれぞれの軸重及び車両総重量の限度を次の各号に留意して記載する。

記載値は整数位までとし、末尾を０に丸める。

(1) 許容限度は、限度内で最大の諸元の多仕様自動車が製作された場合においても、当該多仕様自動車の構造・装置が細目告示第 11 条、第 13 条、第 15 条、第 17 条及び第 22 条（車体を除く。）の規定に適合するものであること。

(2) 許容限度は、当該多仕様自動車の車台の構造・装置に変更を加えない場合におけるものであること。この場合において、使用するタイヤの推奨荷重は考慮しないものとする。

(3) 許容限度は、当該多仕様自動車の構造・装置を総合的に考慮のうえ、安定性及び操縦性が確保される範囲内で定められたものであること。

(4) 複軸を有する多仕様自動車の軸重については、それぞれの軸重の許容限度の合計を記載すること。

なお、それぞれの軸に係る許容限度が相違する場合には、それぞれの許容限度を付記すること。

例１　前前軸重 3,100 kg
　　後後軸重 5,800 kg
　　総 重 量 8,000 kg

例２　前前軸重 5,400 kg
　　前後軸重 5,400 kg
　　後前軸重 8,500 kg
　　後後軸重 8,500 kg
　　総 重 量 25,000 kg

１－22　車輪配列

多仕様自動車の前から順に車軸毎の車輪数を次の例により記載する。駆動輪は、車輪数の後に「駆動」又は「Ｄ」と記載するとともに、駆動選択ができる車輪については、その旨を（ ）書により付記する。また、前輪と後輪の間に「－」を入れるものとする。

なお、前輪と後輪の車輪数の前に前後の別を記載してもよい。

例 前２－後２駆動、２－２Ｄ
前２・２－後４駆動、２・２－４Ｄ
前２駆動－後４駆動・４駆動、２Ｄ－４Ｄ・４Ｄ
前２駆動（選択）－後２駆動、２Ｄ（選択又はＳ）－２Ｄ

１－23　最高出力

審査事務規程別添の試験規程に基づいた全負荷運転における最高出力の値又は協定規則に基づいた最大ネット出力値を記載する。ただし、当分の間 ISO 規格又は SAE 規格の試験方法によることができる。また、測定した値に代えて設計値を記載してもよい。

なお、複数の駆動用電動機を有する電気多仕様自動車にあっては最も出力の高いものを記載する。

記載値は 10kW　未満にあっては小数第１位までとし第２位を四捨五入 10kW 以上にあっては整数位までとし小数第１位を四捨五入するものとし、最高出力時の回転速度及び試験方法(（ ）書とする。）を次の例により付記する。この場合において、原動機負荷にあっては「グロス」又は「G」と記載する。また、原動機車載出力にあっては「ネット」又は「N」の記載を省略して差し支えない。

例 147/2,800
147/2,800(グロス)又は147/2,800(G)
147/2,800 (ECE)
184/3,300(ISO)
77/5,500(SAE)

１－24　最大トルク

審査事務規程別添の試験規程に基づいた全負荷運転における最大トルクの値又は協定規則に基づいた最大ネットトルク値を記載する。ただし、当分の間 ISO 規格又は SAE 規格の試験方法によることができる。また、測定した値に代えて設計値を記載してもよい。

なお、複数の駆動用電動機を有する電気多仕様自動車にあっては最もトルクの高いものを記載する。

記載値は、10N･m未満のものにあっては小数第１位までとし、第２位を四捨五し 10N･m以上のものにあっては整数位までとし、小数第１位を四捨五入するものとし、

最大トルク時の回転速度及び試験方法(（ ）書とする。）を次の例により付記する。この場合において、原動機負荷にあっては「グロス」又は「G」と記載する。また、原動機車載出力にあっては「ネット」又は「N」の記載を省略して差し支えない。

例 196/2,000
196/2,000 (グロス)又は196/2,000(G)
196/2,000 (ECE)
181/3,000 (ISO)
162/3,000 (SAE)

１－25　騒音

騒音規制区分は次の例により記載する。

例 平成 26 年騒音規制
H26 年騒音規制

また、平成28年騒音規制に適合する場合は、次の例により記載する。

例 H28年騒音規制M1A1A

（「M1A1A」は車両カテゴリを表す。）

平成28年騒音規制における５桁の記号による車両カテゴリは、次の表に掲げる記号のうち該当するものを選択し記載すること。

１桁目から４桁目（車両のカテゴリ、サブカテゴリ及びフェーズの別）

<table>
<tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">１桁目及び２桁目</td><td rowspan="2">３桁目</td><td colspan="3">４桁目</td></tr>
<tr><td>協定規則第41号又は第51号のフェーズ１の要件を適用</td><td>協定規則第51号のフェーズ２の要件を適用</td><td>協定規則第51号のフェーズ３の要件を適用</td></tr>
<tr><td rowspan="4">乗車定員９人以下の専ら乗用の用に供する自動車</td><td rowspan="4">Ｍ１</td><td>Ａ　PMR※1が120以下のもの</td><td rowspan="13">1</td><td rowspan="13">2</td><td rowspan="4">3</td></tr>
<tr><td>Ｂ　PMRが120を超え160以下のもの</td></tr>
<tr><td>Ｃ　PMRが160を超えるもの</td></tr>
<tr><td>Ｄ　PMRが200を超え、乗車定員が４人以下、かつ、Ｒﾎﾟｲﾝﾄ※2の地上からの高さが450mm未満のもの</td></tr>
<tr><td rowspan="4">乗車定員９人を超える専ら乗用の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量※3が５トン以下のもの</td><td rowspan="4">Ｍ２</td><td>Ａ　技術的最大許容質量が2.5トン以下のもの</td><td></td></tr>
<tr><td>Ｂ　技術的最大許容質量が2.5トンを超え、3.5トン以下のもの</td><td></td></tr>
<tr><td>Ｃ　技術的最大許容質量が3.5トンを超え、最高出力が135kW以下のもの</td><td></td></tr>
<tr><td>Ｄ　技術的最大許容質量が3.5トンを超え、最高出力が135kWを超えるもの</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">乗車定員９人を超える専ら乗用の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が５トンを超えるもの</td><td rowspan="3">Ｍ３</td><td>Ａ　最高出力が150kW以下のもの</td><td></td></tr>
<tr><td>Ｂ　最高出力が150kWを超え250kW以下のもの</td><td></td></tr>
<tr><td>Ｃ　最高出力が250kWを超えるもの</td><td></td></tr>
</table>

貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容荷重が3.5トン以下のもの	Ｎ１	Ａ　技術的最大許容荷重が2.5トン以下のもの			
		Ｂ　技術的最大許容荷重が2.5トンを超えるもの			
貨物の運送の用に供する多仕様自動車であって、技術的最大許容質量が3.5トンを超え、12トン以下のもの	Ｎ２	Ａ 最高出力が135kW以下のもの			
		Ｂ 最高出力が135kWを超えるもの			
貨物の運送の用に供する多仕様自動車であって、技術的最大許容質量が12トンを超えるもの	Ｎ３	Ａ 最高出力が150kW以下のもの			
		Ｂ 最高出力が150kWを超え250kW以下のもの			
		Ｃ 最高出力が250kWを超えるもの			
二輪自動車	Ｌ３	Ａ　PMRが25以下のもの			
		Ｂ　PMRが25を超え50以下のもの			
		Ｃ　PMRが50を超えるもの			

※１　協定規則第 41 号又は第 51 号の規定により車両の最高出力（kW）を試験時重量(t)で除した値。

　ただし、当分の間、最高出力は審査事務規程別添の試験規程、協定規則、EEC 指令、ISO 規格、SAE 規格又は DIN 規格の試験方法によることができる。

※２　運転者席の着座位置について多仕様自動車製作者等が定め、三次元座標方式に基づいて決定する設計点

※３　安全性の確保及び公害の防止ができるものとして技術的に許容できる多仕様自動車の質量であって、多仕様自動車製作者が指定したもの

５桁目（特例措置の適用）

	特例措置の内容
Ａ	特例措置なし
Ｂ	Ｎ１カテゴリから派生したＭ１カテゴリの車両（技術的最大許容質量が2.5トンを超え、かつ、Ｒポイントの地上からの高さが850㎜を超えるものに限る。）
Ｃ	オフロード仕様の車両（ただし、Ｍ１カテゴリの車両にあっては技術的最大許容質量が２トンを超えるものに限る。）
Ｄ	車いすを収容するために製造・変更されたＭ１カテゴリの車両
Ｅ	防弾性能を有した車両
Ｆ	Ｍ３カテゴリの車両であって、ガソリンのみを燃料とするもの
Ｇ	技術的最大許容質量が2.5トン以下のＮ１カテゴリの車両で、排気量が660cc以下、最高出力を技術的最大許容質量で除した値が35kW/t以下、フロントアクスル中心とＲポイントとの水平距離が1,100㎜未満のもの

H	Ｎ１カテゴリ及びＮ１カテゴリから派生したＭ１カテゴリの車両であって、技術的最大許容質量が2.5トン以下、Ｒポイントの地上高さが800㎜以上、前軸中心から原動機重心までの水平距離が300～1,500㎜の間にあり、排気量が660ccを超え1,495cc未満であって後輪駆動のもの

騒音値は、細目告示技術基準「近接排気騒音の測定方法」、「定常走行騒音の測定方法」及び「加速走行騒音の測定方法」に基づいて測定した場合は測定値又は設計値を記載する。

また、協定規則第 41 号又は協定規則第 51 号に基づいて測定した場合は測定値又は設計値（近接排気騒音を除く。）を記載する。この場合、近接排気騒音の測定については複数のモード（近接排気騒音値に影響を及ぼすものとして、運転者が選択可能な自動車の設定をいう。）を備える自動車にあっては、最大となるモードで測定した値のみを記載すること。測定値は整数位までとし、小数第１位を四捨五入する。

なお、定常走行騒音は指定速度（整数値）（複数ある場合は最大の速度）を（ ）書で、近接排気騒音にあっては測定時の原動機回転数を次の例により付記する。

また、平成 28 年騒音規制より前に協定規則第 41 号が適用されるものにあっては、騒音値及び定常走行騒音の指定速度を省略してもよく、平成 28 年騒音規制が適用されるものにあっては、近接排気騒音以外の騒音値及び定常走行騒音の指定速度を省略してもよい。

近接排気騒音欄の記載例

規制区分及び騒音値		記載例
平成28年騒音規制が適用されるもの	近接排気騒音値（測定値）を記載	96/4500
平成28年騒音規制より前に協定規則第41号が適用されるものする場合	近接排気騒音値（測定値又は設計値）を記載	94/4500
	騒音値の記載を省略する場合	-/4500
上記以外の多仕様自動車	近接排気騒音値（測定値又は設計値）を記載	94/4500

１－26　排出ガス値

表題欄の試験モード名の行に類別毎に細目告示技術基準「重量車排出ガスの測定方法」、「軽・中量車排出ガスの測定方法」、「ディーゼル特殊自動車排出ガスの測定方法」、「二輪車排出ガスの測定方法」及び「ガソリン・液化石油ガス特殊自動車７排出ガスの測定方法」に基づく試験モード名を記載し、排出ガス成分欄の（ ）内に単位を記載すること。

細目告示技術基準「重量車排出ガスの測定方法」及び「軽・中量車排出ガスの測定方法」に基づき、該当する試験モードで測定した排出ガス成分の量の値を次の各号により記載する。ただし、自動車排出ガスの平均値規制の適用対象自動車に使用する多仕様自動車については完成検査目標平均値（完成検査における管理に際して目標として用いる平均値（細目告示第 41 条第１項第１号、第３号、第５号、第７号、第 13 号、第 15 号及び第 17 号並びに第 243 条第 1 項第 1 号並びに適用関係告示第 28 条第 139 項、第 141 項、第 143 項、第 145 項、第 150 項、第 151 項、第 155 項、第 157 項、第 159 項及び第 161 項並びに第 63 条第７項の適用を受ける多仕様自動車にあっては、完成検査における管理に際して目標として用いる長距離走行後の排出ガス平均値）をいう。）を記載するものとし、その他の多仕様自動車については設計値を記載してもよい。

また、低排出ガス車認定実施要領（平成 12 年運輸省告示第 103 号）（以下「低排出ガス車認定要領」という。）に基づく認定の対象となる自動車に使用する多仕様自動車については、低排出ガス車認定要領第四条による耐久走行後の排出ガス値を記載することでもよい。

なお、記載値は、細目告示又は適用関係告示（自動車排出ガスの平均値規制の適用対象自動車に使用する共通構造部については平均値規制）に規定するそれぞれの排出ガスに係る規制値の桁数（細目告示第41条第１項第５号に規定する自動車の窒素酸化物については、規制値の桁数の１桁下位としてもよい）までとし、その直近下位の数値を四捨五入する。ただし、低排出ガス車認定要領に基づく認定対象自動車に使用する多仕様自動車については、同告示別表第一から別表第八までに規定するそれぞれの排出ガスに係る値の桁数（低排出ガス車認定要領に規定する排出ガス成分に限る。）までとし、その直近下位の数値を四捨五入する。

(1) ガソリン、LPG又はCNGを燃料とする自動車であってJC08モード法又はWLTCモード法が適用されるものに使用する多仕様自動車について、一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の１キロメートル当たりの排出量をｇの単位で表した値及び排出粒子数をそれぞれ該当する試験モードのCO、NMHC、NOx、PM及びPNの欄に記載する。ただし、PM及びPNの欄については排出量の基準適用を受けないものについては記載を要しない。

(2) ガソリン、LPG、CNG又はLNGを燃料とする自動車であってJE05モード試験法が適用されるものに使用する多仕様自動車について、一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の１時間の仕事量当たりの排出量をｇの単位で表した値及び排出粒子数をそれぞれ該当する試験モードのCO、NMHC、NOx、PM及びPNの欄に記載する。ただし、PM及びPNの欄については排出量の基準適用を受けないものについては記載を要しない。

(3) 軽油を燃料とする自動車であってJC08モード法又はWLTCモード法が適用されるものに使用する多仕様自動車について、一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行１キロメートル当たりの排出量をｇの単位で表した値及び排出粒子数をそれぞれ該当する試験モードのCO、NMHC、NOx、PM及びPNの欄に記載する。

(4) 軽油を燃料とする多仕様自動車であってWHTCモード及びWHSCモード試験法又はJE05モード試験法が適用されるものに使用する多仕様自動車について、一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の１時間の仕事量当たりの排出量をｇの単位で表した値及び排出粒子数をそれぞれ該当する試験モードのCO、NMHC、NOx、PM及びPNの欄に記載する。この場合において、WHTCモード及びWHSCモード試験法が適用される自動車にあっては、WHTCモードの値を記載する。

(5) ガソリンを燃料とする自動車及び原動機付自転車であって二輪車モード試験法又はWMTCモード試験法が適用されるものに使用する多仕様自動車について、該当するモード試験法による一酸化炭素、非メタン炭化水素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の１キロメートル当たりの排出量をｇの単位で表した値をそれぞれ該当する試験モードのCO、NMHC、NOx、PM及びPNの欄に記載する。ただし、NMHC及びPMの欄について、排出量の基準適用を受けないものについては記載を要しない。

(6) ガソリン又はLPGを燃料とする特殊自動車であって７モード試験法及びLSI-NRTCモード法が適用されるものに使用する多仕様自動車について、一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の１時間の仕事量当たりの排出量をｇの単位で表した値をそれぞれ該当する試験モードのCO, HC及びNOxの欄に記載する。

(7) 軽油を燃料とする特殊自動車であって８モード試験法が適用されるものに使用する多仕様自動車について、一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の１時間の仕事量当たりの排出量をｇの単位で表した値をそれぞれ該当する試験モードのCO、HC、NOx及びPMの欄に記載する。

(8) 軽油を燃料とする特殊自動車であって８モード及びNRTCモード試験法が適用されるものに使用する多仕様自動車について、一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化

物及び粒子状物質の１時間の仕事量当たりの排出量をｇの単位で表した値をそれぞれ該当する試験モードの CO、NMHC、NOx 及び PM の欄に、８モード試験法、NRTC モード試験法の順に記載する。なお、８モード試験法による完成検査目標値と NRTC モード試験法による完成検査目標値が同一となる場合は、その値を記載するものとする。

１－27　モード燃料消費率

１－27－１　JC08モード燃料消費率

ガソリン、LPG 又は軽油を燃料とする乗車定員９人以下の乗用自動車、乗車定員 10 人以上の乗用自動車（車両総重量 3.5 トン以下のものに限る。）及び車両総重量 3.5 トン以下の貨物自動車であって、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車について、細目告示技術基準「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定する JC08 モード法により保安基準第 31 条第２項の基準に適合した多仕様自動車にあっては、審査事務規程別添の試験規程に基づいて測定をした JC08 モード燃料消費率を該当する欄に次により記載する。ただし、測定した値に代えて設計値を記載してもよい。

なお、ガソリン、LPG 又は軽油を燃料とするその他の多仕様自動車についても、記載して差し支えない。

(ｱ) 記載値は小数第１位までとし、第２位を四捨五入する。

(ｲ) 使用する数値は、0.1 km/Ｌ毎とする。

例　8.0 8.1 8.2・・・10.0 10.1 10.2・・・20.0 20.1 20.2・・・（km/Ｌ）

１－27－２　WLTCモード燃料消費率

ガソリン、LPG 又は軽油を燃料とする乗車定員９人以下の乗用自動車、乗車定員 10 人以上の乗用自動車（車両総重量 3.5 トン以下のものに限る。）及び車両総重量 3.5 トン以下の貨物自動車であって、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車について、細目告示技術基準「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定する WLTC モード法により保安基準第 31 条第２項の基準に適合した多仕様自動車にあっては、審査事務規程別添の試験規程に基づいて測定をした WLTC モード燃料消費率又は協定規則第 154 号に基づいて測定した WLTC モード燃料消費率を該当する欄に次により記載する。ただし、測定した値に代えて設計値を記載してもよい。

なお、ガソリン、LPG 又は軽油を燃料とするその他の多仕様自動車についても、記載して差し支えない。

(ｱ) 記載値は小数第１位までとし、第２位を四捨五入する。

(ｲ) 使用する数値は、0.1 km/Ｌ毎とする。

例　8.0 8.1 8.2・・・10.0 10.1 10.2・・・20.0 20.1 20.2・・・（km/Ｌ）

１－27－３　重量車モード（JH15モード）燃料消費率

軽油、CNG 又は LNG を燃料とする乗車定員 10 人の乗用自動車（車両総重量 3.5 トン超のものに限る。）、乗車定員 11 人以上の乗合自動車（車両総重量 3.5 トン超のものに限る。）及び車両総重量 3.5 トン超の貨物自動車であって、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車について、審査事務規程別添の試験規程に基づいて測定した値を基礎として算定した値（以下「重量車モード（JH15 モード）燃料消費率」という。）を次により記載するものとし、１－27－５に規定する重量車燃料消費率区分の記号を（　）書きで付記する。ただし、重量車モード（JH15 モード）燃料消費率に代えて設計値を記載してもよい。

軽油、CNG 又は LNG を燃料とするその他の多仕様自動車についても、記載することができる。

単位は、軽油を燃料とする自動車の場合は km/L を、CNG を燃料とする多仕様自動車の場合は km/Nm³を、LNG を燃料とする自動車の場合は km/kg を用いるものとする。

(1) 既に本項の取扱いによる重量車モード（JH15 モード）燃料消費率を有する多仕様自動車又は既に本項の取扱いによる重量車モード（JH15 モード）燃料消費率を有する多仕様自動車に備える一酸化炭素等発散防止装置と排出ガス重量及び重量車燃料消費率に係る性能について変更のない一酸化炭素等発散防止装置を備える多仕様自動車の場合は次による。

なお、記載値は小数第２位までとし、第３位を四捨五入する。

(ｲ)及び(ｳ)について、併記する場合は別添「共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領」で定める第２号様式（諸元表例）に記載すること。

(ｱ) 軽油を燃料とする多仕様自動車

(a) 2.00km/L 未満

使用する数値は、0.02km/L 毎とする

例 0.98 1.00 ・・・1.96 1.98 (T1)

(b) 2.00km/L 以上5.00km/L 未満

使用する数値は、2.00km/L を基準に0.05km/L 毎とし、これに満たない場合には、切り下げる。

例 2.00 2.05 ・・・4.90 4.95 (T2)

(c) 5.00km/L 以上10.00km/L 未満

使用する数値は、5.00km/L を基準に0.10km/L 毎とし、これに満たない場合には、切り下げる。

例 5.00 5.10 ・・・9.80 9.90 (T3)

(d) 10.00km/L 以上

使用する数値は、10.00km/L を基準に0.20km/L 毎とし、これに満たない場合には、切り下げる。

例 10.00 10.20 ・・・19.60 19.80・・・ (T4)

(ｲ) CNGを燃料とする多仕様自動車

(a) 2.00km/Nm³ 未満

使用する数値は、0.02km/Nm³ 毎とする

例 0.98 1.00 ・・・1.96 1.98 (T1)

(b) 2.00km/Nm³ 以上5.00km/Nm³ 未満

使用する数値は、2.00km/Nm³ を基準に0.05km/Nm³ 毎とし、これに満たない場合には、切り下げる。

例 2.00 2.05 ・・・4.90 4.95 (T1)

(c) 5.00km/Nm³ 以上10.00km/Nm³ 未満

使用する数値は、5.00km/Nm³ を基準に0.10km/Nm³ 毎とし、これに満たない場合には、切り下げる。

例 5.00 5.10 ・・・9.80 9.90 (T1)

(d) 10.00km/Nm³ 以上

使用する数値は、10.00km/Nm³ を基準に0.20km/Nm³ 毎とし、これに満たない場合には、切り下げる。

例 10.00 10.20 ・・・19.60 19.80・・・(T1)

(ｳ) LNGを燃料とする多仕様自動車

(a) 2.00km/kg 未満

使用する数値は、0.02km/kg 毎とする

例 0.98 1.00 ・・・1.96 1.98 (T1)

(b) 2.00km/kg 以上5.00km/kg 未満

使用する数値は、2.00km/kg を基準に0.05km/kg 毎とし、これに満たない場合には、切り下げる。

例 2.00 2.05 ・・・4.90 4.95 (T1)

(c) 5.00km/kg 以上10.00km/kg 未満

使用する数値は、5.00km/kg を基準に0.10km/kg 毎とし、これに満たない場合には、切り下げる。

例 5.00 5.10 ・・・9.80 9.90 (T1)

(d) 10.00km/kg 以上

使用する数値は、10.00km/kg を基準に0.20km/kg 毎とし、これに満たない場合には、切り下げる。

例 10.00 10.20 ・・・19.60 19.80・・・ (T1)

(2) (1)以外の多仕様自動車の場合は、次による。

なお、記載値は小数第2 位までとし、第3 位を四捨五入する。

(ｲ)及び(ｳ)について、併記する場合に第２号様式（諸元表例）に記載することができる。

(ｱ) 軽油を燃料とする多仕様自動車

使用する数値は、0.01km/L 毎とする

例 2.00 2.01・・・19.99 20.00・・・ (T1)

(ｲ) CNGを燃料とする多仕様自動車

使用する数値は、0.01 km/Nm³毎とする

例 2.00 2.01・・・19.99 20.00・・・ (T1)

(ｳ) LNGを燃料とする多仕様自動車

使用する数値は、0.01 km/kg 毎とする

例 2.00 2.01・・・19.99 20.00・・・ (T1)

１－27－４　JH25モード燃料消費率

軽油、CNG 又は LNG を燃料とする乗車定員 10 人の乗用自動車(車両総重量 3.5 トン超のものに限る。)、乗車定員 11 人以上の乗合自動車(車両総重量 3.5 トン超のものに限る。)及び車両総重量 3.5 トン超の貨物自動車であって、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車について、細目告示技術基準「重量車排出ガスの測定方法」(CNG 又は LNG を燃料とする自動車にあっては審査事務規程別添の試験規程）に基づいて測定した値を基礎として算定した値(以下「JH25 モード燃料消費率」という。)を記載するものとし、１－27－５に規定する重量車燃料消費率区分の記号を（　）書きで付記する。ただし、JH25 モード燃料消費率に代えて設計値を記載してもよい。

また、CNG 又は LNG を燃料とする自動車であって、別添「共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領」で定める第２号様式の１（諸元表例）又は第２号様式の２（諸元表例）に JH25 モード燃料消費率を記載した多仕様自動車にあっては、記載を省略して差し支えない。

なお、軽油、CNG 又は LNG を燃料とするその他の自動車についても、記載しても差し支えない。

単位は、軽油を燃料とする自動車の場合は km/L を、CNG を燃料とする自動車の場合は km/Nm³を、LNG を燃料とする自動車の場合は km/kg を用いるものとする。

記載値は小数第２位までとし、第３位を四捨五入する。

(ｱ) 軽油を燃料とする多仕様自動車

使用する数値は、0.01km/L 毎とする

例 2.00 2.01・・・19.99 20.00・・・（T1）

(ｲ) CNGを燃料とする多仕様自動車

使用する数値は、0.01 km/Nm³毎とする

例 2.00 2.01・・・19.99 20.00・・・（T1）

(ｳ) LNGを燃料とする多仕様自動車

使用する数値は、0.01 km/kg 毎とする

例 2.00 2.01・・・19.99 20.00・・・（T1）

１－27－５ 重量車燃料消費率区分

重量車燃料消費率区分は次の例により記載する。

例 （T11）

重量車燃料消費率による車両区分は、次の表に掲げる記号のうち該当するものを選択し記載すること。

車両区分		記号
車両総重量3.5トン超の貨物自動車（トラック等）	車両総重量が3.5トン超7.5トン以下（最大積載量が1.5トン以下）のもの	T1
	車両総重量が3.5トン超7.5トン以下（最大積載量が1.5トン超２トン以下）のもの	T2
	車両総重量が3.5トン超7.5トン以下（最大積載量が２トン超３トン以下）のもの	T3
	車両総重量が3.5トン超7.5トン以下（最大積載量が３トン超）のもの	T4
	車両総重量が7.5トン超８トン以下のもの	T5
	車両総重量が８トン超10トン以下のもの	T6
	車両総重量が10トン超12トン以下のもの	T7
	車両総重量が12トン超14トン以下のもの	T8
	車両総重量が14トン超16トン以下のもの	T9
	車両総重量が16トン超20トン以下のもの	T10
	車両総重量が20トン超のもの	T11
車両総重量3.5トン超の貨物自動車（トラクタ）	車両総重量が20トン以下のもの	TT1
	車両総重量が20トン超のもの	TT2
乗用自動車（路線バス）	車両総重量が６トン超８トン以下のもの	BR1
	車両総重量が８トン超10トン以下のもの	BR2
	車両総重量が10トン超12トン以下のもの	BR3
	車両総重量が12トン超14トン以下のもの	BR4
	車両総重量が14トン超のもの	BR5
乗用自動車（一般バス）	車両総重量が3.5トン超６トン以下のもの	B1
	車両総重量が６トン超８トン以下のもの	B2
	車両総重量が８トン超10トン以下のもの	B3
	車両総重量が10トン超12トン以下のもの	B4
	車両総重量が12トン超14トン以下のもの	B5
	車両総重量が14トン超16トン以下のもの	B6
	車両総重量が16トン超のもの	B7

２ 諸元表第２号様式の１記載要領

①構造

各項目の記載については、日本語に加えて、英語訳を併記することができる。

1. 車両構造上の一般的特徴

1.3.2. 操舵軸数及び位置

操舵軸の数及び位置を記載する。

例　軸数：１　位置：前

1.6. 原動機の位置と配置

原動機の搭載位置及び配置を記載する。

例　取付位置：前　配置：横

1.8. 運転位置：左／右

運転者席の位置について、記載する。

2. 質量及び寸法

2.3.1. 各操舵される車軸の輪距

操舵輪の空車状態における左右タイヤ踏面の路面との接地面の中心間距離を記載する。

例　前：1565　後：1570

記載値は整数位までとし、末尾を０又は５に丸める。

2.3.2. 他の車軸の輪距

操舵輪以外の空車状態における左右タイヤ踏面の路面との接地面の中心間距離を記載する。（記載値は 2.3.1. の例による）

2.11.5. 許容連結車両総重量

細目告示別添 96 に則り記載する。

3. 動力装置

3.2. 内燃機関

3.2.1.1. 作動原理及びサイクル

内燃機関の作動原理及びサイクルを例により記載する。

例　作動原理：強制点火／圧縮点火／デュアルフューエルなど

サイクル：4 ストローク／2 ストローク／ロータリーなど

3.2.1.2. シリンダの数と配置

原動機のシリンダ数及び配置を記載する。

3.2.3. 燃料タンク

3.2.3.1. 主燃料タンク

3.2.3.1.1. 主燃料タンクの数及びそれぞれの容量

常用使用する燃料タンクの数および容量を記載する。

容量の値は整数位までとし、小数第１位を四捨五入する。ただし、容量が 10L 未満のものにあっては小数第１位まで記載し、第２位を四捨五入する。

なお、気体を封入する燃料タンクにあっては、最高充填圧力を MPa 単位により付記する。記載値は小数第２位まで記載し、第３位を四捨五入する。常用燃料タンクが複数ある場合は、タンク毎の容量を「＋」の記号を間に入れて記載する。

例　数：２　容量：50＋50（L）

数：１　容量：150（L）　　数：１　容量：20.00（MPa）

3.2.3.2. 副燃料タンク

3.2.3.2.1. 副燃料タンクの数及びそれぞれの容量

予備燃料タンクがある場合は、3.2.3.1.1. に則り記載する。

3.2.8 吸気装置

3.2.8.1. 過給機の有無

過給機の装備の有無を記載する。

3.2.8.2. インタークーラーの有無

インタークーラーの装備の有無を記載する。

3.2.9. 排気装置

3.2.9.4. 消音器の型式及び製作者

消音器の型式及び製作者を次の例に則り記載する。なお、協定規則第 51 号を適用する自動車であって、排出ガス発散防止装置が消音器の機能を兼ねるものにあっては、型式に「排出ガス発散防止装置と兼用」等を記載する。

例　主消音器の製作者：ABCDE
　　主消音器の型式：123456
　　副消音器の製作者：FGHIJ
　　副消音器の型式：789123

3.2.9.5. 排気管開口部の位置

排気管の開口部の位置を記載する。

例　右側後方

3.2.12. 排出ガス発散防止対策

3.2.12.2. 排出ガス発散防止装置

排出ガス発散防止装置の各装置について、装備の有無を記載する。

3.2.12.2.1. 触媒の有無

3.2.12.2.2.1. 酸素センサーの有無

3.2.12.2.3. 二次空気供給装置の有無

3.2.12.2.4. 排気ガス再循環装置の有無

3.2.12.2.5. 燃料蒸発ガス抑止装置の有無

3.2.12.2.6. 微粒子除去装置の有無

3.2.12.2.7. 車載式故障診断装置の有無

3.2.12.2.8. その他の装置

排出ガス発散防止装置について、3.2.12.2.1.から 3.2.12.2.7.に該当しない装置がある場合は、装置名を記載する。装置が複数ある場合は、全て記載する。

例　NOｘセンサー

3.3. 電動機

3.3.1. 形式（巻線、励起）

電動機の形式を記載する。

例　交流同期電動機

3.3.1.1.1. 最高出力

自動車製作者が定める申告値を記載する。記載値は整数位までとし、小数第１位以下を切り捨てる。１kW 未満のものにあっては、小数第１位までとし、第２位以下を切り捨てる。

3.3.1.1.2. 定格出力

ハイブリッド多仕様自動車又は複数の駆動用電動機を有する電気多仕様自動車の電動機にあっては、１時間定格出力又は協定規則に基づいて測定した 30 分間最大出力を記載する。記載値は小数第１位までとし、第２位以下を切り捨てる。ただし、１kW 未満のものにあっては、小数第２位までとし、第３位以下を切り捨てる。

3.3.1.2. 作動電圧

自動車製作者の定める電動機の作動電圧を記載する。記載値は整数位までとし、小数第１位を四捨五入する。

3.3.2. 充電エネルギー貯蔵システム（REESS）

3.3.2.4. 位置

充電エネルギー貯蔵システムの搭載位置を記載する。
例　車両後方床下右側

4. 変速機及び副変速機

4.2. 形式

変速機の形式について、記載する。
なお、副変速機を有する場合は副変速機の形式についても記載する。
例　機械式／油圧式／電気式等

4.5. ギヤボックス

4.5.1. 形式

変速機の操作形式について、記載する。
なお、副変速機を有する場合は副変速機の操作形式についても記載する。
例　マニュアル／オートマチック／CVT（無段変速トランスミッション）など

4.6. 変速比

変速機のギヤ比を記載する。なお、副変速機を有する場合は副変速機のギヤ比も記載する。
記載値は小数第３位までとし、第４位を四捨五入する。また、無段変速機の場合には、最大と最小の変速比の範囲を記載する。
例　無段変速機の場合：2.326～0.434
　１速　4.318
　２速　2.544
　後退　3.522

4.7. 最大設計車速

最高速度の設計値を記載する。記載値は整数位までとし、小数第１位以下を切り捨てる。

5. 車軸

5.3. 形式

各車軸の形式を記載する。
例　前：独立懸架　後：独立懸架

6. 緩衝装置

6.2. 各車軸又はホイールにおける緩衝装置の形式と設計

各車軸又は各車輪毎の緩衝装置の形式を記載する。
例　前：マクファーソンストラット　後：ダブルウィッシュボーン

6.2.1. レベル調整：有／無

車高調整装置の有無について、記載する。

6.2.3. 駆動車軸用空気ばね：有／無

駆動車軸用空気ばねの有無について、記載する。

6.2.3.1. 駆動車軸用の空気ばね以外のばねの有無

駆動車軸のばねについて、空気ばね以外の有無を記載する。

6.2.4. 非駆動車軸用空気ばね：有／無

非駆動車軸用空気ばねの有無について、記載する。

6.2.4.1. 非駆動車軸用の空気ばね以外のばねの有無

非駆動車軸のばねについて、空気ばね以外の有無を記載する。

6.6.1. タイヤ／ホイールの組み合わせ

6.6.1.1. 車軸

6.6.1.1.1. 前軸

6.6.1.1.1.1. タイヤサイズ記号

附則４　第２　３　８－４に則り、断面幅の呼び、扁平比の呼び、タイヤ構造記号、リム径の呼びを記載する。

例　195/50R16

6.6.1.1.1.2. 負荷能力指数

附則４　第２　３　８－４に則り、負荷能力指数を記載する。

例　91

6.6.1.1.1.3. 速度区分記号

附則４　第２　３　８－４に則り、速度区分記号を記載する。

例　H

6.6.1.1.1.4. ホイールリムサイズ

ホイールのリム径及びリム幅をインチで記載する。

例　16×6 1/2J

6.6.1.1.1.5. ホイールオフセット

ホイールの取付面のオフセットについて、inset 又は outset 側を㎜表示で記載する。

例　inset40

6.6.1.1.2. 後軸

6.6.1.1.2.1. タイヤサイズ記号

附則４　第２　３　８－４に則り、断面幅の呼び、扁平比の呼び、タイヤ構造記号、リム径の呼びを記載する。

6.6.1.1.2.2. 負荷能力指数

附則４　第２　３　８－４に則り、負荷能力指数を記載する。

6.6.1.1.2.3. 速度区分記号

附則４　第２　３　８－４に則り、速度区分記号を記載する。

6.6.1.1.2.4. ホイールリムサイズ

車両の後車軸に装着するホイールのリム径及びリム幅をインチで記載する。

6.6.1.1.2.5. ホイールオフセット

車両の後車軸に装着するホイールの取付面のオフセットについて、inset 又は outset 側を㎜表示で記載する。

6.6.1.2. スペアホイール

応急用タイヤを装備している場合、6.6.1.1.1. から 6.6.1.1.1.4. に則り記載する。

6.7. タイヤ空気圧監視システム

6.7.1. 装備：有／無

タイヤ空気圧監視システムの装着の有無を記載する。

7. かじ取装置

7.2. 伝達及び制御

7.2.1. かじ取装置の形式

かじ取装置の形式について記載する。後輪も操舵する場合は、後輪側も記載する。

例　ラック＆ピニオン式

7.2.2. かじ取装置の詳細

かじ取装置からホイールまでの接続方法を記載する。

例　機械式（タイロッド～車軸）

7.2.3. 支援機能（有する場合）

補助機能の方式を記載する。

例　電気機械式

7.4. 緊急車線維持装置

7.4.1. 装備：有／無

装備の有無を記載する。

7.5. 車線逸脱警報装置

7.5.1. 装備：有／無

装備の有無を記載する。

7.6. 補正操舵機能

7.6.1. 装備：有／無

装備の有無を記載する。

8. 制動装置

8.5. ABS の装備の有無

装備の有無を記載する。

8.9. 制動装置の詳細

二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車以外の自動車にあっては、協定規則第 13 号 附属書 2 第 12 項又は協定規則第 13H 号 附属書 1 第 14 項、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車にあっては協定規則第 78 号附則 1 第 15.4.項にそれぞれ記載されているブレーキシステムの簡単な説明などを参考に記載する。

例　主ブレーキ：油圧式（電気制御付）、駐車ブレーキ：電気式後輪制御

8.11. 補助ブレーキの形式

専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の多仕様自動車等は記載を要しない。

制動する箇所、種類等を次の例により記載する。

また、複数の補助ブレーキを有するものにあっては、個々の補助ブレーキについて記載する。

例　推進軸制動渦電流式リターダ
　　排気管開閉弁式排気ブレーキ
　　推進軸制動渦電流式リターダ及び排気管開閉弁式排気ブレーキ

8.12. 衝突被害軽減制動制御装置

8.12.1. 装備：有／無

装備の有無を記載する。

9. 車体

9.3. 乗員ドア、ラッチ及びヒンジ

9.3.1. ドア形状と数

乗降扉の数を左側面、右側面及び後面に分けて記載する。

例　右２ 左２　後１

9.9. 視野確保装置

9.9.1. 後写鏡

9.9.1.1. 製作者名

車室外及び車室内の後写鏡について、製作者名を記載する。

例　車室外：右側　ＡＡＡ　左側　ＢＢＢ
　　車室内：ＣＣＣ

9.9.1.3. バリアント

製作者固有の呼称（品番を含む）又は型式など、当該後写鏡を特定できるものを記載する。

例　車室外：右側　ＡＡＡ　左側　ＢＢＢ
　　車室内：ＣＣＣ

9.9.2. 後方等確認装置

該当する装置がある場合は、記載する。

例　クラスⅠ　CMS

9.10. 乗車装置
9.10.3. 座席
9.10.3.1.1. 位置と配置
着席位置毎の乗車定員を記載する。
例　前席：２　後席１列目：２　後席２列目：３
9.12.2. 補助拘束装置の種類及び位置
補助拘束装置（エアバッグ、シートベルトプリテンショナー、シートベルトフォースリミッターなど、乗員を安全に拘束する補助装置をいう。）の種類及び配置を記載する。シートベルトの記載にあっては、協定規則第 16 号に定められた追加記号を使用して記載してもよい。
例　エアバック（前、横、膝）
シートベルト前席（プリテンショナー、フォースリミッター）
後席１列目（プリテンショナー）
後席２列目（プリテンショナー OP）
シートベルト前席 Aer4mp（AIR BAG）
後席１ 列目 Ar4m
後席２列目 Aer

11. 連結装置

専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の多仕様自動車等は記載を要しない。
11.1. 装備済みまたは装備予定の連結装置のクラスおよび型式
連結器形式、電気配線連結器形式、ブレーキ・ホース連結器形式について、それぞれ以下の通り記載する。
連結器型式：第５輪方式、ピントル・フック式、ボール・カップリング式等の別を記載する。なお、JIS、ISO 又は JASO の規格によるものは、その規格名を（ ）書で付記する。（電気配線連結器形式 及びブレーキ・ホース連結器形式も同じ。）
電気配線連結器形式：７極端子、４極端子等の別を記載する。
ブレーキ・ホース連結器形式：合わせ形、さしこみ形等の別を記載する。

12. その他

12.8. 事故自動緊急通報装置
12.8.1. 装備：有／無
装備の有無を記載する。
12.9. 車両接近通報装置
12.9.1. 装備：有／無
装備の有無を記載する。
12.13. 側方衝突警報装置
12.13.1. 装備：有／無
装備の有無を記載する。
12.16. 事故情報計測記録装置
12.16.1. 装備：有／無
装備の有無を記載する。

17. 自動運行装置の有無

装備の有無を記載する。

②性能

１．最小回転半径
最大かじ取角で徐行する場合（このとき二輪車は空車状態とする。）の外側タイヤの接地面中心の軌跡の最大半径を記載する。この場合において、被けん引自動車にあって

は、主としてけん引されるけん引自動車と連結した状態の値を記載するものとし、車体外側の軌跡による値を例により（ ）書で付記する。記載値は小数第１位までとし、第２位を切り上げる。

なお、けん引自動車にあっては、連結状態の値は記載しなくてもよい。

例　○○○型と連結時6.5（車体7.4）

２．制動停止距離

(1) 乗用自動車（細目告示第15条第３項に規定する自動車）又は貨物自動車（細目告示第 15 条第２項ただし書きの規定により同条第３項の規定を適用する自動車に限る。）にあっては細目告示技術基準「乗用車の制動装置の技術基準」、貨物自動車等（細目告示第15条第２項（同項ただし書きの規定により同条第３項の規定を適用する場合を除く。）及び第６項に規定する自動車）にあっては「協定規則第13号の技術的要件」による常温時制動試験に基づいて積載状態で測定した制動停止距離又は平均飽和減速度を記載し制動初速度を（ ）書で付記する。ただし、設計値を記載してもよい。

なお、記載値は、制動停止距離の場合には整数位までとし、小数第１位を切り上げ、平均飽和減速度の場合には小数第２位までとし、第３位以下を切り捨てる。

例　56(100)

6.70 m/s^2(100)

(2) 二輪自動車等（細目告示第15条第４項に規定する自動車及び細目告示第242条第２項に規定する原動機付自転車）にあっては、「協定規則第78号の技術的要件」による常温時制動試験に基づいて測定した制動停止距離又は平均飽和減速度を記載し、制動初速度を（ ）書で付記する。ただし、設計値を記載してもよい。

なお、記載値は、制動停止距離の場合には整数位までとし、小数第１位を切り上げ、平均飽和減速度の場合には小数第１位までとし、第２位以下を切り捨てる。

また、１個の操作装置で前輪及び後輪の制動装置を同時に作動させることができない二輪自動車等にあっては、前輪の制動装置のみを作動させた場合及び後輪の制動装置のみを作動させた場合の値を各々記載し、１個の操作装置で前輪及び後輪の制動装置を同時に作動させることができる連動式又は分配式の制動装置を備えた二輪自動車等にあっては、主たる操作装置で制動装置を作動させた場合の値及び連動式にあっては、主たる操作装置以外の操作装置で制動装置を作動させた場合の値を各々記載する。

例　前：25（60），後：41（60）

前：3.9m/s^2(60)，後：2.3m/s^2(60)

連動：25（60），補助：41（60）

連動：3.9m/s^2(60)，補助：2.3m/s^2(60)

分配：25（60）

分配:3.9m/s^2(60)

(3) 大型特殊自動車等（保安基準第12条第２項並びに細目告示第15条第５項及び第７項に規定する自動車）にあっては、審査事務規程別添の試験規程に基づいて測定した値を記載し、制動初速度を（ ）書で付記する。ただし、設計値を記載してもよい。記載値は小数第１位までとし、末尾を０又は５に切り上げる。この場合において、けん引自動車又は被けん引自動車についての測定は、それぞれ被けん引自動車又はけん引自動車と連結した状態で行う。ただし、フル・トレーラをけん引するけん引自動車にあっては、けん引自動車単体の状態についても測定する。

例　12.0（50）

18.0（50）、○○○型と連結時19.5(50)

4.5（最高速度14.1 km/h）

３．主ブレーキ

保安基準第 12 条第２項並びに細目告示第 15 条第２項、第４項、第５項及び第６項に規定する自動車（細目告示第 15 条第２項ただし書きの規定により同条第３項の規定を適用する自動車を除く。）にあっては、許容限度総重量状態で減速度が 5.0m/s²(保安基準第 12 条第２項並びに細目告示第 15 条第５項に規定する最高速度が 80km/h 未満の多仕様自動車にあっては 4.0m/s²)、細目告示第 15 条第３項に規定する多仕様自動車（細目告示第 15 条第２項第２号ロの規定により同条第３項の規定を適用する多仕様自動車を含む。）にあっては、許容限度総重量状態で減速度が 6.43m/s²となる制動力及び当該制動力が得られる踏力（被けん引自動車にあっては作動圧）を次の例により記載する。ただし、１．制動停止距離を記載する場合は、記載を省略することができる。

なお、計算値の場合には（ ）書によりその旨付記する。制動力、踏力の記載値は整数位までとし、10Ｎ未満は切り捨てる。

また、記載方法は、制動力(踏力)／減速度とする。

例　9800(390)/5.0m/s²

12740(440)/6.43m/s²(計算値)

４．駐車ブレーキ

許容限度総重量状態で減速度が 1.8m/s²（乗用自動車（細目告示第 15 条第３項に規定する自動車）又は貨物自動車（細目告示第 15 条第２項第２号ロの規定により同条第３項の規定を適用する自動車に限る。）にあっては許容限度総重量状態で 2.0m/s²、大型特殊自動車等(細目告示第 15 条第５項に規定する多仕様自動車)にあっては空車状態で 2.0m/s²）となる制動力及び当該制動力が得られる操作力を次の例により記載する。

なお、計算値の場合には（ ）書によりその旨を付記する。制動力、操作力の記載値は整数位までとし、10Ｎ未満は切り捨てる。

また、記載方法は、制動力(操作力)／減速度とする。

例　3130(90)/1.8m/s²

５．定地燃料消費率

ガソリン、LPG 又は軽油を燃料とする多仕様自動車にあっては、審査事務規程別添の試験規程（許容限度総重量状態とする。）に基づいて測定した燃料消費率を記載し、試験速度(km/h)を（ ）書で付記する。試験速度は、当該多仕様自動車について道路交通法施行令(昭和 35 年政令第 270 号)第 11 条に定める最高速度（政令で定める速度に満たない多仕様自動車にあっては、その最高速度）とする。この場合におけるけん引自動車の試験状態は、セミ・トレーラをけん引するけん引自動車にあってはセミ・トレーラと連結した状態とし、フル・トレーラ（ドリー付フル・トレーラを含む。以下同じ。）をけん引するけん引自動車にあってはフル・トレーラと連結した状態及びけん引自動車単体の状態とする。記載値は小数第１位までとし、第２位を四捨五入する。

なお、定地燃料消費率を持たない場合にあっては、記載を省略して差し支えない。

例　20.0(60)

10.5(60)、○○○型と連結時 5.5(60)

６．JH25モード燃料消費率

CNG 又は LNG を燃料とする乗車定員 10 人の乗用自動車(車両総重量 3.5 トン超のものに限る。)、乗車定員 11 人以上の乗合自動車(車両総重量 3.5 トン超のものに限る。)及び車両総重量 3.5 トン超の貨物自動車であって、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車について、審査事務規程別添の試験規程に基づいて測定した値を基礎として算定した値(以下「JH25 モード燃料消費率」という。)を記載するものとし、附則４ 第２ １１－27－５に規定する重量車燃料消費率区分の記号を（ ）書きで付記する。ただし、

JH25 モード燃料消費率に代えて設計値を記載してもよい。また、別添「共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領」で定める第１号様式（諸元表例）に JH25 モード燃料消費率を記載した多仕様自動車にあっては、記載を省略して差し支えない。

なお、記載値は附則４ 第２ １ １－27－４と同様に記載する。

７．都市間走行モード燃料消費率（JH25モード燃料消費率）

軽油、CNG 又は LNG を燃料とする乗車定員 10 人の乗用自動車（車両総重量 3.5 トン超のものに限る。）、乗車定員 11 人以上の乗合自動車（車両総重量 3.5 トン超のものに限る。）及び車両総重量 3.5 トン超の貨物自動車であって、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車について、細目告示技術基準「重量車排出ガスの測定方法」(CNG 又は LNG を燃料とする自動車にあっては審査事務規程別添の試験規程）に基づいて測定した値を基礎として算定した値(以下「都市間走行燃料消費率(JH25 モード)」という。)を記載することができる。ただし、都市間走行燃料消費率(JH25 モード)代えて設計値を記載してもよい。なお、記載値は附則４ 第２ １ １－27－４と同様に記載する。

８．一充電走行距離

電池のみを動力源として走行する多仕様自動車にあっては、審査事務規程別添の試験規程に基づいて測定した一充電走行距離又は協定規則第 154 号に基づいて測定した一充電走行距離を記載し、走行モード又は試験速度（km/h）を（ ）書で次の例により付記する。走行距離の記載値は整数位までとし、小数第１位以下を切り捨てる。ただし、特殊自動車にあっては、記載を省略して差し支えない。

例 120（WLTCモード）
150（JC08モード）

9.1. 交流電力量消費率（電気自動車）

電池のみを動力源として走行する多仕様自動車にあっては、審査事務規程別添の試験規程に基づいて測定した交流電力量消費率又は協定規則第 154 号に基づいて測定した交流電力量消費率を記載（特殊自動車にあっては、省略して差し支えない。）し、走行モード又は試験速度（km/h）を（ ）書で次の例により付記する。記載値は整数位とし、小数第１位を四捨五入する。

例 150（WLTCモード）
120（JC08モード）
500（JH25 モード）

9.2. LMH 交流電力量消費率（電気自動車）

電池のみを動力源として走行する自動車にあっては、審査事務規程別添の試験規程に基づいて測定した各フェーズ固有値又は協定規則第 154 号に基づいて測定した各フェーズ固有値を記載する。記載値は整数位までとし、小数第 1 位を四捨五入する。

例 L：150 M：120 H：100

10.1. ハイブリッド（CS）燃料消費率

(1) JC08 モードハイブリッド（CS）燃料消費率

ガソリン・電気、LPG・電気又は軽油・電気を燃料とする乗車定員９人以下の乗用自動車、乗車定員 10 人の乗用自動車（車両総重量 3.5 トン以下のものに限る。）、乗車定員 11 人以上の乗合自動車（車両総重量 3.5 トン以下のものに限る。）及び車両総重量 3.5 トン以下の貨物自動車であって型式指定に係るものについて、細目告示技術基準「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定する JC08 モード法により保安基準第 31 条第２項の基準に適合した自動車にあっては、審査事務規程別添の試験規程に基づいて測定をした JC08 モードハイブリッド（CS）燃料消費率を次により記載する。ただし、測定した値に代えて設計値を記載してもよい。

なお、ガソリン・電気、LPG・電気又は軽油・電気を燃料とするその他の自動車につ

いても、記載して差し支えない。

(ｱ) 記載値は小数第１位までとし、第２位を四捨五入する。

(ｲ) 使用する数値は、0.1km/Ｌ毎とする。

例 8.0 8.1 8.2・・・10.0 10.1 10.2・・・20.0 20.1 20.2・・・ (km/Ｌ)

(2) WLTCモードハイブリッド (CS) 燃料消費率

多仕様自動車にあっては、ガソリン・電気、LPG・電気又は軽油・電気を燃料とする乗車定員９人以下の乗用自動車、乗車定員 10 人の乗用自動車（車両総重量 3.5 トン以下のものに限る。)、乗車定員 11 人以上の乗合自動車（車両総重量 3.5 トン以下のものに限る。）及び車両総重量 3.5 トン以下の貨物自動車であって、細目告示技術基準「軽・中量車排出ガスの試験方法」に規定する WLTC モード法により保安基準第 31 条第２項の基準に適合した自動車にあっては、審査事務規程別添の試験規程に基づいて測定をした WLTC モードハイブリッド (CS) 燃料消費率又は協定規則第 154 号に基づいて測定をした WLTC モードハイブリッド (CS) 燃料消費率を次により記載する。ただし、測定した値に代えて設計値を記載してもよい。

なお、ガソリン・電気、LPG・電気又は軽油・電気を燃料とするその他の自動車についても、記載して差し支えない。

(ｱ) 記載値は小数第１位までとし、第２位を四捨五入する。

(ｲ) 使用する数値は、0.1 km/Ｌ毎とする。

例 8.0 8.1 8.2・・・10.0 10.1 10.2・・・20.0 20.1 20.2・・・ (km/Ｌ)

(3) JH25 モード (CS) 燃料消費率

軽油・電気を燃料とする乗車定員 10 人以上の乗用自動車（車両総重量 3.5 トン超のものに限る。）又は車両総重量 3.5 トン超の貨物自動車であって、型式指定に係るものについて、細目告示技術基準「重量車排出ガスの測定方法」に規定する JH25 モード法により保安基準第 31 条第２項の基準に適合した自動車にあっては、当該基準に定める試験方法に基づいて測定をした JH25 モードハイブリッド (CS) 燃料消費率を次により記載する。ただし、測定した値に代えて設計値を記載してもよい。

なお、軽油・電気を燃料とするその他の自動車についても、記載して差し支えない。

(ｱ) 記載値は小数第２位までとし、第３位を四捨五入する。

(ｲ) 使用する数値は、0.01 km/L 毎とする。

例 6.0 6.01 6.02・・・10.00 10.01 10.02・・・(km/L)

10.2. LMH ハイブリッド (CS) 燃料消費率

WLTC モードハイブリッド (CS) 燃料消費率が測定された自動車にあっては、審査事務規程別添の試験規程に基づいて測定をした各フェーズ固有値又は協定規則第 154 号に基づいて測定をした各フェーズ固有値を次により記載する。ただし、測定した値に代えて設計値を記載してもよい。

(ｱ) 記載値は小数第１位までとし、第２位を四捨五入する。

(ｲ) 使用する数値は、0.1 km/Ｌ毎とする。

例 L：20.5 M：23.4 H：26.8

11. プラグイン (CD) 燃料消費率

(1) JC08 モード及び WLTC プラグイン (CD) 燃料消費率

ガソリン・電気、LPG・電気又は軽油・電気を燃料とする乗車定員９人以下の乗用自動車、乗車定員 10 人の乗用自動車（車両総重量 3.5 トン以下のものに限る。）、乗車定員 11 人以上の乗合自動車（車両総重量 3.5 トン以下のものに限る。）及び車両総重量 3.5 トン以下の貨物自動車であって、細目告示技術基準「軽・中量車排出ガスの測定方法」により保安基準第 31 条第２項の基準に適合した自動車にあっては、審査事務規程別添の試験規程に基づいて測定をしたプラグイン (CD) 燃料消費率又は協定規則第 154

号に基づいて測定をしたプラグイン（CD）燃料消費率を次により記載する。ただし、測定した値に代えて設計値を記載してもよい。

なお、ガソリン・電気、LPG・電気又は軽油・電気を燃料とするその他の自動車についても、記載して差し支えない。

(ｱ) 記載値は小数第１位までとし、第２位を四捨五入する。

(ｲ) 使用する数値は、0.1 km/Ｌ毎とする。

例 120.1（WLTCモード）

150.1（JC08モード）

(2) JH25 モード プラグイン（CD）燃料消費率

軽油・電気を燃料とする乗車定員 10 人以上の乗用自動車（車両総重量 3.5 トン超のものに限る。）又は車両総重量 3.5 トン超の貨物自動車であって、型式指定に係るものについて、細目告示技術基準「重量車排出ガスの測定方法」に規定する JH25 モード法により保安基準第 31 条第２項の基準に適合した自動車にあっては、当該基準に定める試験方法に基づいて測定をした JH25 モード プラグイン（CD）燃料消費率を次により記載し、走行モードを（ ）書で次の例により付記する。ただし、測定した値に代えて設計値を記載してもよい。

なお、軽油・電気を燃料とするその他の自動車についても、記載して差し支えない。

(ｱ) 記載値は小数第２位までとし、第３位を四捨五入する。

(ｲ) 使用する数値は、0.01 km/L 毎とする。

例 9.22（JH25 モード）

12. プラグイン（CD）レンジ

(1) JC08 モード及び WLTC モード プラグイン（CD）レンジ

ガソリン・電気、LPG・電気又は軽油・電気を燃料とする乗車定員９人以下の乗用自動車、乗車定員 10 人の乗用自動車（車両総重量 3.5 トン以下のものに限る。）及び車両総重量 3.5 トン以下の貨物自動車であって、細目告示技術基準「軽・中量車排出ガスの測定方法」により保安基準第 31 条第２項の基準に適合した自動車にあっては、審査事務規程別添の試験規程に基づいて測定したプラグイン（CD）レンジ又は協定規則第 154 号に基づいて測定したプラグイン（CD）レンジを記載(特殊自動車にあっては、省略して差し支えない 。）し、走行モード又は試験速度（km/h）を（ ）書で次の例により付記する。走行距離の記載値は整数位までとし、小数第１位を四捨五入する。ただし、測定した値に代えて設計値を記載してもよい。

例 120（WLTC モード）

150（JC08モード）

(2) JH25 モード プラグイン（CD）レンジ

軽油・電気を燃料とする乗車定員 10 人以上の乗用自動車（車両総重量 3.5 トン超のものに限る。）又は車両総重量 3.5 トン超の貨物自動車であって、型式指定に係るものについて、細目告示技術基準「重量車排出ガスの測定方法」に規定する JH25 モード法により保安基準第 31 条第２項の基準に適合した自動車にあっては、当該基準に定める試験方法に基づいて測定をした JH25 モード プラグイン（CD）レンジを次により記載し、走行モードを（ ）書で次の例により付記する。ただし、測定した値に代えて設計値を記載してもよい。

走行距離の記載値は整数位までとし、小数第１位を四捨五入する。

例 30（JH25 モード）

13.1. 交流電力量消費率（プラグインハイブリッド自動車）

ガソリン・電気、LPG・電気又は軽油・電気を燃料とする乗車定員９人以下の乗用自動車、乗車定員 10 人の乗用自動車（車両総重量 3.5 トン以下のものに限る。）及び車両

総重量3.5トン以下の貨物自動車であって、細目告示技術基準「軽・中量車排出ガスの試験方法」により保安基準第31条第２項の基準に適合した自動車にあっては、審査事務規程別添の試験規程に基づいて測定した交流電力量消費率（プラグインハイブリッド自動車）又は協定規則第154号に基づいて測定した交流電力量消費率（プラグインハイブリッド自動車）を記載（特殊自動車にあっては、記載を省略して差し支えない。）し、走行モード又は試験速度（km/h）を（ ）書で次の例により付記する。記載値は整数位とし、小数第１位を四捨五入する。ただし、測定した値に代えて設計値を記載してもよい。

例 150（WLTCモード）
120（JC08モード）

13.2. LMH 交流電力量消費率（プラグインハイブリッド自動車）

ガソリン・電気、LPG・電気又は軽油・電気を燃料とする乗車定員９人以下の乗用自動車、乗車定員10人の乗用自動車（車両総重量3.5トン以下のものに限る。）及び車両総重量3.5トン以下の貨物自動車であって、細目告示技術基準「軽・中量車排出ガスの試験方法」により保安基準第31条第２項の基準に適合した自動車にあっては、審査事務規程別添の試験規程に基づいて測定をした各フェーズ固有値又は協定規則第 154 号に基づいて測定をした各フェーズ固有値を記載する。記載値は整数位までとし、小数第１位を四捨五入する。ただし、測定した値に代えて設計値を記載してもよい。

例 L：150 M：120 H：100

14. 等価EVレンジ

ガソリン・電気、LPG・電気又は軽油・電気を燃料とする乗車定員９人以下の乗用自動車、乗車定員10人の乗用自動車（車両総重量3.5トン以下のものに限る。）及び車両総重量3.5トン以下の貨物自動車であって、細目告示技術基準「軽・中量車排出ガスの試験方法」により保安基準第31条第２項の基準に適合した自動車にあっては、審査事務規程別添の試験規程に基づいて測定をした等価EVレンジ又は協定規則第154号に基づいて測定をした等価EVレンジを記載（特殊自動車にあっては、省略して差し支えない。）し、走行モード又は試験速度(km/h)を( )書で次の例により付記する。走行距離の記載値は整数位までとし、小数第１位を四捨五入する。ただし、測定した値に代えて設計値を記載してもよい。

例 120（WLTCモード）
150（JC08モード）

15. 一充電消費電力量

(1) JC08モード及びWLTCモード 一充電消費電力量

ガソリン・電気、LPG・電気又は軽油・電気を燃料とする乗車定員９人以下の乗用自動車、乗車定員10人の乗用自動車（車両総重量3.5トン以下のものに限る。）及び車両総重量3.5トン以下の貨物自動車であって、細目告示技術基準「軽・中量車排出ガスの測定方法」により保安基準第31条第２項の基準に適合した自動車にあっては、審査事務規程別添の試験規程に基づいて測定をした一充電消費電力量又は協定規則第 154 号に基づいて測定をした一充電消費電力量を次により記載（特殊自動車にあっては、省略して差し支えない。）する。ただし、測定した値に代えて設計値を記載してもよい。

(ｱ) 記載値は小数第２位までとし、第３位を四捨五入する。
(ｲ) 使用する数値は、0.01kWh/回毎とする。
(ｳ) 走行モード又は試験速度（km/h）を次の例により付記する。

例 2.60 （WLTCモード）
2.61 （JC08モード）

(2) JH25モード 一充電消費電力量

軽油・電気を燃料とする乗車定員 10 人以上の乗用自動車（車両総重量 3.5 トン超のものに限る。）又は車両総重量 3.5 トン超の貨物自動車であって、型式指定に係るものについて、細目告示技術基準「重量車排出ガスの測定方法」に規定する JH25 モード法により保安基準第 31 条第２項の基準に適合した自動車にあっては、当該基準に定める試験方法に基づいて測定をした一充電消費電力量を次により記載し、走行モードを（ ）書で次の例により付記する。ただし、測定した値に代えて設計値を記載してもよい。

(ｱ) 記載値は小数第２位までとし、第３位を四捨五入する。

(ｲ) 使用する数値は、0.01kWh/回毎とする。

例 31.27（JH25 モード）

16. CNG自動車燃料消費率（軽・中量車）

(1) JC08モードCNG燃料消費率

CNG を燃料とする乗車定員９人以下の乗用自動車、乗車定員 10 人の乗用自動車（車両総重量 3.5 トン以下のものに限る。）、乗車定員 11 人以上の乗合自動車（車両総重量 3.5 トン以下のものに限る。）及び車両総重量 3.5 トン以下の貨物自動車であって型式指定に係るものについて、細目告示技術基準「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定する JC08 モード法により保安基準第 31 条第２項の基準に適合した自動車にあっては、審査事務規程別添の試験規程に基づいて測定をした JC08 モード CNG 燃料消費率を次により記載する。ただし、測定した値に代えて設計値を記載してもよい。

なお、CNG を燃料とするその他の自動車についても、記載して差し支えない。

(ｱ) 記載値は小数第１位までとし、第２位を四捨五入する。

(ｲ) 使用する数値は、0.1km/Nm^{3}毎とする。

例 8.0 8.1 8.2・・・10.0 10.1 10.2・・・20.0 20.1 20.2・・・（km/Nm^3）

(2) WLTCモードCNG燃料消費率

多仕様自動車にあっては、CNG を燃料とする乗車定員９人以下の乗用自動車、乗車定員 10 人の乗用自動車（車両総重量 3.5 トン以下のものに限る。）、乗車定員 11 人以上の乗合自動車（車両総重量 3.5 トン以下のものに限る。）及び車両総重量 3.5 トン以下の貨物自動車であって、型式指定に係るものについて、細目告示技術基準「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定する WLTC モード法により保安基準第 31 条第２項の基準に適合した自動車にあっては、審査事務規程別添の試験規程に基づいて測定をした WLTC モード CNG 燃料消費率又は協定規則第 154 号に基づいて測定をした WLTC モード CNG 燃料消費率を次により記載する。ただし、測定した値に代えて設計値を記載してもよい。

なお、CNG を燃料とするその他の自動車についても、記載して差し支えない。

(ｱ) 記載値は小数第１位までとし、第２位を四捨五入する。

(ｲ) 使用する数値は、0.1 km/Nm^3 毎とする。

例 8.0 8.1 8.2・・・10.0 10.1 10.2・・・20.0 20.1 20.2・・・（km/Nm^3）

17. LMH 燃料消費率

WLTC モード燃料消費率が測定された多仕様自動車(プラグインハイブリッド自動車を除く。）にあっては、審査事務規程別添の試験規程に基づいて測定をした各フェーズ固有値又は協定規則第 154 号に基づいて測定をした各フェーズ固有値を次により記載する。ただし、測定した値に代えて設計値を記載してもよい。

(ｱ) 記載値は小数第１位までとし、第２位を四捨五入する。

(ｲ) 使用する数値は、0.1 km/Ｌ毎とする。

例　L： 20.5 M：23.4 H：26.8

18. 燃料消費率（燃料電池自動車）

多仕様自動車にあっては、圧縮水素ガス（水素ガスを主成分とする高圧ガスをいう。

以下同じ。）を燃料とする乗車定員９人以下の乗用自動車、乗車定員 10 人の乗用自動車（車両総重量 3.5 トン以下のものに限る。）及び車両総重量 3.5 トン以下の貨物自動車であって、型式指定に係るものについて、審査事務規程別添の試験規程に基づいて測定をした燃料消費率又は協定規則第 154 号に基づいて測定をした各フェーズ固有値（燃料電池自動車）を次により記載する。ただし、測定した値に代えて設計値を記載してもよい。

なお、圧縮水素ガスを燃料とするその他の自動車についても、記載して差し支えない。

(ｱ) 記載値は整数位までとし、第１位を四捨五入する。

(ｲ) 使用する数値は、1 km/kg 毎とする。

例 8 9 10 11・・・20 21 22 ・・・ (km/kg)

③ 自動車の構造等（追加項目）

１．車体の名称

申請者等が呼ぶ車体の名称を記載することができる。

２．車体の形状

次の表の車体の形状欄の例により記載する。ただし、漢字の部分については片仮名によることができ、() 内に示したものについてはこれを用いることができる。

なお、特種用途自動車及び大型特殊自動車であって二輪又は三輪であるものについてはその旨（例タンク車三輪）を、また、特種用途自動車であってセミ・トレーラ、フル・トレーラ又はドリー付トレーラであるものについてはその旨（例タンク・セミ・トレーラ）をそれぞれ付記する。

また、多仕様自動車の範囲に荷台がない等、車体の形状が特定できない場合にあっては、検査時になりうる車体の形状を記載するものとする。

自動車の種類	車体の形状
乗用自動車	「箱型」「幌型」「ステーションワゴン」「オートバイ」「側車付オートバイ」「三輪箱型」「三輪幌型」
乗合自動車	「ボンネット」「キャブオーバ」「リヤエンジン」「アンダーフロア」
貨物自動車	「ボンネット」「キャブオーバ」「バン」「ダンプ」「ピックアップ」「三輪トラック」「三輪ダンプ」「三輪バン」「トラクタ」「三輪トラクタ」「セミトレーラ」「フルトレーラ」「ドリー付トレーラ」「バンセミトレーラ」「コンテナセミトレーラ」「コンテナフルトレーラ」「コンテナ専用車」「荷台昇降車」
特種用途自動車	「消防車」「警察車」「救急車」「道路作業車」「医療防疫車」「冷蔵冷凍車」「放送宣伝車」「霊柩車」「護送車」「タンク車」「散水車」「工作車」「架線修理車」「クレーン車」「郵便車」「糞尿車」「コンクリートミキサー車」「塵芥車」「クレーン用台車」「ボートトレーラ」「キャンピングトレーラ」「穴掘建柱車」「粉粒体運搬車」「コンクリート作業車」「採血車」
大型特殊自動車	ショベル・ローダ」「タイヤ・ローラ」「ロード・ローラ」「グレーダ」「ロード・スタビライザ」「スクレーパ」「ロータリ除雪自動車」「アスファルト・フィニッシャ」「タイヤ・ドーザ」「モータ・スイーパ」「ダンパ」「ホイール・ハンマ」「ホイール・ブレーカ」「フォーク・リフト」「フォーク・ローダ」「ホイール・クレーン」「ストラドル・キャリヤ」「たーレット式構内運搬自動車」「ロード・ヒータ」「ライン・マーカ」「ブルドーザ」「クローラ運搬車」

	「雪上車」「林内作業車」「原野作業車」「ホイール・キャリヤ」「草刈作業車」「農耕トラクタ」「農業用薬剤散布車」「刈取脱穀作業車」「田植機」

３．車両最大寸法（高さ）

多仕様自動車に許容できる最大寸法を記載する。(車両総重量が 3.5 トンを超える自動車（専ら乗用の用に供する自動車にあっては乗車定員 10 人以上のものに限る）は記載を要しない。)

４．荷台の内側の寸法

次の各号により記載する。

記載値は小数第３位までとし、末尾を０又は５に丸める。また「幅」及び「高さ」については、内装仕様差等によりその値が複数得られる場合、最小値のみを記載すればよい。

(1) 長さ

(ｱ) 普通型貨物自動車の荷台の長さは、車両中心面付近にある前後の荷台枠の上縁付近の荷台内壁の間における大部分の床面に平行な方向の最短距離とする。

(ｲ) バン型貨物自動車の荷物室の長さは、車両中心面付近の荷物室前縁（隔壁、座席の後縁又は折り畳んだ座席の部分）と荷物室後縁（突起物及び局部的なくぼみ部を除く。）の間における荷物室高さの中点を通る大部分の床面に平行な方向の距離とする。ただし、当該平行線がガラスと交わるときの荷物室後縁は、窓の下縁材に接する鉛直線と当該平行線の交点（交点がガラス内面より外にあるときは、ガラス内面と当該平行線の交点）とする。

また、折り畳み座席又は脱着式座席を有する貨物自動車にあっては、当該座席を折り畳み又は取り外し、物品積載設備を最大限に利用した状態の荷物室の長さを記載し、乗車設備を最大限に利用して積載量を有するものはその状態の荷物室の長さを（　）書で付記する。

(2) 幅

(ｱ) バン型貨物自動車の荷物室の幅は、荷物室長さの中央部で荷物室高さの２分の１の高さにおける荷物室内壁（突起物及び局部的なくぼみ部を除く。）の間の車両中心線に直角でかつ水平な方向の距離とする。ただし、当該水平線がガラスと交わるときの荷物室内壁は、窓の下縁材に接する鉛直線と当該水平線の交点（交点がガラス内面より外にあるときは、ガラス内面と当該水平線の交点）とする。また、折り畳み座席又は脱着式座席を有する貨物自動車にあっては、当該座席を折り畳み又は取り外し、物品積載設備を最大限に利用した状態の荷物室の幅を記載し、乗車設備を最大限に利用して積載量を有するものはその状態の荷物室の幅を（　）書で付記する。

(ｲ) 普通型貨物自動車の荷台の幅は、荷台長さの中央部で荷台枠の上縁付近における　荷台内壁の間の車両中心線に直角でかつ水平な方向の距離とする。

(3) 高さ

(ｱ) バン型貨物自動車の荷物室の高さは、車両中心線付近における局部的凹凸を除く床面から天井までの間における大部分の床面に垂直な方向の最大距離とする。

なお、折り畳み座席又は脱着式座席を有する貨物自動車にあっては、当該座席を折り畳み又は取り外し、物品積載設備を最大限に利用した状態の荷物室の高さを記載し、乗車設備を最大限に利用して積載量を有するものはその状態の荷物室の高さを（）書で付記する。

(ｲ) 普通型貨物自動車の荷台の高さは、荷台長さの中央部で荷台幅の中央部床面から荷台枠（柵のあるものは柵を含む。）の上縁までの間における大部分の床面に垂

直な方向の距離とする。

５．荷台オフセット

「外観図」に記載するものについては、記載を省略することができる。

空車状態における後車軸の中心（後車軸が２軸のものにあっては前と後の車軸の中央。ただし、荷重支点が車軸の中央にないものにあってはその荷重中心とする。）から荷台床面の中心までの水平な方向の距離を記載する。この場合において、ミキサー、タンク車等形状が複雑なものにあっては積載物品の体積中心又は積載装置の容積中心を、けん引自動車にあっては連結部（第５輪）中心をそれぞれ荷台床面の中心とみなす。

また、折り畳み座席又は脱着式座席を有するバン型貨物自動車にあっては、当該座席を折り畳み又は取り外し、物品積載設備を最大限に利用した状態における荷台床面の中心から後車軸の中心までの距離を記載し、乗車設備を最大限に使用した場合でも積載量を有するものは、その状態における、荷台床面の中心から後車軸の中心までの距離を（　）書で付記する。

なお、荷台床面の中心が後車軸の中心から後方にある場合には、数値の前に「－」の記号を付して記載する。記載値は小数第３位までとし、末尾を０又は５に丸める。

６．乗車定員

同一型式の類別において複数の乗車定員の設定がある場合又は同一型式の類別において複数の乗車定員の設定がある場合以外の場合であって第１号様式（１－18）乗車定員欄に乗車定員を記載しない場合について、保安基準第 53 条の規定による乗車定員を記載する。ただし、幼児用座席を備える幼児専用車、専ら座席の用に供する床面の協定規則第 14 号の技術的な要件に定める基準に適合する取付具に年少者用補助乗車装置を備える自動車又は協定規則第 44 号の技術的な要件に定める基準に適合する特定車両用の年少者用補助乗車装置を備える自動車（以下「幼児専用車等」という。）にあっては「大人定員＋小人定員／1.5」を記載し、乗車定員 11 人以上の乗合自動車にあっては「(座席定員＋立席定員＋乗務員)」を付記する。

なお、乗車定員 11 人以上の乗合自動車であって補助座席を有するものについては、これを折り畳んだ状態の乗車定員を記載する。ただし、次の各号に掲げる自動車であって座席定員を超えて旅客を運送しないことが明らかな構造のものについては、補助座席を使用した状態の乗車定員を記載して差し支えない。

(ｱ) 一般貸切旅客運送事業用自動車

(ｲ) 一般乗合旅客運送事業用自動車のうち、定期観光に使用するもの

(ｳ) 特定旅客運送事業用自動車

また、折り畳み座席又は脱着式座席を有する自動車のうち、貨物自動車にあっては、当該座席を折り畳み又は取り外し、物品積載設備を最大限に利用した状態において定めた乗車定員を記載するとともに、乗車設備を最大限に利用した状態において定めた乗車定員を（）書で付記し、貨物自動車以外の自動車にあっては、乗車設備を最大限に利用した状態において定めた乗車定員を記載する。

例　幼児専用車等の場合　$3+\frac{38}{1.5}$

折り畳み座席又は脱着式座席を有する貨物自動車の場合　３（６）

折り畳み座席又は脱着式座席を有する貨物自動車以外の自動車の場合　６

７．最大安定傾斜角度

申請に係る多仕様自動車が完成車（当該多仕様自動車に適用される保安基準に係る全ての装置が含まれる状態）の場合は、傾斜角度測定機で測定した角度又は計算した角度を記載する。（同一型式の類別において仕様違いにより最大安定傾斜角度が複数ある

場合は最小値）この場合において、セミ・トレーラにあっては、主としてけん引されるけん引自動車と連結した状態の値のみを次の例により記載する。ただし、けん引自動車及びフル・トレーラにあっては、連結状態の値の記載は要しない。

記載値は整数位までとし、１度未満は切り捨てる。

なお、計算値の場合には、（　）書によりその旨を付記する。

例　〇〇〇型と連結時38

８．旅客運送事業用自動車としての適否

旅客運送事業用の適否を下記の例に倣って記載する。

例　旅客運送事業用－適

旅客運送事業用－否（室内照明灯）

④備考（仕様等に係る事項）

備考欄には、次に掲げる項目に該当する事項をそれぞれの例により記載する。

なお、当該欄に「別添参照」と記載することにより、当該欄の記載内容を別添とすることができる。

(1) 輸入自動車の改善措置事項

(2) 保安基準の緩和を要する事項及び付加制限事項

３　諸元表第２号様式の２記載要領

１．　原動機（内燃機関）

１－１　取付位置

前、後、床下、座席下等の別を記載する。

１－２　種類

ガソリン、ディーゼル、LPG、CNG、CNG・ガソリン等の別及びサイクル数の別を記載する。

例 ディーゼル・４サイクル

１－３　気筒配列、気筒数及び配置

直列、Ｖ型、水平対向等の別、気筒数及び横置、縦置等の別を記載する。

例 直６縦置、直４横置、Ｖ８縦置、水対４縦置

１－４　内径×行程

小数第１位まで記載し、第２位以下を切り捨てる。

なお、ロータリ・エンジンにあっては、トロコイド長軸及び短軸の長さ並びにロータ・ハウジングの幅を記載し、「（ロータリ）」と付記する。

２．　原動機（電動機）

２－１　取付位置及び個数

前、後、床下、座席下、後車軸等の別及び電動機の数を記載する。

２－２　種類

直流電動機、交流誘導電動機、交流同期電動機等の別を記載する。

２－３　定格電圧

製作者の定める定格電圧を記載する。記載値は整数位までとし、小数第１位以下を切り捨てる。

２－４　定格出力

ハイブリッド多仕様自動車又は複数の駆動用電動機を有する電気多仕様自動車の電動機にあっては、１時間定格出力又は協定規則に基づいて測定した30分間最大出力を記載

する。記載値は小数第１位までとし、第２位以下を切り捨てる。ただし、１kW 未満のものにあっては、小数第２位までとし、第３位以下を切り捨てる。

なお、測定方法（（ ）書とする。）を次の例により付記する。

例　85.0

85.0（ECE）

複数の電動機を有する場合は、それぞれ記載する。（以下２－５～２－９において同じ。）

例　AB　85.0（ECE）　　BC　80.0（ECE）

前　85.0（ECE）　　後　80.0（ECE）

２－５　最高出力

ハイブリッド多仕様自動車又は複数の駆動用電動機を有する電気多仕様自動車の電動機にあっては、審査事務規程別添の試験規程に基づいた全負荷運転における最高出力の値又は協定規則に基づいた最大ネット出力値を記載する。ただし、当分の間ISO規格又はSAE規格の試験方法によることができる。また、測定した値に代えて設計値を記載してもよい。記載値は10kW未満にあっては小数第１位までとし第２位を四捨五入し、10kW以上にあっては整数位までとし小数第１位を四捨五入する。なお、最高出力時の回転速度を付記する。

２－６　最大トルク

ハイブリッド多仕様自動車又は複数の駆動用電動機を有する電気多仕様自動車の電動機にあっては、審査事務規程別添の試験規程に基づいた全負荷運転における最大トルクの値又は協定規則に基づいた最大ネットトルク値を記載する。ただし、当分の間ISO規格又はSAE規格の試験方法によることができる。また、測定した値に代えて設計値を記載してもよい。記載値は、10N･m未満のものにあっては小数第１位までとし、第２位を四捨五入し、10N･m以上のものにあっては整数位までとし、小数第１位を四捨五入する。なお、最大トルク時の回転速度を付記する。

２－７　冷却方式

空冷、油冷等の冷却方式及び冷却装置の駆動装置について次の例により記載する。

例 空冷 Ｖベルト駆動ファン

２－８　ステータ寸法

ステータ径（エアーギャップは除く。）及びステータ又はロータの軸方向長さ（小さい方）の値を記載する。記載値は整数位までとし、小数第１位以下を切り捨てる。

２－９　ステータ内容積

次の式により求めた値を記載する。記載値は整数位までとし、小数第１位以下を切り捨てる。

$$V = \frac{\pi}{4} \times D^2 \times L \times \frac{1}{10^3}$$

Ｖ：ステータ内容積(cm^3)

Ｄ：ステータ径(mm)　（エアーギャップは除く）

Ｌ：ステータ又はロータの軸方向長さの小さい方の値(mm)

π：円周率（3.1416 とする。）

３．　原動機（電動機）用制御装置

３－１　主制御装置形式

トランジスタ・チョッパー式、トランジスタ・インバータ式等の別を記載する。

３－２　主制御装置制御方式

前進３段後進１段接点切替式、定周波数可変パルス幅式等の別を記載する。

３－３　作動電圧

通常の作動時又は回路開放状態においてあらゆる導電性の部分の間に発生する可能性のある最大電位差であって、製作者が定めた数値を記載する。記載値は整数位までとし、小数第１位以下を切り捨てる。

４．　原動機（電動機）用電源装置

４－１　主電池

(1) 種類及び型式

鉛蓄電池、ニッケル・水素電池、リチウムイオン電池等の別及び製作者等が呼ぶ型式を次の例により記載する。

例 鉛蓄電池、SER63

(2) 電圧

電池単体の公称電圧を記載する。

(3) 容量

電池単体の公称容量を記載し、放電時間率を（ ）書で次の例により付記する。

例 100(5)

(4) 数及び総電圧

電池（セル）の数とそれらの総電圧を記載する。ただし、直・並列切り替え式の場合には、最大電圧時の総電圧を次の例により記載する。

例 20、240V

４－２　過電流保護デバイスの形式

ヒューズ式、サーキットブレーカ式等の別を記載する。

４－３　充電装置

(1) 形式

主電池用の車載充電装置を備えていないものにあっては、「別置形」と記載し、備えたものにあっては、「車載形」と記載する。主電池用の充電装置を備えており、かつ、車両外部より電力の供給を受けることができるものにあっては、「車載・別置併用形」と記載する。

なお、ポータブル形充電装置は「別置形」とする。また、接続方式が誘導式のものにあっては、「（インダクティブ）」、接触式であって、接地された外部電源と接続されるものにあっては「（コンダクティブ・接地）」、接触式であって、接地されていない外部電源のみと接続されるものにあっては「（コンダクティブ・非接地）」と記載する。

例　車載形
　　別置形（インダクティブ）
　　車載・別置併用形（コンダクティブ・接地）

(2) 制御方式

定電流、定電流・定電圧充電等の別を記載する。

(3) 交流入力電源

供給する電源の単相又は３相の別、電圧、電流を記載する。電流値については、必要最大電流値を整数で記載し、小数第１位以下を切り上げる。

例 単、200V、25A

(4) 直流入力電源

供給する電源の電圧で製作者が定める値及び直流充電をする場合に入力可能な最大電流値を記載する。なお、記載値は整数位までとし、小数第１位以下を切り上げる。

例 200V、25A

(5) 発電用内燃機関

車載充電装置として内燃機関を備えるものにあっては、当該内燃機関の型式、総排気量、水冷、空冷等の冷却方式の別、４サイクル、２サイクルの別を次の例により記載する。

例 ガソリン機関：ＣＢ型、0.543L、水冷、４サイクル

４－４　燃料電池

(1) 種類及び型式

固体高分子形等の別及び製作者等が呼ぶ型式を次の例により記載する。

例 固体高分子形、ＡＡＡ

(2) 数及び総電圧並びに定格出力

燃料電池の数とそれらの総電圧並びに定格出力を記載する。

例 １、240V、50kW

４－５　絶縁抵抗低下モニタの形式

絶縁抵抗低下モニタによる警報方式（灯火式、音響式等の別）を記載する。

５．燃料装置

５－１　燃料タンク

(1) 材質

燃料タンクの材質を記載する。

なお、気体を封入する燃料タンクにあっては、次の例により記載する。

例 アルミ合金FRP繊維巻付補強

(2) 容量

タンク毎の容量を「＋」の記号を間に入れて記載する。

記載値は整数位までとし、小数第１位以下を切り捨てる。ただし、容量が10Ｌ未満のものにあっては小数第１位まで記載し、第２位以下を切り捨てる。

なお、気体を封入する燃料タンクにあっては、最高充填圧力をMPa 単位により付記する。記載値は小数第２位まで記入し、第３位を四捨五入する。

例　50＋50
　　150、20.00MPa

(3) 位置

前ボンネット内、後席下、フレーム右側、座席前等の別を記載する。

５－２　気化器

(1) 型式

製作者が呼ぶ型式を記載する。

(2) 空気弁形式

空気弁（チョークバルブ）について、自動式、手動式の別及びピストン式、バタフライ式の別を記載する。

５－３　燃料噴射装置形式

ガソリンエンジンの場合には、機械式、電子式等の別を記載する。コモンレール式ディーゼルエンジンの場合には電子式（コモンレール）と記載する。

５－４　高圧ガス装置

(1) 充填口形式
充填弁の種類を記載する。
例 クイックカップリング式
(2) 過充填防止装置形式
過充填防止弁の有無、同弁の設定値、液量計の種類等を記載する。
例 有 80% フロートゲージ式
(3) 安全弁形式
安全弁、過流防止弁、緊急遮断弁の位置、作動圧力、流量を記載する。
作動圧力は、安全弁はMPaの単位で小数第１位まで記載し、第２位を四捨五入する。
過流防止弁はkPaの単位で整数位まで記載し、末尾を０に丸める。
なお、設定温度以上になると溶融するヒューズメタルからなる安全弁にあっては、その温度を記載する。
例 安全弁：充填バルブ 2.0～2.4MPa
過流防止弁：取出しバルブ 60kPa
緊急遮断弁：コンテナ内
安全弁：容器元弁内 105±5℃
過流防止弁：容器元弁内 980kPa
(4) 主止弁形式
位置及び種類を記載する。
例 容器上方、手動式
前後車軸間フレーム左側、電磁式
容器元弁付近、電磁式
(5) 減圧装置形式
蒸発方式、減圧段数、一次室圧力、高圧側圧力を記載する。一次室圧力又は高圧側圧力の記載値については、単位はkPaを用いて整数位まで記載し、小数第１位以下を切り捨てる。
例 ○○型２段 39kPa

６．電気装置

６－１ 点火装置

(1) 断続器形式
フル・トランジスタ式以外の場合に限り接点式、無接点式等の別を記載する。

７． 動力伝達装置

７－１ クラッチ

(1) 倍力装置形式
油圧式クラッチに操作の倍力装置が取り付けられている場合には、その形式を記載する。
例 真空式

７－２ 変速機、副変速機

(1) 形式
ギヤ式、流体変速機、ベルト式、静油圧変速機等の別を記載する。
(2) 操作方式
ハンドル・チェンジ式、フロア・チェンジ式、押ボタン式、足動式等の別及びパワー・シフト付であるときはその旨を記載する。

(3) 変速比

変速比を小数第３位まで記載し、第４位以下を切り捨てる。シンクロ機構をもつものは「（シンクロ）」と付記する。ただし、静油圧変速機にあっては、容積効率（ポンプ吐出量とモータ吸入量の比の範囲）を記載する。

また、無段変速機の場合には１速の欄に、最大と最小の変速比の範囲を記載し、変速比の範囲を段階的に変更できる機構を備えた無段変速機はその旨を変速比の後に記載する。

なお、８速以上の変速を有するものにあっては、欄を追加し記載することができる。

例　2.326～0.434：無段変速
　　2.326～0.434（マニュアルモード付）：無段変速

７－３　推進軸の長さ・外径

機関から減速機までの動力の伝達される順に従って、第１、第２及び第３推進軸のそれぞれについて、自在継手間の長さ並びに軸部断面の外径を、次の例により記載する。ただし、中間軸受を有するものにあっては、中間軸受の前後の長さを（ ）書で長さの後に付記する。記載値は、長さについては整数位までとし、小数第１位以下を切り捨てる。また、外径については小数第１位までとし、第２位以下を切り捨てる。

また、四輪駆動方式等の多仕様自動車にあっては、前後の別も明示するものとする。

例　801×65.0
　　801（400 ＋401）×65.0
　　前 801×65.0
　　後 790×65.0

７－４　減速機

(1) 歯車形式

平歯車、はすばかさ歯車、ハイポイド歯車等の別を記載する。

(2) 減速比

記載値は、小数第３位までとし、第４位以下を切り捨てる。

７－５　差動機

(1) 歯車形式及び数

平歯車、かさ歯車等の歯車の種類及びその個数を記載する。

例 すぐばかさ歯車 大２・小２

(2) 差動制限装置形式

リミテッド・スリップ・デフ、インター・アクスル・デフ・ロック等の別及び取付位置（前・中央・後の別）を記載する。

なお、リミテッド・スリップ・デフにあっては、機械式、湿式多板クラッチ式、ビスカス式、摩擦式等の方式を（ ）書で付記する。

７－６　分配機

(1) 形式

常時噛合式、選択摺動式等の別及び操作方式を記載する。

なお、副変速機に組み込みの場合には、その旨を記載する。

(2) 減速比

記載値は、小数第３位までとし、第４位以下を切り捨てる。ただし、副変速機に組み込みの場合には、「1.000」とする。

７－７　変向機

(1) 形式

歯車形式、取付位置等を記載する。

(2) 減速比

記載値は、小数第３位までとし、第４位以下を切り捨てる。

８． 走行装置

空車状態における値を記載する。なお、後輪かじ取式のものにあっては、諸元表中「前車軸」とあるのは「後車軸」と、「後車軸」とあるのは「前車軸」とする。

８－１ 前車軸

(1) 形式

エリオット形、逆エリオット形、ボールジョイント式等の別を記載する。

８－２ 後車軸

(1) 形式

全浮動、半浮動等の支持方式及び軸管式、スイング軸式、死軸式等の車軸の形式を記載する。

例 半浮動軸管式

８－３ 輪距

空車状態における左右タイヤ踏面の路面との接触面の中心間の距離（カタピラ式にあっては、左右のカタピラの中心間の距離）を記載する。ただし、複輪にあっては、複輪の中心間の距離、タイヤ・ローラにあっては左右の最外側に備えられたタイヤの中心間の距離、ロード・ローラにあっては左右輪の中心間の距離をそれぞれ輪距とする。

記載値は小数第３位までとし、末尾を０又は５に丸める。

８－４ タイヤの呼び

(1) 専ら乗用の用に供する多仕様自動車、貨物の運送の用に供する多仕様自動車、被けん引自動車にあっては、タイヤの呼び（JATMA規格、ETRTO規格（The European Tyre and Rim Technical Organisation 欧州のタイヤ規格）又はTRA規格（The Tire and Rim Association 米国のタイヤ規格）（以下「タイヤ規格」という。）に定められたものであって断面幅の呼び、偏平比の呼び、タイヤ構造記号、リム径の呼び、負荷能力指数、速度区分記号、用途記号等からなるものをいう。以下同じ。）、タイヤ製作者の商号又は商標及びトレッドパターンを表す記号等を次の例により記載する。

なお、装着されている装置が指定装置等にあってはタイヤ製作者の商号又は商標及びトレッドパターンを表す記号等の代わりに「（指定装置等）」と記載する。

また、２種類以上のタイヤを選択使用するときは、タイヤの呼びを併記することができる。

例 195/60R14 86H ＡＡ ＢＢＢ
195/65RF14 89S ＡＡ ＢＢＢ
195/65R16 106/104L LT ＡＡ ＢＢＢ
255/70R22.5 143/140J ＡＡ ＢＢＢ
275/40ZR19（105Y）EXTRA LOAD ＡＡ ＢＢＢ
P245/65R17 105S ＡＡ ＢＢＢ
7.50R16-10PR LT ＡＡ ＢＢＢ
10.00R20-14PR ＡＡ ＢＢＢ
130/70R17 62H （指定装置等）
205/65R15 94S 215/55R16 91V （指定装置等）

(2) (1)以外の多仕様自動車にあっては、JATMA規格に定められたタイヤの呼びを次の例により記載する。ただし、ロード・ローラにあってはロールの外径及び幅を、カタ

ピラを有する自動車にあってはカタピラの幅をそれぞれ記載する。

なお、２種類以上のタイヤを選択使用するときは、タイヤの呼びを併記することができる。

例　16.00-25-24PR (OR)
　　12.4 R 24 119 A8(AG)
　　275/85D20 152 A5 (I)

８－５　タイヤの空気圧

多仕様自動車の製作者が定める空気圧を整数位まで記載し、末尾を０に丸めるか、又は小数第１位を四捨五入する。ただし、タイヤ規格に規定がある場合は、これに基づき記載する。

また、空車状態及び積車状態についてそれぞれ定めている場合には、許容限度総重量状態について定めた空気圧を記載する。

９．　かじ取装置

９－１　ハンドル

(1) 位置

右、左又は中央の別を記載する。

(2) 軸及び継手形式

軸形式については調整式、普通形の別を記載し、衝撃吸収式のものについてはコラプシブル式と付記する。（保安基準第11 条第２項の規定を適用する自動車に限る。）

９－２　かじ取角度

記載値は、度の整数位までとし、小数第１位を四捨五入する。

なお、前２軸車又は前・後輪操舵ができる多仕様自動車にあっては、それぞれ、次の例により記載する。

例　内側 前前46°　前後49°
　　外側 前前37°　前後38°
　　内側 前36°　後 同相5°　、逆相5°
　　外側 前33°　後 同相5°　、逆相5°

また、二輪車にあっては、左側及び右側について記載する。

10.　盗難防止装置

10－１　施錠装置

ステアリング・ロック、ミッション・ロック、ドライブホイール・ロック等の別を記載する。

10－２　イモビライザ

イモビライザの有無を記載する。

ただし、細目告示第14 条に適合した装置を備える場合に限る。

10－３　盗難発生警報装置

盗難発生警報装置（細目告示第 67 条に適合した装置を備える場合に限る。）について、音響式・灯火式等の別を記載する。

11.　制動装置

11－１　主ブレーキ

(1) 形式

ブレーキの作動方式、本体の形式等を記載する。

なお、装着されている装置が指定装置等にあっては、「指定装置等」と付記することができる。

例　空気式 前２リーディング 後リーディング・トレーリング
油圧式 前ディスク 後リーディング・トレーリング
空気油圧複合式 前ディスク 後デュオ・サーボ
慣性機械式 ２リーディング
油圧式 前ディスク 後リーディング・トレーリング（指定装置等）

(2) 作動系統及び制動車輪

配管系統の数を記載するとともに、配管系統毎の制動輪について、全輪制動、後２輪制動、後前軸、後後軸４輪制動等の別を次の例により記載する。

例　１－全輪制動
２－前２輪 後２輪制動
２－前左輪・後右輪 前右輪・後左輪制動

(3) ライニング又はパッドの材質

ウーブン、レジンモールド、焼結合金等の別を記載する。

(4) ライニング又はパッドの寸法

ライニング又はパッド１個の長さ、幅及び厚さを記載する。記載値は小数第１位までとし、第２位以下を切り捨てる。

なお、寸法等の記載のある図面の提出がある場合は、省略することができる。

(5) ライニング又はパッドの面積

ライニング又はパッド１個の面積を記載し、各軸毎の数を併記する。記載値は整数位までとし、小数第１位以下を切り捨てる。

なお、この場合の面積とは、ドラム・ブレーキにあってはライニングがドラムに接触する部分の面積又はライニングの投影面積を、ディスク・ブレーキにあってはパッドがディスクに接触する部分の面積又はパットの投影面積をいう。

なお、寸法等の記載のある図面の提出がある場合は、省略することができる。

例　115×２枚×２輪
154×１枚 ┐
　　├×２輪
158×１枚 ┘

(6) ブレーキの胴径又はディスク有効径

ドラム・ブレーキの場合にはドラムの内径を、ディスク・ブレーキの場合にはディスクの有効径をそれぞれ記載する。この場合において、ディスクの有効径は、ホイール・シリンダ中心又はディスク・パッドの当たる面の外径及び内径の平均値とする。記載値は整数位までとし、小数第１位以下を切り捨てる。

(7) マスタ・シリンダ又はブレーキ弁の形式

シングル形、タンデム形、デュアル形等の別を記載する。

(8) マスタ・シリンダ内径

シリンダの内径を記載する。記載値は小数第１位までとし、小数第２位以下を切り捨てる。

(9) サプライ・タンク形式

一体形（二系統配管用にサプライ・タンクの内部構造の一部を隔壁で仕切り、かつ、共用部が存在し、一つの液漏れ警報センサを設けた構造)、分離形（二系統配管用にサプライ・タンクが独立し、液漏れ警報センサがそれぞれにある構造)の別及び各系統別の容量(mL)を次の例により記載する。記載値は整数位までとし、小数第１位以下を切り捨てる。サプライ・タンクをマスタ・シリンダ本体から離して車体等に取

り付けたものにあっては、取付場所を( )書で付記する。
なお、装着されている装置が指定装置等にあっては容量の記載を要しない。
例　一体形(車体取付) 36(前輪)＋36(後輪)＋88(共用)
一体形(車体取付) 36(前右－後左)＋36(前左－後右)＋88(共用)
一体形(車体取付) (前輪)＋(後輪)＋(共用)

(10) ホイール・シリンダの内径又はブレーキ室膜板径
内径のほか、必要に応じてその形式を付記する。記載値は小数第１位までとし、第２位以下を切り捨てる。なお、複数ある場合は各々について径の大きい順に記載する。
例　22.2
14.0 クランプ・リング式
51.1＋48.8
51.1＋51.1
51.1×２

(11) 制動倍力装置
(ｱ) 形式
真空倍力式、空気倍力式、油圧倍力式等の別を記載する。
(ｲ) 倍率
倍力装置の作動時の圧力と非作動時の圧力の比を記載し、測定時の踏力(N)を( ) 書で付記する。記載値は整数位までとし、10N未満は切り捨てる。
例 5.0 (21.0)

(12) 空気圧縮機等
専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の多仕様自動車等は記載を要しない。
(ｱ) 真空又は空気圧
調整圧力の上限及び下限を記載する。真空圧の場合には単位はkPaを用い、記載値は小数第１位までとし、第２位以下を切り捨てる。空気圧の場合には単位はMPaを用い、記載値は小数第２位までとし、第３位以下を切り捨てる。
なお、低圧警報装置の装着義務付けの無い車両については、下限の記載を省略することができる。
(ｲ) 真空ポンプ又は空気圧縮機形式
往復式、回転式、遠心式等の別及び水冷式、空冷式等の別を記載する。
(ｳ) 圧力調整器形式
スプリング式、ダイヤフラム式等の別を記載する。
(ｴ) タンク
(a) 位置
取付位置を次の例により記載する。
例　前後車軸中間部右側
フレーム外側リア・オーバハング部床面下
エンジンルーム内
(b) 容量
タンク毎の容量を「＋」の記号を間に入れて次の例により記載する。
なお、タンクの内部が仕切られているものは、仕切られた部分のそれぞれの容量を「＋」の記号を間に入れて( ) 書で記載する。記載値は整数位までとし、小数第１位以下を切り捨てる。
例　(13＋13)＋20

(13) 制動力制御装置形式

アンチロックブレーキシステム（ABS）、プロポーショニング装置、ロード・センシング装置等の制動力制御装置を備えている場合には、次の例により記載する。

例　ABS
　　プロポーショニング（ロード・センシング）

(14) 制動警報装置形式及び性能

(ｱ) 検出部

液面レベル式、ストローク式、差圧式、圧力式等の別及び警報開始時の空気タンク等の圧力、ブレーキ液の残留量（細目告示第15条第２項及び第３項に規定する多仕様自動車であって、サプライ・タンク内に隔壁があるものを除く。）又は正常系統と故障系統との間の差圧を（保安基準第12条第２項並びに細目告示第15条第４項、第５項、第６項及び第７項に規定する多仕様自動車を除く。）記載する。

ただし、性能については、設計値を記載してもよい。

なお、圧力については、真空圧の場合には単位はkPaを用い、記載値は小数第１位までとし、第２位以下を切り捨てる。空気圧の場合には単位は、MPaを用い、記載値は小数第２位までとし、第３位以下を切り捨てる。

また、残留量については単位はmL を用い、記載値は整数位までとし、小数第１位以下を切り捨てる。

(ｲ) 表示部

灯火式、音響式の別及びワット数又は音の大きさ（dB）を記載する。

(15) 安全装置形式

専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の多仕様自動車等は記載を要しない。

ブレーキ装置に備えられている安全装置を次の例により記載する。

作動圧については、単位は kPa を用い、記入値は整数位までとし、10kPa 未満は切り捨てる。

例　セフティ・シリンダ（前及び後配管中）
　　290kPa作動 エマジェンシ・バルブ（後輪制動）
　　290kPa作動 プロテクション・バルブ（トレーラ接続配管中）

11－２　駐車ブレーキ

(1) 形式

機械式推進軸制動内部拡張形、機械式推進軸制動外締めバンド形、機械式車輪制動形、空気式車輪制動形スプリング・ブレーキ等の別を記載する。

なお、機械式車輪制動形にあっては、ディスク式、ドラム式等の別を（ ）書で付記する。

ただし、本項(3)において､主ブレーキと共用した場合は省略することができる。

例　機械式車輪制動形（ディスク式）

(2) 制動車輪

後輪、前輪、後前軸２輪等制動する車輪を記載する。

(3) ライニング又はパッド

主ブレーキと共用するものにあっては、この項の各記載欄に「主ブレーキと共用」と記載することができる。

(ｱ) 材質

11－１(3)に同じ。

(ｲ) 寸法

11－１(4)に同じ。

(ｳ) 面積

11－１(5)に同じ。

(4) ブレーキの胴径又はディスク有効径

11－１(6)に同じ。なお､主ブレーキと共用するものにあっては、この項の記載欄に「主ブレーキと共用」と記載することができる。

11－３　補助ブレーキ形式

専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の多仕様自動車等は記載を要しない。

制動する箇所、種類等を次の例により記載する。

また、複数の補助ブレーキを有するものにあっては、個々の補助ブレーキについて記載する。

例　推進軸制動渦電流式リターダ
排気管開閉弁式排気ブレーキ
推進軸制動渦電流式リターダ及び排気管開閉弁式排気ブレーキ

11－４　非常ブレーキ形式

専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の多仕様自動車等は記載を要しない。

制動する箇所、種類等を次の例により記載する。駐車ブレーキと兼用のものにあっては、「駐車ブレーキと兼用」と記載する。

例 後車輪制動 スプリング・ブレーキ

11－５　分離ブレーキ形式

専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の多仕様自動車等は記載を要しない。

制動する箇所、種類等を次の例により記載する。他の制動装置と兼用のものにあっては、他の装置と兼用である旨を（ ）書で付記する。

例　後輪制動リレー・エマジェンシ・バルブ式エア・ブレーキ
非常弁付中継弁式エア・ブレーキ（兼用）
後前輪２輪制動スプリング・ブレーキ

12. 緩衝装置

12－１　前輪、後輪

(1) 懸架方式

車軸式、ウイッシュボーン式、マクファーソン式、トレーリング・アーム式、スイング・アーム式、オレオ式、ボトム・リンク式、テレスコピック式等の別を記載する。

(2) ばね形式

半楕円板ばね、コイルばね、円形ベローズ空気ばね、円形スリーブ空気ばね等の別を記載する。２以上の形式を有している場合には、それらを併記する。

(3) 主ばね寸法

次の例により記載する。記載値は整数位までとし、小数第１位以下を切り捨てる。ただし、コイルばねの有効巻数については小数第１位までとし、第２位以下を切り捨てる。

なお、左右のばね寸法等が異なるものにあっては、それぞれについて記載する。

板ばねの場合 長さ×幅×厚さ－枚数

例　1,180×70×９－７

なお、テーパ・リーフにあっては、厚さは中央部のものとし、「(テーパ)」と、また、材質が鋼以外のものにあっては、その旨を（ ）書でそれぞれ付記する。

例　1,180×70×９－７（テーパ）
1,180×70×９－２，20－１(樹脂)

コイルばねの場合 線径×中心径－有効巻数

例　14×104－7.0

(14～22)×104－7.0

トーション・バーの場合 直径×有効長さ

例　21×972

空気ばねの場合　空気ベローズの有効径×山数－個数

スリーブの有効径×高さ－個数

例　200×　４－２

230×230－２

(4) 補助ばね寸法

12－１(3)に同じ。

なお、ゴムの場合には、外径及び高さを次の例により記載し、「(ゴム)」と付記する。

例　80×125（ゴム）

13.　車わく

13－１　形式

梯子形、A形、一体構造、バックボーン、クレードル等の別を記載する。

13－２　断面形状

最大の断面を有する箇所について、コ形、Ｉ形、箱形等の別を記載する。ただし、一体構造である場合は記載を要しない。

例　コ

13－３　寸法

最大の断面寸法を高さ、幅、厚さの順に次の例により記載する。記載値は小数第１位までとし、第２位を四捨五入する。

例　65.0×42.0×1.6

200.0×50.0×16.0(フランジ),6.0(ウェブ)

14.　車体

自動車の検査時に必要な情報として検査部（軽自動車に係るものにあっては、軽自動車検査協会）に提供することにより、それぞれ該当する装置の記載を省略することができる。この場合は次の例により記載する。

例　自動車の検査時に必要な情報として提供するため省略

また、14－１及び15－２にあっては、専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の多仕様自動車等は記載を要しない。

14－１　前部潜り込み防止装置形式

本体中央部断面形状及び寸法、材質等を次の例により記載する。

なお、寸法については、丸形（パイプ）の場合には外径×板厚を、異形の場合には縦×横（奥行き）×板厚を㎜単位により記載する。記載値は小数第１位までとし、第２位を四捨五入する。

例　280.0×180.0×1.6 鋼

また、前部潜り込みを防止する車体構造にあっては次の例により記載する。

例　前部潜り込みを防止する車体構造

14－２　巻込防止装置形式

本体の断面の形状、断面の寸法、材質等を次の例により記載する。

なお、寸法については、丸形（パイプ）の場合には外径×板厚を、角形の場合には縦×横×板厚を㎜単位により記載する。記載値は小数第１位までとし、第２位を四捨五入する。

例　パイプ 27.2×2.8 鋼管３本

14－３　突入防止装置形式

本体の断面の形状、断面の寸法、材質等を次の例により記載する。

寸法については、丸形（パイプ）の場合には外径×板厚を、角形の場合には縦×横×板厚を㎜単位により記載する。記載値は小数第１位までとし、第２位を四捨五入する。

例　コ 120.0×40.0×2.3 鋼

なお、突入を防止する車体構造にあっては次の例により記載する。

例　突入を防止する車体構造

15.　連結装置

専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の多仕様自動車等は記載を要しない。

15－１　連結器形式

第５輪方式、ピントル・フック式、ボール・カップリング式等の別を記載する。

なお、JIS、ISO 又は JASO の規格によるものは、その規格名を（ ）書で付記する。(15－２ 及び 15－３ も同じ。)

15－２　電気配線連結器形式

７極端子、４極端子等の別を記載する。

15－３　ブレーキ・ホース連結器形式

合わせ形、さしこみ形等の別を記載する。

15－４　キング・ピンの径

第５輪方式のものは、キング・ピンの径（呼び)、ヒッチ・ボールの径を記載する。記載値は小数第１位までとし、第２位以下を切り捨てる。

16.　乗車装置

16－１　座席形式

前席、後席等に分けて、次の例により座席の形式を記載する。

なお、脱着式座席については、その旨を（ ）書で付記する。

例　前セパレート式 後ベンチ式

前セパレート式 後ベンチ式（脱着式)

16－２　座席ベルト取付装置等

(1) 形式

前席、後席等に分けて、次の例により座席ベルト取付装置の種類（第一種、第二種、の別）及び年少者用補助乗車装置取付具（細目告示第32 条に適合した取付具を備える場合に限る。）を記載する。この場合、第一種、第二種の「第」は省略して差し支えない。(16－３(1)も同じ。)

また、年少者用補助乗車装置取付具については、「ISO FIX」と記載する。

例　座席ベルト取付装置 前二種 後二種・一種

年少者用補助乗車装置取付具 後 ISOFIX

(2) 数

前席、後席等に分けて、前号の記載例の順に、次の例により座席ベルト取付装置の形式毎及び年少者用補助乗車装置取付具の数を記載する。

例　座席ベルト取付装置 前２ 後２・１

年少者用補助乗車装置取付具 後２

16－３　座席ベルト

(1) 形式

前席、後席等に分けて、次の例により座席ベルトの種類（第一種、第二種の別）及び座席ベルト非装着時の警報装置の種類（灯火式、音響式の別）を記載するととも

に、運転者席以外の座席について協定規則第16号に適合した警報装置を備えたものは、その旨を（　）書で付記する。また、巻取装置を有するものにあっては、その形式（非ロック式巻取装置（NLR）、自動ロック式巻取装置（ALR）、緊急ロック式巻取装置（ELR）の別）を記載（この場合、「NLR」、「ALR」、「ELR」の略号を用いてもよい。）する。また、ベルト・テンショナ、フォースリミッタ、ヒューズ付きのものにあっては、その旨を( )書で付記する。

例　前二種ELR 後二種ELR・一種NLR
　　前二種ELR（ベルト・テンショナ、フォースリミッタ付き）　後二種ELR
　　警報装置：灯火式及び音響式
　　警報装置：灯火式及び音響式(協定規則第16号)

(2) 数

前席、後席等に分けて、前号の記載例の順に、次の例により座席ベルトの形式毎の数を記載する。

例　前２ 後２・１
　　前２ 後２

16－４　頭部後傾抑止装置

(1) 形式

頭部後傾抑止装置（細目告示第31条に適合した装置を備える場合に限る。）の種類について、シートバック差し込み式、シートバックまたがり式、シートバック一体式等の別を記載する外、穴あき式、穴あき梯子式等のものにあってはその旨を記載する。

例　シートバック一体式
　　シートバック差し込み式・穴あき梯子式

(2) 数

頭部後傾抑止装置の数を前席、後席等に分けて記載する。

16－５　エアバッグ容量及びインフレータ出力

エアバッグ容量は、エアバッグ毎に整数位まで記載し、小数第１位以下を切り捨てる。また、インフレータ出力は、エアバッグ毎に整数位まで記載し、10kPa 未満を切り捨てる。

例　運転者席：前面：　60、160
　　運転者席：側面：　20、　70
　　助 手 席：前面：140、440
　　助 手 席：側面：　20、　70

16－６　乗降扉の形式

扉の種類（引戸、折戸、開戸等）、扉数、扉のロック方式（ラック・ピニオン式、ピン・ホーク式等）及び動力式開閉装置を備えている場合にあってはその種類を記載する。

17.　ガラス

17－１　前面ガラス

(1) 種類

合わせガラス、部分強化ガラス、ガラスープラスチック等の別を記載し、JIS、ECE又はFMVSSの規格によるものは、その規格名を（ ）書で付記する。

なお、一部着色ガラス等（可視光線透過率が70％未満の部分があるものに限る。）にあってはその旨を（ ）書で付記する。

また、装着されているガラスが指定装置等であって、車両取付においても指定装置等である場合には「指定装置等」と付記する。

例　合わせガラス（JIS）

合わせガラス（一部着色）（ECE）
ガラスープラスチック等（FMVSS）
合わせガラス（指定装置等）

17－２　前面ガラス以外のガラス

(1) 種類

側面、後面及び上面の別に合わせガラス、強化ガラス、ガラスープラスチック、有機ガラス等の別を次の例により記載し、JIS、ECE又はFMVSSの規格によるものは、その規格名を（ ）書で付記する。

なお、一部着色ガラス等（可視光線透過率が70％未満の部分があるものに限る。）にあってはその旨を（ ）書で付記する。

また、装着されているガラスが指定装置等であって、車両取付においても指定装置等である場合には「指定装置等」と付記する。

例　前席側面－強化ガラス（JIS）　後席側面－有機ガラス（JIS）、
後面－強化ガラス（ECE）、ガラスープラスチック（ECE）、
有機ガラス（ECE）、
上面－合わせガラス（着色）（FMVSS）、ガラスープラスチック（FMVSS）、有機ガラス（FMVSS）、後面－強化ガラス（指定装置等）、ガラスープラスチック（指定装置等）

18.　騒音防止装置

18－１　消音器

(1) 型式

製作者の呼ぶ型式を記載する。

(2) 個数

消音器の数（プリサイレンサーの数を含む。）を記載する。

例　主２ 副２

協定規則第51号を適用する自動車であって、排出ガス発散防止装置が消音器の機能を兼ねるものにあっては、型式に「排出ガス発散防止装置と兼用」等を記載し、個数の記載は要しない。

19.　排出ガス発散防止装置

19－１　ブローバイ・ガス還元装置形式

クローズド式、シールド式等の別を記載する。

19－２　燃料蒸発ガス抑止装置形式

キャニスタ方式、クランクケース・ストレージ方式等の別を記載する。

なお、細目告示第41条第４項の適用を受ける自動車にあっては、キャニスタの個数及び容量(L)を付記すること。

記載値は、小数第１位まで記載し、第２位以下を切り捨てる。ただし、容量が0.1未満となる場合にあっては、小数第２位まで記載し、第３位以下を切り捨てる。

例　キャニスタ方式１個　0.8L

19－３　触媒

(1) 種類及び形式

種類は三元触媒、酸化触媒等の別を記載し、形式はモノリス、ペレットの別を（ ）書で付記する。

例　三元触媒（モノリス）

(2) 個数、容量及び主要成分

容量は触媒毎に小数第２位まで記載し、第３位以下を切り捨てる。
主要成分は白金(Pt)、ロジウム(Rh)、パラジウム(Pd)等の別を記載する。
なお、主要成分は元素記号のみにより記載してもよい。
例　１、1.42、パラジウム
１、1.42、Ｐｄ
１、1.42、パラジウムーロジウム
１、1.42、Ｐｄ－Ｒｈ

19－４　その他の装置の形式

排気ガス再循環装置、二次空気供給装置、連続再生式DPF等を記載する。なお、該当する装置が複数装着される場合には、個数を付記し、ディーゼル微粒子除去装置（DPF 等）については容量(L)を小数第２位を四捨五入し、小数第１位までを( )書で付記する。

例　二次空気供給装置２
排気ガス再循環装置、連続再生式DPF（8.0L）強制再生機構付

19－５　排気管開口部の位置

排気管の開口部の位置を記載する。

例　車体中央右側

19－６　警報装置

点火装置の断続器形式が無接点式の多仕様自動車であっても、細目告示第41条第２項第３号で規定する警報装置が装着されている場合には、警報装置欄に記載することができる。

(1) 表示部形式
触媒の温度が異常に上昇した場合に作動する警報装置の表示部について、灯火式、音響式等の別を記載する。

(2) 検出部
(ｱ) 形式
熱電対式、サーミスタ式、ヒューズ式等の別を記載する。
(ｲ) 個数
備えている個数を記載する。
(ｳ) 取付位置
感熱素子等の取付位置を記載する。

20.　灯火装置等

側方灯、室内照明灯、警光灯、黄色点滅表示灯にあっては、専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の多仕様自動車等は記載を要しない。

(1) 型式
アッセンブリとしての型式（一般的に呼称されている型式をいう。以下同じ。）を記載する。
なお、装着されている装置が指定装置等にあっては、「指定装置等」と付記する。
また、曲線道路用配光可変型前照灯にあっては、曲線道路用配光可変型前照灯である旨を、配光可変型前照灯にあっては、配光可変型前照灯である旨及び、等級モードを括弧書きで記載する。
ただし、屈曲モードがある場合には、等級モードに合わせて記載する。

例　曲線道路用配光可変型　ＡＢＣ　指定装置等
配光可変型（ＣＴ、Ｖ、Ｅ、Ｗ）指定装置等

(2) 個数
(ｱ) 兼用灯火の場合には、その旨を付記する。また、「非常点滅表示灯」の欄にあっ

ては、方向指示器と非常点滅表示灯が兼用灯火である場合は、兼用である旨記載することで個数の記載を省略することができる。

例　2、尾灯と兼用
　　方向指示器と兼用

(ｲ) 前照灯にあっては走行用、すれ違い用毎に記載する。

例　走行用：２、白色、60W すれ違い用：２、55W

(ｳ) 配光可変型前照灯にあっては、灯火ユニット総数を左右ともに記載する。

例　走行用：左２右１：白色、左35W＋55W、右35W
　　すれ違い用：左右：２、35W

(3) 色

灯火の色を記載し、色電球の場合にはその旨を付記する。

(4) 性能

(ｱ) ワット数（必要に応じてカンデラ数を付記してもよい。）を記載する外、細目告示第２節において照明部、指示部又は反射部の面積が定められている灯火器にあってはその有効面積（側面方向指示器については、車両中心面への投影面積及び車両中心面と45°に交わる鉛直面（前方及び後方）への投影面積）をcm^2単位で記載する。ただし、装着されている装置が指定装置等にあっては、ワット数と有効面積の記載を省略することができる。また、点滅式灯火にあっては毎分の点滅回数を付記する（ただし、「方向指示器」又は「非常点滅表示灯」であって、「前面」、「後面」、「側面」及び「補助方向指示器」の灯火の点滅回数が同一となる構造のものにあっては、「前面」の項の記載欄に数値を付記することによって、他の項の記載欄への付記を省略することができる。）。

(ｲ) ＣＰ表示の灯火については、相当するワット数を「32ＣＰ（23W）」の例により記載してもよい。

(ｳ) 発光ダイオードを用いたものにあっては、その旨及び素子数を（ ）書で付記する。

例　６W、91cm^2、（LED、76 個）

(ｴ) 兼用灯火の場合には、その旨を付記する。また、「非常点滅表示灯」の欄にあっては、方向指示器と非常点滅表示灯が兼用灯火でありその性能が同一である場合は、兼用である旨記載することでワット数、有効面積及び点滅回数の記載を省略することができる。

例　25W、86cm^2、尾灯と兼用
　　方向指示器と兼用

(ｵ) 減速度が 1.3m/s^2以下の多仕様自動車で当該多仕様自動車に備える補助ブレーキを作動させた場合に制動灯が点灯するものにあっては、制動灯の「個数及び性能」の欄にその旨を付記する。

例　２、20W、110cm^2（補助ブレーキ作動時点灯）

(ｶ) 車幅灯の機能を満たしているとみなすことができる走行用前照灯、すれ違い用前照灯及び前部霧灯の点灯時に車幅灯が消灯する構造のものにあっては、車幅灯の「個数、色及び性能」欄にその旨及び車幅灯の機能を満たしているとみなすことができる灯火器の型式を（ ）書きで付記する。

例　（すれ違い用前照灯（1234-567）の点灯時には消灯）
　　（前部霧灯（1234-567）の点灯時には消灯）

(ｷ) 連鎖式点灯により点滅する方向指示器を備えるものにあっては、方向指示器の「個数及び性能」の欄にその旨を付記する。

例　２、10W、20cm^2、85 回/分（連鎖式点灯）

(5) フラッシャ形式

熱線式、コンデンサ式等の点滅発生装置の種類及びパイロット・ランプ式、音響式等の運転者席における作動確認方式を記載する。

21. 警報装置

21－１　警報音発生装置：型式及び形式

製作者の呼ぶ型式並びに渦巻型、平型等の別、電気式、空気式等の別を記載する。

なお、装着されている装置が指定装置等にあっては、「指定装置等」と付記する。

例　ＡＢ 渦巻型 電気式

ＣＤ 平型 電気式 指定装置等

21－２　警音器：個数及び性能

警報音発生装置の個数及び「協定規則第 28 号（細目告示技術基準「警音器の技術基準」が適用されるものにあっては当該基準）に基づいて測定した警音器の音の大きさを記載する。ただし、音の大きさについては、設計値を記載してもよい。記載値は整数位までとし、小数第１位を四捨五入する。

なお、装着されている装置が指定装置等にあっては、「指定装置等」と付記することができる。

例 ２ 105dB 指定装置等

21－３　通報音発生装置：型式

製作者の呼ぶ型式を記載する。

なお、装着されている装置が指定装置等にあっては、「指定装置等」と付記する。

例　ＡＢ　指定装置等

21－４　車両後退通報装置：個数及び性能

通報音発生装置の個数を記載するとともに、細目告示第 67 条の６第２項第３号イに適合するものであって、非自己調節式及び多連システムにあっては音の大きさをレベル毎にそれぞれ記載する。ただし、音の大きさについては、設計値を記載してもよい。記載値は整数位までとし、小数第１位を四捨五入する。

自己調節式及び段階的自己調節式にあっては、音の大きさに代えてその旨を記載する。

細目告示第 67 条の６第２項第３号ロに適合するものにあっては、音の大きさの記載を要しない。

細目告示第 67 条の６第３項の音声信号を有するものにあっては、細目告示技術基準「車両後退通報装置の通報音の測定方法」に基づいて測定した音の大きさ及び当該音声信号の内容を記載すること。

なお、装着されている装置が指定装置等にあっては「指定装置等」と付記する。

例１　70dB（通常レベル）

２　自己調節式

３　70dB（通常レベル）指定装置等

４　70dB（通常レベル）、55dB（低レベル）指定装置等

５　指定装置等

音声信号を有する場合

例　２　75dB（通常レベル）

音声：90dB「バックします。ご注意ください。」

21－５　車両後退通報装置：停止機能

停止機能を有する場合、運転者への通知方法について音響式・灯火式等の別を記載する。灯火式にあっては灯色を記載すること。

例　音響式
灯火式　赤色

22.　視野確保装置

22－１　後写鏡、直前確認鏡、直左確認鏡、直前直左右確認装置

(1) 形式

車体への取付方法（固定式、脱落式、可倒式、可撓式等）、飛散及び眩惑防止の措置等を記載する。なお、カメラ等その他の装置を備えている場合にあっては、その旨を次の例により記載する。

装着された装置が指定装置等にあっては「指定装置等」と付記することができる。

例 カメラ装置　指定装置等

直前直左右確認装置であって、検知システム、確認鏡等の装置又は直接視界を用いる場合には、その旨を次の例により記載する。

例　検知システム　可倒式、確認鏡　直接視　カメラ装置　指定装置等

(2) 寸法及び曲率半径

鏡面の形状、有効寸法及び曲率半径を記載する。記載値は整数位までとし、小数第１位以下を切り捨てる。

なお、複合曲面を有するものにあっては、最大曲率半径と最小曲率半径を次の例により記載する。

例 角形、99×170－1,400(1,400～185)

22－２　後退時車両直後確認装置

(1) 形式

確認鏡、カメラ装置、検知システム等の別を次の例により記載する。なお、装着された装置が指定装置等にあっては「指定装置等」と付記することができる。

例 カメラ装置
カメラ装置及び確認鏡（室内）
検知システム　指定装置等

(2) 寸法及び曲率半径

確認鏡にあっては、鏡面の形状、有効寸法及び曲率半径を記載する。記載値は整数位までとし、小数第１位以下を切り捨てる。

なお、複合曲面を有するものにあっては、最大曲率半径と最小曲率半径を次の例により記載する。

例　角形、99×170－1,400(1,400～185)

(3) 取付位置

次の例により記載するものとし、装置が複数ある場合はそれぞれ記載する。

なお、協定規則第 158 号の規則 6.、15.（15.2.1.1.を除く。)、16.及び 17.に定める基準又は細目告示技術基準「後方視界看視装置の技術基準」及び「後方視界看視装置取付装置の技術基準」に適合するものとしてカメラ装置の取付位置の範囲を指定した指定装置等又はカメラ装置の取付位置の範囲を指定して型式指定を受けた多仕様自動車にあっては、構造・装置の概要説明書に取付範囲を記載すること。ただし、自動車の検査時に必要な情報として検査部（軽自動車に係るものにあっては、軽自動車検査協会）に提供する場合にあっては、記載を省略することができる。

例　車両後部バンパー内
カメラ装置 車室外後部上面
取付範囲の指定がある場合

例　構造装置の概要説明書に記載
例　自動車の検査時に必要な情報として提供するため省略

22－３　窓ふき器の個数及び性能

ブレードの個数、最大毎分拭しょく回数、前面ガラス全体の払しょく面積（cm²）等を記載する。払しょく面積の記載値は整数位までとし、末尾を０に丸める。

なお、細目告示技術基準「乗用車等の窓ふき器及び洗浄液噴射装置の技術基準」が適用されるものにあっては、ブレードの個数、最大毎分拭しょく回数、最小毎分拭しょく回数、前面ガラスのＡ領域、Ｂ領域に対する拭しょく率（％）を記載する。拭しょく率の記載値は整数位までとし、小数第１位以下を切り捨てる。

例　２、最大70 最小15 回／分、Ａ領域99％ Ｂ領域89％

22－４　洗浄液噴射装置の個数及び性能

前面の噴出口の個数及びｍＬ単位で表した１回当たり（電気式にあっては 10 秒間）の吐出量並びにＬ単位で表した洗浄タンクの容量を記載する。記載値は整数位までとし、末尾を０に丸める。

ただし、容量については小数第１位までとし、第２位以下を切り捨てる。

例　２、130ｍＬ／10 秒、5.2Ｌ
　　２、20ｍＬ／回、3.5Ｌ

22－５　デフロスタの形式

熱源の種類等を記載する。

なお、ドア・ミラーを装着している多仕様自動車であってサイド・デフロスタを有するものについては、その旨を記載する。

23.　内圧容器

専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の多仕様自動車等は記載を要しない。

(1) 材質

次の例により記載する。

例　ＳＳ４１Ｐ 胴板3.5㎜ 鏡板4.5㎜

(2) 容量

タンク毎の容量を「＋」の記号を間に入れて次の例により記載する。

なお、タンク内部が仕切られているものは、仕切られた部分のそれぞれの容量を「＋」の記号を間に入れて（ ）書で記載する。記載値は整数位までとし、小数第１位以下を切り捨てる。

例　(13＋13)＋20

(3) 最高使用圧力

記載値は、小数第２位まで記載し、第３位以下を切り捨てる。

24.　性能

24－１　最高速度

記載値は整数位までとし、小数第１位以下を切り捨てる。ただし、最高速度 50 キロメートル毎時以上の多仕様自動車（大型トラクタの速度制限装置を備えた多仕様自動車を除く。）等にあってはその末尾を０又は５に切り捨て、最高速度が 16　キロメートル毎時未満の特殊自動車にあっては小数第１位までを記載し、第２位以下を切り捨てる。

なお、計算によるときは「(推定)」と付記する。

また、保安基準第８条第４項の規定に基づく速度抑制装置を備えた多仕様自動車にあっては「(抑制装置)」と付記し、けん引自動車にあっては、主としてけん引する被けん引

自動車と連結した状態の値を「○○○型と連結時80」の例により併記する。
　さらに、前進よりも後進の方の最高速度が高い多仕様自動車等にあっては、「(後進20)」の例により併記する。

24－２　最小回転半径
　附則４ 第２ ２ ② １．に則り記載する。

24－３　制動停止距離
　附則４ 第２ ２ ② ２．に則り記載する。

24－４　主ブレーキ
　附則４ 第２ ２ ② ３．に則り記載する。

24－５　駐車ブレーキ
　附則４ 第２ ２ ② ４．に則り記載する。

24－６　定地燃料消費率
　附則４ 第２ ２ ② ４．に則り記載する。

24－７ JH25モード燃料消費率
　附則４ 第２ ２ ② ６．に則り記載する。

24－８ 都市間走行モード燃料消費率（JH25モード燃料消費率）
　附則４ 第２ ２ ② ７．に則り記載する。

24－９　一充電走行距離
　附則４ 第２ ２ ② ８．に則り記載する。

24－10－１　交流電力量消費率（電気自動車）
　附則４ 第２ ２ ② 9.1.に則り記載する。

24－10－２　LMH 交流電力量消費率（電気自動車）
　附則４ 第２ ２ ② 9.2.に則り記載する。

24－11－１　ハイブリッド（CS）燃料消費率
　附則４ 第２ ２ ② 10.1.に則り記載する。

24－11－２　LMH ハイブリッド（CS）燃料消費率
　附則４ 第２ ２ ② 10.2.に則り記載する。

24－12　プラグイン（CD）燃料消費率
　附則４ 第２ ２ ② 11.に則り記載する。

24－13　プラグイン（CD）レンジ
　附則４ 第２ ２ ② 12.に則り記載する。

24－14－１　交流電力量消費率（プラグインハイブリッド自動車）
　附則４ 第２ ２ ② 13.1.に則り記載する。

24－14－２　LMH 交流電力量消費率（プラグインハイブリッド自動車）
　附則４ 第２ ２ ② 13.2.に則り記載する。

24－15　等価ＥＶレンジ
　附則４ 第２ ２ ② 14.に則り記載する。

24－16　一充電消費電力量
　附則４ 第２ ２ ② 15.に則り記載する。

24－17　CNG自動車燃料消費率（軽・中量車）
　附則４ 第２ ２ ② 16.に則り記載する。

24－18　LMH 燃料消費率
　附則４ 第２ ２ ② 17.に則り記載する。

24－19　燃料消費率（燃料電池自動車）
　附則４ 第２ ２ ② 18.に則り記載する。

25.　自動車の構造等（追加項目）

25－１　車体の名称
　附則４ 第２ ２ ③ １．に則り記載する。
25－２　車体の形状
　附則４ 第２ ２ ③ ２．に則り記載する。
25－３　車両最大寸法（高さ）
　附則４ 第２ ２ ③ ３．に則り記載する。
25－４　荷台の内側の寸法
　附則４ 第２ ２ ③ ４．に則り記載する。
25－５　荷台オフセット
　附則４ 第２ ２ ③ ５．に則り記載する。
25－６　乗車定員
　附則４ 第２ ２ ③ ６．に則り記載する。
25－７　最大安定傾斜角度
　附則４ 第２ ２ ③ ７．に則り記載する。
25－８　旅客運送事業用自動車としての適否
　附則４ 第２ ２ ③ ８．に則り記載する。

26.　その他（構造、装置に係る事項）

(1) 細目告示別添124の適用を受けるものについては、その旨を「有」と記載すること。
(2) 余白の欄には、下記に掲げる装置であって装着しているものを記載する。
また、装着されている装置が指定装置等にあっては、「指定装置等」と付記する。

例 (1) 前照灯照射方向調節装置
(2) 前照灯洗浄器
(3) 低速走行時照射灯
(4) 緊急制動表示灯
(5) 後部反射器以外の反射器
(6) 路肩灯
(7) その他の灯火
(8) その他の反射物
(9) シート組込式年少者用補助乗車装置
(10) 車高調節装置
(11) 自動速度制御装置
(12) 車間距離制御機能付定速走行装置
(13) 車線逸脱警報装置
(14) 夜間視界補助装置
(15) 作業用補助制動装置
(16) タイヤ空気圧監視装置
(17) 運転者異常時対応システム（減速停止型）
(18) 車両接近通報装置
(19) 事故自動緊急通報装置
(20) 事故情報計測・記録装置
(21) 後面衝突警告表示灯

27.　備考（仕様等に係る事項）

備考欄には、次に掲げる項目に該当する事項をそれぞれの例により記載する。

なお、当該欄に「別添参照」と記載することにより、当該欄の記載内容を別添とすることができる。（削除されている？）

(1) 共通構造部指定規則第８条による変更届（車名又は型式の変更に係るものに限る。）の内容及び変更年月日

例　平成〇〇年〇〇月〇〇日「Ａ」から「Ｂ」に型式呼称変更

(2) 添付資料を省略したもの

例　別添資料以外は〇〇型に同じ

(3) その他必要事項

(ｱ) ダンプの荷台容積

単位はm^3を用い、小数第１位まで記載し、第２位以下を切り捨てる。

(ｲ) クレーン車の吊上能力

(ｳ) 前又は後に２以上の軸を有する多仕様自動車の重量分布の計算式

(ｴ) タンク車の積載液体の名称及びタンクの容積

(ｵ) けん引自動車のけん引重量

(ｶ) コンクリート・ミキサー及びアジテータ・トラックにあっては、ドラム及び水タンクの容量

(ｷ) タイヤ・ローラ、ロード・ローラ等で転圧作業を行うために必要な散水タンクを備えるものにあっては、散水用水タンクの容量

(ｸ) タイヤ・ローラ、ロード・ローラ等で転圧作業を行うために必要な水、金属等のバラストを有するものにあっては、バラストの重量

(ｹ) 輸入自動車の改善措置事項

(ｺ) 保安基準の緩和を要する事項及び付加制限事項

(ｻ) タイヤの呼びに負荷能力指数及び速度区分記号の表示がないものは、当該タイヤの荷重値（タイヤ製作者又は多仕様自動車製作者が定める最大負荷能力をいう。以下同じ。）及び対応速度。ただし、JATMA規格に定められているタイヤに関しては記載を要しない。

また、JATMA規格の暫定規格に記載されたタイヤにあっては、当該タイヤの荷重値及び空気圧。

附則５　電子申請を行う場合の共通構造部（多仕様自動車）諸元表等の書面の作成要領

第１　総則

電子申請による申請又は届出を実施する場合の諸元表等の添付書面の作成要領を定める。作成にあたっては、附則４「共通構造部（多仕様自動車）の諸元表の記載要領」による他、この要領に定められている記載方法により行うこととする。

適用範囲は、法第75条の２第１項の規定による特定共通構造部の型式についての指定

第２　電子申請を行う際の添付書面の様式等

１　電子申請を行う際の添付書面は別紙１「電子申請を行う際の添付書面作成要領」に規定する書面毎に電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの（以下、「電磁的記録」という。）により作成する。

この場合において、添付書面の１ファイルあたりの容量は、５メガバイトを超えないものとする。

２　PDF 形式とは、Adobe PDF(Portable Document Format)形式をいう。作成にあたっては、原則、ワープロソフト又は表計算ソフト等を用いて作成した電磁的記録を PDF 形式で記録するものとする。また、ワープロソフト又は表計算ソフト等を用いて電磁的記録を PDF 形式に作成することができない場合にあっては、イメージスキャナー等を用いて作成し、PDF 形式で記録した電磁的記録でもよいものとする。この場合において、イメージスキャナーにより画像等を読み取る際の解像度は 200 dpi 程度とする。

３　TXT 形式とは、カンマ区切り形式（以下、「CSV 形式」という。）の電磁的記録をいう。作成にあたっては別紙２「CSV 形式による諸元表の記載要領」による。また、記載項目のうち、不要な項目があるときは当該項目コードを省略して差し支えない。

４　EXCEL 形式とは、Microsoft Excel 形式であり、拡張子は「xlsx」のことをいう。作成にあたっては、表計算ソフト等を用いて作成した電磁的記録とする。

第３　電子申請時の細部取扱い

１　電子申請を行う際の添付書面の欄には、該当する添付書面番号ごとに「１」を記載することとする。

２　電子申請時に添付出来ない電磁的記録については、郵送、持参又は E-mail により提出することができる。また、複数の電磁的記録を同時に提出する場合には電子申請を行った際に通知された到着番号名のフォルダを作成し、その中に電磁的記録を格納し、提出する電磁的記録の一覧表を添えて提出すること。

別紙１

電子申請を行う際の添付書面作成要領

１　審査・リコール課関係の申請等に係る添付書面を次表の１から56、59から64、66から70及び80から82に分けて分類する。
２　各申請等に必要な添付書面のみ提出すること。
３　電子申請時に添付するファイル形式はPDF形式とし、ファイル名は次表のとおり（半角、小文字）とする。
４　45及び55の添付書面については、縮小は行わず原寸大のものを添付すること。
５　２の添付書面については、TXT形式で提出すること。
６　81の添付書面については、EXCEL形式で提出すること。

	添付書面名	ファイル形式	ファイル名
1	提出書面一覧表	PDF形式	teishutsuichiran
2	諸元表（TXT）	TXT形式	syogen1
	諸元表（PDF）	PDF形式	syogen1
3	諸元表（PDF）	PDF形式	syogen2
4	外観図	PDF形式	gaikanzu
5	構造・装置の概要説明書	PDF形式	gaiyousetsumei
6	走行性能曲線図	PDF形式	soukoukyokusen
7	原動機性能曲線図	PDF形式	gendoukikyokusen
8	車台番号の打刻届出書（写し）	PDF形式	shadaidakoku
9	原動機の型式の打刻届出書（写し）	PDF形式	gendoukidakoku
10	外観写真	PDF形式	gaikansyashin
11	保安基準に適合することを証する書面	PDF形式	hoantekigou
12	指定装置等又は指定共通構造部一覧表	PDF形式	souchiichiran
13	装置指定通知書等、共通構造部指定通知書等又は認定書の写し	PDF形式	souchitsuuchisyo
14	最高速度の計算書	PDF形式	saikousokudo
15	農耕作業用自動車等機能証明書	PDF形式	noukousyoumei
16	農耕作業用自動車等機能確認書	PDF形式	noukoukakunin
17	騒音及び排出ガスの品質管理説明書	PDF形式	souonsetsumei
18	構造変更経緯書	PDF形式	henkoukeiisyo
19	出荷検査及び装置の検査の業務組織を記載した書面	PDF形式	kankensoshiki
20	出荷検査及び装置の検査の実施要領－出荷検査の項目等	PDF形式	kankenkoumoku
21	出荷検査及び装置の検査の実施要領－装置の検査の項目等	PDF形式	kankensouchikoumoku
22	出荷検査及び装置の検査の実施要領－出荷検査のチェックシート	PDF形式	kankencheck
23	出荷検査及び装置の検査の実施要領－出荷検査ライン工程図	PDF形式	kankenkouteizu
24	出荷検査及び装置の検査の実施要領－品質保証体系図	PDF形式	kankentaikeizu

25	出荷検査及び装置の検査の実施要領－共同申請の場合の業務分担	PDF形式	kankenkyoudoubuntan
26	出荷検査及び装置の検査の実施要領－出荷検査の一部委託の場合の委託先等－委託先及び委託業務の範囲	PDF 形式	kankenichibuhani
27	出荷検査及び装置の検査の実施要領－出荷検査の一部委託の場合の委託先等－委託先の業務実施体制	PDF形式	kankenichibutaisei
28	出荷検査及び装置の検査の実施要領－出荷検査の一部委託の場合の委託先等－委託業務に関する指導監督方法		kankenichibushidou
29	自動車検査用機械器具の管理要領－自動車検査用機械器具の一覧表	PDF形式	kiguichiran
30	自動車検査用機械器具の管理要領－保守管理体制又は保守管理体制図	PDF形式	kigutaiseizu
31	出荷検査終了証の発行要領を記載した書面	PDF形式	kankenhakkou
32	点検整備方式を記載した書面	PDF形式	tenken
33	契約書の写し	PDF形式	keiyakusyo
34	品質管理システムに係る業務組織及び実施要領を記載した書面	PDF形式	hinkan
35	特定共通構造部（多仕様自動車）の範囲	PDF形式	souchihani
36	特別な表示の表示位置及び表示方式を記載した図面	PDF形式	tokubetsuzumen
37	型式認定番号標取付図	PDF形式	katashikitoritsukezu
38	原動機総排気量表示図	PDF形式	gendoukitoritsukezu
39	その他自動車の構造、装置及び性能に関して必要な書面	PDF形式	shiken1
40	申請に係る構造又は装置に関し、保安基準の適用の除外を受ける事項及びその理由を記載した書面	PDF形式	shiken2
41	申請に係る構造又は装置を有する自動車の安全性の確保及び環境対策について記載した書面	PDF形式	shiken3
42	試験運行によるデータ収集項目を記載した書面	PDF形式	shiken4
43	申請に係る自動車又は構造及び装置の開発状況と普及の見通しを記載した書面	PDF形式	shiken5
44	認定を申請する者と申請に係る自動車との関係を表す書面	PDF形式	shiken6
45	車台番号又は原動機の型式の打刻届出書（PDF書面）	PDF形式	dakokutodoke
46	打刻がないことの証明書	PDF形式	dakoku1
47	補修用シリンダブロックに打刻する証明書	PDF形式	dakoku2
48	打刻に係る証明書	PDF形式	dakoku3
49	登記簿等業とする旨を証する書面	PDF形式	dakoku4
50	自動車通関証明書の写し等	PDF形式	dakoku5

51	印鑑・署名（完成検査終了証の印鑑・署名の届出書）	PDF形式	shinseiinkan
52	申請者の経歴の概要（打刻指定申請書）	PDF形式	shinseikeireki
53	打刻業務に関する組織（打刻指定申請書）	PDF形式	shinseigyoumu
54	取扱内規（打刻指定申請書）	PDF形式	shinseinaiki
55	打刻様式及び打刻字体（輸入自動車等の打刻届出書）	PDF形式	shinseijitai
56	その他書面	PDF形式	sonota
59	完成検査及び装置の検査の実施要領－実施規程第７条第２項第４号の措置	PDF形式	kyogikisaiboushisochi
60	完成検査及び装置の検査の実施要領－完成検査員になろうとする者に対して行う教育訓練等の内容	PDF形式	kensainsenninkyouiku
61	完成検査及び装置の検査の実施要領－完成検査員に選任した者に対して行う継続的な教育訓練の内容	PDF形式	kensainkeizokukyouiku
62	完成検査及び装置の検査の実施要領－完成検査員の配置方針	PDF形式	kensainhaichihoushin
63	完成検査及び装置の検査の実施要領－完成検査に係る誓約書	PDF形式	kankenseiyakusho
64	第四条第一項に定める基準に適合することを証する書面	PDF形式	4jyou1kou
66	第四条第二項の基準に適合することを証する書面	PDF形式	4jyou2kou
67	特定改造等の実施に係る権利を有していることを証明する書面	PDF形式	kaizoukenri
68	不正行為防止の措置が適切に講じられていることを証する書面	PDF形式	fuseiboushi
69	申請に係る業務管理システムの概要を記載した書面	PDF形式	systemgaiyou
70	変更管理手順	PDF形式	henkou
80	サイバーセキュリティ及びプログラム管理に係る適合証	PDF 形式	cybersecurity
81	特定共通構造部（多仕様自動車）の範囲	EXCEL形式	souchihani
82	内部統制システムの概要を記載した書面	PDF 形式	naibutousei

注）項番64及び66の「第四条」とは、「自動車の特定改造等の許可に関する省令」（令和２年国土交通省令第66号）第四条を示す。

別紙２

CSV 形式による諸元表の記載要領

CSV形式により、諸元表（第１号様式）を提出する場合の作成要領は、以下のとおりとする。

別表１－１の型式データ項目及び別表１－２の類別データ項目を１．レコードの構成に従い、ファイルを作成し、２．ファイルの構成に従い、ファイル名を付けファイルを作成する。

１．レコードの構成

(1) 型式項目管理レコード

(2) 型式データレコードの見出しとなるレコードで、各型式項目に一意に付与された型式項目コードを、必要な項目数分、羅列したレコード。（ 型式項目コードは、別表１－１ 参照）

型式項目コード１	区切り	型式項目コード２	区切り	以下、型式項目コード、カンマ区切りの順で必要数繰り返し
RM010	,	RM020	,	． ． ．

(2) 型式データレコード

(1) 型式項目管理レコードの各型式項目に対応する、実データを羅列したレコード。各実データは""（ダブルクォーテーション）で囲み設定する。

型式データ１	区切り	型式データ２	区切り	以下、型式データ、カンマ区切りの順で必要数繰り返し
"999"	,	"A-ABC"	,	． ． ．

(3) 類別項目管理レコード

(4) 類別データレコードの見出しとなるレコードで、各類別項目に一意に付与された類別項目コードを、必要な項目数分、羅列したレコード。（ 類別項目コードは、別表１－２ 参照 ）

類別項目コード１	区切り	類別項目コード２	区切り	以下、類別項目コード、カンマ区切りの順で必要数繰り返し
RV010	,	RV020	,	． ． ．

(4) 類別データレコード

(3) 類別項目管理レコードの各類別項目に対応する、実データを羅列したレコード。各実データは、" "（ダブルクォーテーション）で囲み設定する。

類別データ１	区切り	類別データ２	区切り	以下、類別データ、カンマ区切りの順で必要数繰り返し
"999"	,	"A-ABC"	,	． ． ．

２．ファイルの構成

ファイル構成については、次の(1)又は(2)のどちらか選択出来るものとする。

ファイルの拡張子は「．　ｔｘｔ」とし、使用するエディタについては特に規定しない。

(1) 型式データを先に、続けて類別データを記載する構成

型式項目管理レコード

型式１データレコード
型式２データレコード
：
類別項目管理レコード
型式１類別１データレコード
型式１類別２データレコード
：
型式２類別１データレコード
型式２類別２データレコード
：

(2) 型式データ、類別データを交互に記載する構成

型式項目管理レコード
型式１データレコード
類別項目管理レコード
型式１類別１データレコード
型式１類別２データレコード
：
型式項目管理レコード
型式２データレコード
類別項目管理レコード
型式２類別１データレコード
型式２類別２データレコード
：

別表１－１

共通構造部（多仕様自動車）諸元表 CSV 化レコード項目一覧表（型式データ項目）

項番	諸元項目名	諸元項目細分化項目名	項目コード	バイト	属性	①	内容
1	車名及び型式	車名コード	RM010	3	半角	◎	・半角英数字３桁で設定する。 ・自動車登録検査業務電子情報処理システム（以下「MOTAS」という。）で 管理している車名コードを準用して設定する。
2		型式	RM020	15	半角	◎	・半角英数ハイフン15桁以内で設定する。
3	車体の名称	型式	RM030	80	全角	◎	・全角文字40桁以内で設定する。
4	車台の名称及び型式	車台の名称	M0010	80	全角	○	・全角文字40桁以内で設定する。
5		車台の型式	M0020	15	半角	○	・半角英数ハイフン18桁以内で設定する。
6	車台番号の打刻様式	車台番号打刻 様式	M0030	60	混在	○	・混在文字60バイト以内で設定する。 ・複数存在する場合は、区切り文字（半角＃）を使用して設定する。なお、「概 要説明書を参照」等記載し車台番号の打刻様式を別添としてもよい。
7	車台番号の打刻位置	車台番号打刻 位置	M0040	90	全角	○	・全角文字45桁以内で設定する。 ・複数存在する場合は、区切り文字（全角＃）を使用して設定する。
8	製作者等の氏名又は名称	申請者の氏名 又は名称	M0060	80	全角	◎	・全角文字40桁以内で設定する。
9		自動車の製作 者（申請者と 異なる場合）	M0070	80	全角	○	・全角文字40桁以内で設定する。
10	自動車の種別	自動車の種別	M0080	30	全角	○	・全角文字15桁以内で設定する。
11	（車種）	車種具体名	M0090	12	全角	◎	・全角文字６桁以内で下記のいずれかを設定する。 建設機械 普通貨物 乗合

							普通乗用 小型貨物 小型乗用 小型３輪貨物 小型３輪乗用 特種用途車 特殊車 二輪車 軽乗用 軽貨物 軽特種用途車
12	燃料の種類	燃料の種類（主燃料）	M0100	20	全角	○	・全角文字10桁以内で下記のいずれかを設定する。 （燃料をもたない場合は設定不要） メタノール ガソリン 軽油 LPG 灯油 電気 CNG LNG ANG ガソリン△LPG ガソリン△灯油 ガソリン△CNG ガソリン△LNG 圧縮水素 圧縮水素△ガソリン ガソリン・電気 軽油・電気 LPG・電気 ※「△」は全角スペース
13		燃料の種類（併用）	M0110	20	全角	○	
14		燃料の種類３（混合又は併用される燃料）	M0120	20	全角	○	
15	原動機の型式	原動機の型式	M0130	24	半角	○	・半角英数字ハイフン24桁以内で設定する。 （原動機がない場合は設定不要）
16		原動機製作者名	M0140	80	全角	○	・全角文字40桁以内で設定する。 ・原動機の製作者が自動車の製作者と異なる場合にのみ設定する。
17	原動機の型式の打刻様式	打刻様式／内燃機関、電動機１、	M150	60	半角	○	・半角文字60桁以内で設定する。 ・内燃機関、電動機１、電動

		電動機２					機２の別に区切り文字（半角＃）を使用して設定する。
18	原動機の型式の打刻位置	打刻位置／内燃機関、電動機１、電動機２	M160	180	全角	○	・全角文字90桁以内で設定する。 ・内燃機関、電動機１、電動機２の別に区切り文字（全角＃）を使用して設定する。
19	（原動機の位置コード）	原動機の位置	M170	1	半角	○	・半角数字１桁で下記を設定する。 （原動機がない場合は設定不要） １：車両の後部に配置 ２：その他
20	総排気量(L)又は定格出力(kw)	原動機区分（ロータ数）	M180	1	半角	◎	・半角数字１桁で設定する。 ・ロータリエンジンの場合はロータ数 を、それ以外の場合は「０」を設定する。
21		単室容積	M190	5	半角	○	・半角数字５桁以内（小数点含む）で設定する。 （原動機がない場合は設定不要） ・Ｌ単位で設定する。 ・ロータリエンジンの場合のみ設定す る。
22		総排気量又は 定格出力	M200	6	半角	○	・半角数字６桁以内で設定する。 （原動機がない場合は設定不要） ・レシプロエンジンの場合は総排気量 （立方cm単位）を設定する。 ・電気自動車及び燃料電池自動車の場合は定格出力（W単位）を設定する。 ・ロータリエンジンの場合は「単室容積×ロータ数」を立方cm単位で設定す る。
23	（様式種別）	様式種別	M270	2	半角	◎	・半角数字２桁で下記のいずれかを設定する。 20：共通構造部／多仕様自動車（第１号様式）
24	バージョン	バージョン情報	M9999	8	半角	○	・バージョン情報を設定

※「諸元項目名」に括弧がある項目は、諸元表に記載を要しない。

① 共通構造部／多仕様自動車（第１号様式）◎：必ず項目コード及び内容を設定
○：該当する場合に項目コード及び内容を設定
×：項目コード及び内容の設定不要

別表１－２

共通構造部(多仕様自動車)諸元表CSV化レコード項目一覧表（類別データ項目）

項番	諸元項目名	諸元項目細分化項目	項目コード	バイト	属性	①	内容
1	(車名及び型式)	車名コード	RV010	3	半角	◎	・半角英数字３桁で設定する。 ・MOTASで管理している車名コードを準用して設定する。
2		検査・登録型式	RV020	15	半角	◎	・半角英数ハイフン15桁以内で設定する。
3	(車体の名称)	車体の名称	RV030	80	全角	◎	・全角文字40桁以内で設定する。
4	(諸元情報引渡区分)	諸元情報引渡区分	V0020	1	半角	◎	・半角数字１桁で下記のいずれかを設定する。 １：MOTASに渡す必要あり ２：軽自動車検査協会に渡す必要あり ９：MOTAS・軽自動車検査協会に 渡す必要なし
5	類別区分番号	類別区分番号	V0030	4	半角	◎	・半角数字４桁以内で設定する。
6	通称名	通称名	V0040	40	全角	○	・全角文字20桁以内で設定する。
7	仕様	類別仕様説明（1）	V0050	60	混在	○	・混在文字（半角／全角）60バイト以内で設定する。 ・類別仕様説明(1)～(20)の合計バイト数が300バイト以内で設定する。
8		類別仕様説明（2）	V0060	60	混在	○	
9		類別仕様説明（3）	V0070	60	混在	○	
10		類別仕様説明（4）	V0080	60	混在	○	
11		類別仕様説明（5）	V0090	60	混在	○	
12		類別仕様説明（6）	V0100	60	混在	○	
13		類別仕様説明（7）	V0110	60	混在	○	
14		類別仕様説明（8）	V0120	60	混在	○	
15		類別仕様説明（9）	V0130	60	混在	○	
16		類別仕様説明（10）	V0140	60	混在	○	
17		類別仕様説明（11）	V0150	60	混在	○	
18		類別仕様説	V1060	60	混	○	

		明（12）			在		
19		類別仕様説明（13）	V0170	60	混在	○	
20		類別仕様説明（14）	V0180	60	混在	○	
21		類別仕様説明（15）	V0190	60	混在	○	
22		類別仕様説明（16）	V0200	60	混在	○	
23		類別仕様説明（17）	V0210	60	混在	○	
24		類別仕様説明（18）	V0220	60	混在	○	
25		類別仕様説明（19）	V0230	60	混在	○	
26		類別仕様説明（20）	V0240	60	混在	○	
27	用途	用途（車両カテゴリー）	V0250	28	全角	○	・全角文字14桁以内で設定する。
28	軸距又は接地長	軸距又は接地長	V0350	24	半角	○	・半角文字24桁以内で設定する。 ・m単位で設定する。 (例:9.999+9.999+9.999=99.999)
29	乗車定員	乗車定員数	V0520	2	半角	○	・半角数字２桁以内で設定する。 ・乗合の場合「客席+立席+乗務員」の計算結果を設定する。 ・幼児専用車または幼児専用以外（幼児定員あり）の場合「０」を設定する。
30		乗車定員数（最多乗員時）	V0530	2	半角	○	・半角数字２桁以内で設定する。 ・乗車装置を最大にしたときの定員数を設定する。（定員が変わらない車の場合には最少乗員時と同様の値を設定する） ・幼児専用車または幼児専用以外（幼児定員あり）の場合「０」を設定する。
31		幼児専用車における大人定員	V0540	2	半角	○	・半角数字２桁以内で設定する。　（幼児専用車・幼児専用以外（幼児定 員あり）の場合以外は設定不要）

32		乗車定員数（幼児）	V0550	2	半角	○	・半角数字２桁以内で設定する。　（幼児専用車・幼児専用以外（幼児定員あり）の場合以外は設定不要)）
33		幼児専用以外　（幼児定員あり）フラグ	V0555	1	半角	○	・　半角数字１桁で設定する。（該当しない場合は設定不要） １：幼児専用以外（幼児定員あり）
34		乗車定員数（客席）	V0560	2	半角	○	・半角数字２桁以内で設定する。　（乗合の場合以外は設定不要）
35		乗車定員数（立席）	V0570	2	半角	○	・半角数字２桁以内で設定する。 （乗合の場合以外は設定不要）
36		乗車定員数（乗務員）	V0580	2	半角	○	・半角数字２桁以内で設定する。　（乗合の場合以外は設定不要）
37	最大積載量	最大積載量	V0590	5	半角	○	・半角数字２～５桁（××××××の形式）で設定する。 ・kg単位で設定する。
38		最大積載量（最多乗員時）	V0600	5	半角	○	・半角数字２～５桁（××××××の形式）で設定する。 ・kg単位で設定する。 ・最小乗員時と同じ場合には最少乗員時と同様の値を設定する。
39		最大積載量（保安基準緩和／海コン）	V0610	5	半角	○	・半角数字２～５桁（××××××の形式）で設定する。 ・kg単位で設定する。
40	（駆動方式）	駆動方式	V0830	1	半角	○	・半角英字（大文字）１桁で下記のいずれかを設定する。 （原動機がない場合は設定不要） Ａ：前輪駆動 Ｂ：後輪駆動 Ｃ：全輪駆動（パートタイム） Ｄ：全輪駆動（フルタイム）
41	車輪配列	車輪配列	V0840	28	全角	○	・全角文字14桁以内で設定する。
42	最高出力(kw/rpm)	最高出力	V0850	4	半角	○	・半角数字４桁以内（××××又は×.×の 形式）で設定する。 （原動機がない場合は設定不要）

							・kW単位で設定する。 ・10kW未満は小数点第１位まで、10kW以上は整数値で記載する。
43		最高出力回転速度（最小）	V0860	5	半角	○	・半角数字５桁以内で設定する。 ・rpm単位で設定する。
44		最高出力回転速度（最大）	V0870	5	半角	○	・半角数字５桁以内で設定する。 ・rpm単位で設定する。 ・範囲指定を行わない場合は設定不要とする。(「最高出力回転速度（最小)」に設定)
45		最高出力試験方法	V0880	6	全角	○	・全角文字３桁以内で設定する。　(例：ネット、グロス、SAE、EEC、ISO)
46	最大トルク(N・m/rp m)	最大トルク	V0890	4	半角	○	・半角数字４桁以内（××××又は×.×の 形式）で設定する。 (原動機がない場合は設定不要) ・N･m単位で設定する。 ・10N･m未満は小数点第１位まで、10N･m以上は整数値で記載する。
47		最大トルク回転速度（最小）	V0900	5	半角	○	・半角数字５桁以内で設定する。 ・rpm単位で設定する。
48		最大トルク回転速度（最大）	V0910	5	半角	○	・半角数字５桁以内で設定する。 ・rpm単位で設定する。 ・範囲指定を行わない場合は設定不要とする。(「最大トルク回転速度（最小)」に 設定)
49		最大トルク試験方法	V0920	6	全角	○	・全角文字３桁以内で設定する。　(例：ネット、グロス、SAE、EEC、ISO)
50	騒音	騒音規制区分 ー騒音カテゴリ	V0930	9	半角	○	・半角英数（大文字）ハイフン９桁以内　（×××又は×××-×××××）で設定する。(例 H14、H28-M1A1A 等) ・半角英数字ハイフン９桁以内で設定する。　(例：H28-M1A1A) ・騒音規制年度と騒音カテゴリ

							を半角ハイフンで繋いで設定する。 ・騒音カテゴリは半角英数字５桁で設定する。 M1a0a M1：カテゴリ A1：サブカテゴリ A：特例措置
51		騒音測定値－近接排気	V0940	3	半角	○	・半角数字３桁以内で設定する。 ・dB単位で設定する。 ・平成28年規制以降は試験結果の値を記載する。 ・近接排気騒音測定不可能車両※1 の場合 は「0」を設定 ※1：排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しない車両
52		原動機回転数 －近接排気	V0950	11	半角	○	・半角数字11桁以内で設定する。 ・rpm単位で設定する ・平成28年規制以降で過回転防止装置機能を備えるものにあっては、近接排気騒音測定回転数の後に＃で区切り、「過回転防止 装置作動回転数」を記載する。 ・自動車型式指定申請者が指定（その回転速度でしか測定不可）する場合は、近接排気騒音測定回転数の後に＊で区切り「申請 者が指定する近接排気騒音測定回転数」を記載する。 （例 3800、3800＃3500、1200＊1200 等） ・半角数字ハイフン#＊11桁以内で以下の通り設定する。 過回転防止機能付きの場合⇒「近接排 騒音測定回転数＃過回転防止作動回転数」 申請者が指定する場合⇒「近接排気騒音 測定回転数＊申請者が指定する近接排気騒音測定回転数」 過回転防止機能なしの場合⇒

							「近接排気騒音測定回転数」
53		騒音諸元値ー定常	V0960	3	半角	○	・半角数字３桁以内で設定する。 ・dB単位で設定する。
54		指定速度ー定 常	V0970	3	半角	○	・半角数字３桁以内で設定する。 ・km/h単位で設定する。
55		騒音諸元値ー加速	V0980	3	半角	○	・半角数字３桁以内で設定する。 ・dB単位で設定する。
56	燃料消費率	モード燃料消費率 (10・15)	V0990	4	半角	○	・半角数字４桁以内（小数点含む）で設定する。 （10・15モード燃費を設定しない場合は設定不要） ・10・15モード燃費値がある場合、「0.1」～「99.9」を設定する。
57		モード燃料消費率 (JC08)	V0995	4	半角	○	・半角数字４桁以内（小数点含む）で設定する。 （JC08モード燃費を設定しない場合は設定不要） ・JC08モード燃費値がある場合、「0.1」～「99.9」を設定する。
58		・半角数字４桁以内（小数点含む）で設定する。 （JC08モード燃費を設定しない場合は設定不要） ・JC08モード燃費値がある場合、「0.1」～「99.9」を設定する。	V0996	4	半角	○	・半角数字４桁以内（小数点含む）で設定する。 (WLTCモード燃費を設定しない場合は不要) ・WLTCモード燃費値がある場合、「0.1 」～「99.9」を設定する。
59		モード燃料消費率 (JH15)	V0997	5	半角	○	・半角数字５桁以内（小数点含む）で設定する。 (JH15モード燃費を設定しない場合は不要) ・JH15モード燃費値がある場合、「0.01」～「99.99」を設

							定する。
60		モード燃料消費率（JH25）	V0998	5	半角	○	・半角数字５桁以内（小数点含む）で設定する。 （JH25モード燃費を設定しない場合は不要） ・JH25モード燃費値がある場合、「0.01」～「99.99」を設定する。
61		重量車燃料消費率区分（JH15）	V0991	5	半角	○	・半角数字５桁以内で設定する。 ・（JH15又はJH25モード燃費を設定しない場合は不要）
62		重量車燃料消費率区分（JH25）	V0992	5	半角	○	・半角数字５桁以内で設定する。 ・（JH15又はJH25モード燃費を設定しない場合は不要）
63	（主要排出ガス対策）	主要排出ガス 対策	V1010	240	全角	△	・全角文字120桁以内で設定する。 ・複数存在する場合は、区切り文字（全角 ＃）を使用して設定する。
64	（排ガス装置名称）	排ガス装置名称	V1020	80	全角	△	・全角文字40桁以内で設定する。 （低排出ガス車認定車のみ設定する。）
65	（排ガス装置型式）	排ガス装置型式	V1030	30	半角	△	・半角文字30桁以内で設定する。 （低排出ガス車認定車のみ設定する。）
66	排出ガス重量：モード CO値	モードCO値	V1040	6	半角	○	・半角数字６桁以内（小数点含む）で設定する。 ・最大××．×××の形式、附則４に定める桁数で設定する。
67		モードCO値（低排出ガス車認定）	V1050	6	半角	○	・半角数字６桁以内（小数点含む）で設定する。 ・最大××．×××の形式、低排出ガス車認定の対象となり、値が異なる場合に設定する。
68	排出ガス重量：モードHC値	モードHC値	V1060	5	半角	○	・半角数字５桁以内（小数点含む）で設定する。 ・附則４に定める桁数で設定する。
69		モードHC値（低排出ガス車認定）	V1070	5	半角	○	・半角数字５桁以内（小数点含む）で設定する。 ・最大×．×××の形式、低排出ガス車認定の対象となり、

							値が異なる場合に設定する。
70	排出ガス重量：モードNMHC値	モードNMHC値	V1080	5	半角	○	・半角数字５桁以内（小数点含む）で設定する。 ・附則４に定める桁数で設定する。
71		モードNMHC値（低排出ガス車認定）	V1090	5	半角	○	・半角数字５桁以内（小数点含む）で設定する。 ・最大×．×××の形式、低排出ガス車認定の対象となり、値が異なる場合に設定する。
72	排出ガス重量：モードNOx値	モードNOx値	V1100	5	半角	○	・半角数字５桁以内（小数点含む）で設定する。 ・附則４に定める桁数で設定する。 ・排ガス測定モードにより下記の通りに設定する。 ①10モード/10･15モードの場合 ×．×××の形式（g/km 単位）で設定する。 ②G13モード/D13モードの場合 ×．×××の形式（g/kWh 単位）で設定する。 ③G6モード/D6モードの場合 ×××××の形式（ppm 単位）で設定する。 ④JE05モードの場合 ×．×××の形式（g/kwh 単位）で設定する。 ⑤D8モードの場合 ×．×××の形式（g/kwh 単位）で設定する。 ⑥10/15+11モードの場合 ×．×××の形式（g/km 単位）で設定する。
73		モードNOx値（低排出ガ ス車認定）	V1110	5	半角	○	・半角数字５桁以内（小数点含む）で設定する。 ・低排出ガス車認定の対象となる場合に設定する。 ・排ガス測定モードにより下記の通りに設定する。 ①10モード/10･15モードの場合 ×．×××の形式（g/km 単位）で設定する。 ②G13モード/D13モードの場合

							×．×××の形式（g/kWh 単位）で設定する。 ③G6モード/D6モードの場合 ×××××の形式（ppm単位）で設定する。 ④JE05モードの場合 ×．×××の形式（g/kwh 単位）で設定する。 ⑤D8モードの場合 ×．×××の形式（g/kwh 単位）で設定 する。 ⑥10/15+11モードの場合 ×．×××の形式（g/km 単位）で設定する。
74	排出ガス重量：モー ドPM値	モードPM値	V1120	6	半角	○	・半角数字６桁以内（小数点含む）で設定する。 ・最大×．××××の形式、附則４に定める桁数で設定する。
75		モードPM値（低排出ガス 車認定）	V1130	6	半角	○	・半角数字６桁以内（小数点含む）で設定する。 ・最大×．××××の形式、低排出ガス車認定の対象となり、値が異なる場合に設定する。
76	排出ガス粒子数：モー ドPN値	モードPN値	V1131	5	半角	○	・半角数字５桁以内（小数点含む）で設定する。 ・最大「××.×× 」×10^{11}の形式、附則４に定める桁数で設定する。
77		モードPN値（低排出ガス 車認定）	V1132	5	半角	○	・半角数字５桁以内（小数点含む）で設定する。 ・最大「××.××」×10^{11}の形式、低排出ガス車認定の対象となり、値が異なる場合に設定する。
78	車両最大寸法（m）	長さ	V1220	6	半角	◎	・半角数字５～６桁 （××.×××又は×．×××の形式）で設定する。 ・m単位で設定する。
79		幅	V1230	5	半角	◎	・半角数字５桁 （×.×××の形式）で設定する。 ・m単位で設定する。
80	最小車両重量（kg）	最小車両重量	V1240	5	半角	◎	・半角数字２～５桁 （×××××の形式）で設定する。 ・kg単位で設定する。

81	許容限度（kg）	許容限度（前軸重）（前前軸重）	V1250	5	半角	◎	・半角数字２～５桁　（×××××の形式）　で設定する。 ・kg単位で設定する。
82		許容限度（前後軸重）	V1260	5	半角	○	・半角数字２～５桁　（×××××の形式）　で設定する。 ・kg単位で設定する。
83		許容限度（後前軸重）	V1270	5	半角	○	・半角数字２～５桁　（×××××の形式）　で設定する。 ・kg単位で設定する。
84		許容限度（後軸重）（後後軸重）	V1280	5	半角	◎	・半角数字２～５桁　（×××××の形式）　で設定する。 ・kg単位で設定する。
85		許容限度（総重量）	V1290	5	半角	◎	・半角数字２～５桁　（×××××の形式）で設定する。 ・kg単位で設定する。
86	原動機の型式	原動機の型式	V1300	24	半角	○	・半角英数字ハイフン24桁以内で設定する。（原動機がない場合は設定不要）（同一型式内に複数設定する場合にのみ設定する。）
87		原動機製作者名	V1310	80	全角	○	・全角文字40桁以内で設定する。（原動機がない場合は設定不要）（同一型式内に複数設定する場合にのみ設定する。） ・原動機の製作者が自動車の製作者と異なる場合にのみ設定する。
88	自動運行装置搭載フラグ	自動運行装置搭載フラグ	V1410	1	半角	○	・半角数字１桁で設定する。（該当しない場合は設定不要） ・法第41条第１項第20号の装置の場合のみ設定する １：自動運行装置搭載
89	OBD検査対象フラグ	OBD検査対象フラグ（国産フルモ車用）	V1420	1	半角	○	・半角数字１桁で設定する。（該当しない場合は設定不要） １：OBD検査対象
90		OBD検査対象フラグ（輸入フルモ車用）	V1430	1	半角	○	・半角数字１桁で設定する。（該当しない場合は設定不要） １：OBD検査対象
91	車いす固定装置	車いす固定装置付	V1440	2	半角	○	・半角数字２桁以内で設定する。

							未設定：車いす固定装置なし ０：車いす固定装置付きだが基数不明 １～99：車いす固定装置の基数 ・車いす固定装置とは、車いすを車体に固定することができる装置を有し、かつ、車いす専用のスペースを有するものをいう。
92	総排気量(L)又は定格出力(kW)	定格出力	V1450	6	半角	○	・半角数字６桁以内で設定する。(項目コードM0200を設定する場合は設定不要) ・電気自動車及び燃料電池自動車の場合は定格出力（W単位）を設定する。 ・類別ごとに定格出力が異なる場合のみ設定する。

※「諸元項目名」に括弧がある項目は、諸元表に記載を要しない。

① 共通構造部／多仕様自動車（第１号様式）

◎：必ず項目コード及び内容を設定
○：該当する場合に項目コード及び内容を設定
△：項目コード及び内容を任意に設定
×：項目コード及び内容の設定不要

附則６　共通構造部（多仕様自動車）の外観図の記載要領

１　本要領の適用

本要領は、法第 75 条の２第１項の規定による共通構造部（多仕様自動車）（以下「多仕様自動車」という。）の型式についての指定の申請を行う場合に添付する外観図の記載に適用する。

２　図面の記載方法

(1) 多仕様自動車の外観図は、当該多仕様自動車の前面、後面、側面及び平面の４図とし、１枚に表した４面図とする。

(2) 図面の大きさは、日本産業規格Ａ列４番又は３番とする。ただし、同規格Ａ列３番を使用した場合は、折りたたんだ状態で同規格Ａ列４番とする。

(3) 多仕様自動車の図は、その外観が明瞭に示されており、かつ、寸法記載部位が明確に読み取れるものとする。なお、多仕様自動車の一部を透視図により表してもよい。

(4) 多仕様自動車の外観図は多仕様自動車の範囲に含まれるものが全て含まれているものであること。ただし、新規検査若しくは予備検査を受けようとする際に取付方法が同一でないものは省略することができる。

(5) 寸法記載部位には、少なくとも別表に掲げる部位（多仕様自動車の範囲に含まれるものに限る。）がすべて含まれているものであること。

ただし、全ての寸法（申請に係る多仕様自動車に含まれる部位の寸法に限る。）を外観図寸法一覧表として添付した場合には、寸法記載を省略することができる。

また、別記様式１又は別記様式２の灯火器類取付一覧表を添付した場合には、灯火器類の寸法記載を省略することができる。

(6) 灯火器類（申請に係る多仕様自動車に含まれるものであって新規検査若しくは予備検査を受けようとする際に取付方法が同一になるものに限る。）については、その名称を外観図に記載する。

(7) 同一検査・登録型式であって外観上一部が異なる場合は、当該部分の部分図、寸法の併記等の方法により示してもよい。

(8) 寸法は、㎜の単位により記載する。

(9) 車軸配列（２軸車、前２軸車、後２軸車及び４軸車等）の区分別に複数の型式を合して作成することができる。

(10) 灯火器類の取付位置に係る寸法については、審査事務規程別添の試験規程に定める「諸元測定試験」を適用する灯火器類はその旨を外観図余白又は灯火器類取付一覧表の備考欄に記載すること。

別表

区分 / 項目		対象		備考
		専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車に係るもの	その他の自動車に係るもの	
寸法	長さ(全長)	○	○	数値の前に「（全長）」と付記すること
	幅（全幅）	○	○	数値の前に「（全幅）」と付記すること
	高さ（全高）	○	○	数値の前に「（全高）」と付記すること
	後前軸中心から後２軸間荷重合成中心までの距離	○	○	後２軸を有する車両に限る。
	フロント・オーバハング（車体）		○	
	リヤ・オーバハング（車体）		○	
	連結装置中心から車両後端までの寸法		○	セミトレーラに限る。
乗車装置	乗車位置	○	○	設計標準位置の場合にあっては、数値に「（標準）」と付記すること。
	座席幅		○	
	座席奥行		○	
	座席間隙		○	乗車定員11 人以上の乗合自動車及び幼児用座席を備える幼児専用車に限る。
荷台・客室	荷台又は客室の内側の寸法（長さ、幅、高さ）		○	
	荷台オフセット		○	貨物自動車に限る。
灯火器類	灯火器類の取付位置に係る規定のあるものについては、その寸法	○	○	
後写鏡等	後写鏡の取付高さ及び前車軸からの距離	○	○	
	直前直左右確認装置の取付高さ	○	○	

	（車室外に備える確認鏡に限る。）			
	直前確認鏡の取付高さ	○	○	
	直左確認鏡の取付高さ	○	○	
	直後確認鏡の取付高さ （車室外後写鏡に限る。）	○	○	ただし、構造・装置の概要説明書に詳細の記載を行った場合には省略することができる。
トラックのキャブ幅等	トラック・キャブ幅		○	
	トラック・リヤボデー幅		○	
	バン後部開口部の寸法（長さ、幅、高さ）（有効長さ、有効幅）		○	数値に「（開口部長さ）」、「（開口部幅）」、「（開口部高さ）」、「（有効長さ）」、「（有効幅）」、と付記すること。
	前部潜り込み防止装置、巻込防止装置及び突入防止装置の取付位置関係寸法等		○	「前部潜り込みを防止する車体構造」及び「突入を防止する車体構造」の場合にあっては、該当する装置の取付位置関係寸法の記載を要しない。また、自動車の検査時に必要な情報として検査部（軽自動車に係るものにあっては、軽自動車検査協会）に提供することにより前部潜り込み防止装置及び突入防止装置の取付位置関係寸法の記載を省略することができる。 なお、多仕様自動車にあっては、前部潜り込み防止装置及び突入防止装置に限る。
バス乗降口等	バス乗降口開口部高さ		○	
	バス乗降口開口部幅		○	
	バス非常口寸法		○	
	バス立席に係る寸法		○	
	バスの座席ピッチ		○	
	バス乗降口踏段高さ		○	
	バス乗降口踏段奥行		○	
連	連結装置の高さ及		○	

結装置等	び後車軸からの距離			
	連結車両の前・後まわり半径		○	

（注）１．項目の内容については、審査事務規程別添の試験規程に定める「諸元測定試験」を参照すること。

ただし、灯火器にあっては、試験方法の適用範囲に応じて細目告示技術基準「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」、「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」又は協定規則第 53 号を参照し、前記試験方法によらない灯火器にあっては審査事務規程別添の試験規程に定める「諸元測定試験」を参照すること。

また、トラック・キャブ幅にあっては「トラック荷台の安全対策について（通達）」（昭和 55 年自車第 433 号）に定めるキャブ幅を参照すること。

２．対象欄の○印は、寸法記載部位を有する多仕様自動車の場合に記載を要する箇所を示す。ただし、申請に係る特定構造部の対象となる部分に限る。

３．対象欄の△印は、外観図寸法一覧表の提出がある場合は、寸法記載部位の外観図への記載を省略することができる。

別記様式１（灯火器類取付一覧表：二輪自動車以外）（第２項関係）（用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。）

灯火器類取付一覧表　（単位：㎜）

すれ違い用前照灯	取付高さ	上 縁			
		下 縁			
	車両最外側からの距離				
前部霧灯	取付高さ	上 縁			
		下 縁			
	車両最外側からの距離				
側方照射灯	取付高さ	上 縁			
		下 縁			
	車両前端からの距離				
	車両最外側からの距離				
後退灯	取付高さ	上 縁			
		下 縁			
車幅灯	取付高さ	上 縁			
		下 縁			
	車両最外側からの距離				
前部上側端灯	車両最外側からの距離				
	車幅灯からの距離				
昼間走行灯	取付高さ	上 縁			
		下 縁			
	内縁間隔				
前部反射器	取付高さ	上 縁			
		下 縁			
	車両最外側からの距離				
側方灯（前部）	取付高さ	上 縁			
		下 縁			
	車両前端からの距離				
	隣接する後方にある側方灯等との距離				
側方灯（中央部）	取付高さ	上 縁			
		下 縁			
	隣接する前方・後方にある側方灯等との距離				
側方灯（後部）	取付高さ	上 縁			
		下 縁			
	車両後端からの距離				
	隣接する前方にある側方灯等との距離				
側方反射器（前部）	取付高さ	上 縁			
		下 縁			
	車両前端からの距離				

	隣接する後方にある側方反射器等との距離				
側方反射器（中央部）	取付高さ	上 縁			
		下 縁			
	隣接する前方・後方にある側方反射器等との距離				
側方反射器（後部）	取付高さ	上 縁			
		下 縁			
	車両後端からの距離				
	隣接する前方にある側方反射器等との距離				
尾灯	取付高さ	上 縁			
		下 縁			
	車両最外側からの距離				
後部霧灯	取付高さ	上 縁			
		下 縁			
	制動灯からの距離				
駐車灯 前面	車両最外側からの距離				
駐車灯 後面	車両最外側からの距離				
後部上側端灯	車両最外側からの距離				
	尾灯からの距離				
後部反射器	取付高さ	上 縁			
		下 縁			
	車両最外側からの距離				
後部反射器以外の反射器	取付高さ	上 縁			
		下 縁			
	車両最外側からの距離				
大型後部反射器	取付高さ	上 縁			
制動灯	取付高さ	上 縁			
		下 縁			
	車両最外側からの距離				
補助制動灯	取付高さ	下 縁			
	窓下端からの距離				
	車両中心面からの距離				
方向指示器・非常点滅表示灯（前面）	取付高さ	上 縁			
		下 縁			
	内縁間隔				
	車両最外側からの距離				
方向指示器（側面・前部）	取付高さ	上 縁			
		下 縁			
	車両前端からの距離				
方向指示器（側面・中央部）	取付高さ	上 縁			
		下 縁			
	客室等の外側後端から				

	の距離				
方向指示器・非常点滅表示灯（後面）	取付高さ	上 縁			
		下 縁			
	内縁間隔				
	車両前端からの距離				
補助方向指示器	取付高さ	上 縁			
		下 縁			
再帰反射材（側面）	長さ識別の反射材長さ				
	最も短い反射材長さ				
	反射材間の最大間隔				
	取付高さ	下縁			
再帰反射材（後面）	幅識別の反射材長さ				
	最も短い反射材長さ				
	反射材間の最大間隔				
	取付高さ	下縁			
速度表示灯	取付高さ	中心			
	取付間隔	中心			

（注）１　適用関係告示により中心の高さに係る規定が適用される灯火器類については、「上縁」を「中心」と読み替える。

２　取付けのない灯火器類に係る項目及び取付位置に係る規定が適用されない項目については、記載項目から除くことができ、複数備える灯火器類については、記載項目を追加することができる。

３　側方灯（中央部）及び側方反射器（中央部）の前方・後方については、該当しないものを抹消する。

４　側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備える方向指示器・非常点滅表示灯（後面）については、「内縁間隔」を「灯火中心間隔」と読み替える。

別記様式２（灯火器類取付一覧表：二輪自動車）（第２項関係）（用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。）

灯火器類取付一覧表　（単位：㎜）

項目＼類別					
走行用前照灯	取付高さ	上縁			
		下縁			
	照射面間距離				
	すれ違い用前照灯からの距離				
すれ違い用前照灯	取付高さ	上縁			
		下縁			
	照射面間距離				
前部霧灯	取付高さ	上縁			
		下縁			
	車両中心面からの距離				
側方照射灯	取付高さ	上縁			
		下縁			
	車両前側からの距離				
	車両最外側からの距離				
後退灯	取付高さ	上縁			
		下縁			
車幅灯	取付高さ	上縁			
		下縁			
	車両最外側からの距離				
前部上側端灯	車両最外側からの距離				
	車幅灯からの距離				
昼間走行灯	取付高さ	上縁			
		下縁			
	内縁間隔				
	車両中心面からの距離				
前部反射器	取付高さ	上縁			
		下縁			
	車両最外側からの距離				
側方灯（前部）	取付高さ	中心			
	車両前端からの距離				
	隣接する後方にある側方灯等との距離				
側方灯（中央部）	取付高さ	中心			
	隣接する前方・後方にある側方灯等との距離				
側方灯（後部）	取付高さ	中心			
	車両後端からの距離				
	隣接する前方にある側方灯等との距離				
側方反射器	取付高さ	中心			

（前部）	車両前端からの距離				
	隣接する後方にある側方反射器等との距離				
側方反射器（中央部）	取付高さ	中心			
	隣接する前方・後方にある側方反射器等との距離				
側方反射器（後部）	取付高さ	上縁			
		下縁			
尾灯	取付高さ	上縁			
		下縁			
	車両最外側からの距離				
後部霧灯	取付高さ	上縁			
		下縁			
	制動灯からの距離				
駐車灯　前面	車両最外側からの距離				
駐車灯　後面	車両最外側からの距離				
後部上側端灯	車両最外側からの距離				
	尾灯からの距離				
後部反射器	取付高さ	上縁			
		下縁			
大型後部反射器	取付高さ	上縁			
制動灯	取付高さ	上縁			
		下縁			
	車両最外側からの距離				
補助制動灯	取付高さ	下縁			
方向指示器・非常点滅表示灯（前面）	取付高さ	上縁			
		下縁			
	内縁間隔				
	すれ違い用前照灯からの距離				
方向指示器・非常点滅表示灯（後面）	取付高さ	上縁			
		下縁			
	内縁間隔				
	車両後端からの距離				
補助方向指示器	取付高さ	中心			

（注）１　適用関係告示により中心の高さに係る規定が適用される灯火器類については、「上縁」を「中心」と読み替える。

２　取付けのない灯火器類に係る項目及び取付位置に係る規定が適用されない項目については、記載項目から除くことができ、複数備える灯火器類については、記載項目を追加することができる。

３　側方灯（中央部）の前方・後方については、該当しないものを抹消する。

附則７　圧縮水素、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車の燃料装置の取扱要領

圧縮水素、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車の燃料装置を範囲に含むものとして、型式の指定を受けた多仕様自動車について、容器等の製造等を行う場合にあっては、次のとおり取扱うこととする。ただし、高圧法第 49 条の５に定める容器等製造業者の登録を受けている者にあっては、この限りでない。

「圧縮水素、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車の燃料装置の取扱要領」

目次

第１　適用範囲
第２　自動車製作者等において容器等の製造等を行う場合の体制
第３　圧縮水素、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車の燃料装置に係る出荷検査等

第１　適用範囲

法第 75 条第２項の指定を受けた多仕様自動車であって、圧縮水素、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）の燃料装置をその範囲に含むものに適用する。

第２　自動車製作者等において容器等の製造等を行う場合の体制

圧縮水素、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車の燃料装置として容器等の製造等を行う場合は、それを適切に実施する能力を有するものとして、以下に定める技術的要件を満足していること。

（容器等製造設備）

１　製造設備（金型、治具等の附属製造設備を含む。以下同じ。）として容器等の種類に応じて必要なものを保有し、それらの設備について適切な管理方法（点検、保守、校正等の実施の箇所・項目・周期・方法・判定基準、設備台帳による管理等をいう。）についての文書化された手順を確立し、これに基づき管理すること。

２　製造設備のうち、容器等の種類に応じて、別表１で定める能力を有する必要な容器等製造設備を自社又は外注業者において保有し、かつ、当該設備を同表で定める管理方法に基づき管理しなければならない。この場合において、外注業者において保有されている製造設備については自社内に保有しなくてもよいものとする。

なお、別表１に定める要件に限らず、国際相互承認に係る容器保安規則（平成 28 年経済産業省令第 82 号）に照らして適当と認められるものであってもよい。

（容器等試験設備）

３　試験設備として容器等の種類に応じて必要なものを保有し、当該設備について適切な管理方法（点検、保守、校正等の実施の箇所・項目・周期・方法・判定基準・環境条件、実施後不適合があった場合の処置、設備台帳による管理等をいう。）についての文書化された手順を確立し、これに基づいて適切に実施すること。

４　試験設備のうち、容器等の種類に応じて、別表２で定める能力を有する必要な容器等試験設備を自社又は外注業者において保有し、かつ、当該設備を同表で定める管理方法に基づき管理しなければならない。この場合において、外注業者において保有されている試験設備については自社内に保有しなくてもよいものとする。

なお、別表２に定める要件に限らず、国際相互承認に係る容器保安規則に照らして適当と認められるものであってもよい。

（外注管理）

5　２又は４に基づき、容器等の製造及び試験に影響するプロセスを外注する場合、外注するプロセスを確実に管理し、かつ、製造プロセス及び容器等試験設備に係る試験プロセスにあっては、以下に定める要求事項を満たしていること。

ア　外注先の選定、評価及び再評価並びに外注先に対する要求事項又は外注先が実施する試験を確実にするための文書化された手順を確立し、かつ、これに基づき適切に実施していること。

イ　外注先が実施した試験の結果を自社において承認するための文書化された手順を確立し、かつ、これに基づき適切に実施していること。

（刻印又は標章）

6　細目告示別添 131、132 又は 133 の各技術基準に基づき製作者等が指定する者が刻印又は標章の掲示を実施した場合にあっては、刻印又は標章にかかる品質について申請者が管理、監督するものとする。

7　前項の刻印又は標章と紛らわしい刻印等をしてはならない。

（容器等試験を実施する者）

8　容器等の試験を実施するために必要な知識経験を有する者が容器等の試験を実施すること。

この場合において、次の各号のいずれかに掲げる者であり、２名以上業務に携わっている場合は、この要件を満たす例とする。

ア　高圧法の甲種機械責任者免状、乙種機械責任者免状若しくは甲種化学責任者免状の交付を受け、又は学校教育法による大学若しくは高等専門学校若しくは従前の規定による大学若しくは専門学校において理学若しくは工学に関する課程を修めて卒業し（当該課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）、かつ、容器又は附属品の試験に１年以上従事した経験を有する者。

イ　学校教育法による高等学校又は従前の規定による工業学校において工学に関する課程を修めて卒業し、かつ、容器又は附属品の試験に２年以上従事した経験を有する者。

ウ　容器又は附属品の試験に５年以上従事した経験を有する者。

第３　圧縮水素、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車の燃料装置に係る出荷検査等

（容器等再試験）

出荷検査において容器等再試験を行う場合には、それぞれの燃料装置ごとに以下に定める基準に基づき実施すること。

この場合において、容器等再試験を行う設備は、以下それぞれの後段に定める要件を満足していること。

ア　圧縮水素ガスを燃料とする自動車

細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」3.3.及び 4.3.

同別添別紙 11　ガス容器再試験及びガス容器附属品再試験に係る設備要件

イ　圧縮天然ガスを燃料とする自動車

細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」3.2.及び 4.2.

同別添別紙５　ガス容器再試験及びガス容器附属品再試験に係る設備要件

ウ　液化天然ガスを燃料とする自動車

細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の

技術基準」3.2.及び4.2.
同別添別紙１　ガス容器再試験及びガス容器附属品に係る設備要件

別表１　容器等製造設備の要件（第２　２．関係）

区分	製造設備名	能力	管理方法
金属ライナー製容器	素材切断設備	素材切断設備は、当該設備の最大切断寸法が、容器試験を行う容器の使用材料に応じた最大寸法以上であること。	① 製造設備は、容器等の品質特性を確保するために必要な性能及び精度を有していること。 ② 製造設備に必要な性能及び精度を保持するために必要な点検、修理、校正等についての文書化された手順を定め、当該手順に基づき、設備を管理していること。
	穿孔及び搾伸設備	穿孔及び搾伸設備は、次の各号に掲げる事項について、容器試験を行う容器のうち最大径の容器の使用材料をプレスする能力を有していること。 (1) 加圧力 (2) 加圧ストローク	
	絞り成形設備	絞り成形設備は、容器試験を行う容器の製造方法に応じて次の各号に掲げる能力を有していること。 (1) 頭部又は底部の絞り成形設備のチャック径が、容器試験を行う容器の径に応じていること。 (2) その他成形設備の金型又はチャック径が、容器試験を行う容器の径に応じていること。	
	熱処理設備	熱処理設備は、次の各号に掲げる事項について、容器試験を行う容器の製造方法に応じて当該容器の熱処理に必要な能力を有していること。 (1) 熱処理設備の最高加熱温度、炉長及び送り速度 (2) 温度測定装置 イ 熱電対の仕様及びその数 ロ 温度測定記録装置の仕様	
	フィラメントワインディング成形設備	フィラメントワインディング成形設備は、次の各号に掲げる事項について、容器試験を行う容器のフィラメントワインディング成形に必要な能力を有していること。 (1) 容器の回転速度 (2) 送り速度	
	機械加工設備	機械加工設備は、容器試験を行う容器の使用材料のうち最大寸法の材料を加工する能力を有していること。	

	熱硬化設備	熱硬化設備は、次の各号に掲げる事項について、容器試験を行う容器の製造方法に応じて当該容器の熱処理に必要な能力を有していること。 (1) 熱硬化設備の最高加熱温度及び処理室内寸法 (2) 温度測定装置の仕様	
	ネックリング取付設備	ネックリング取付設備は、当該設備のチャック径が容器試験を行う容器の径に応じていること。	
	自緊処理設備	自緊処理設備は、次の各号に掲げる機器について、それぞれ当該各号に掲げる能力を有していること。 (1) 昇圧装置 自緊処理圧力に対して十分な昇圧能力を有し、圧力制御可能であること。 (2) 圧力計 最高測定値が自緊処理圧力の 1.5 倍以上であって 3 倍以下のものであること。	
	洗浄設備	洗浄設備は、次の各号に掲げる設備(それぞれ当該各号に掲げる能力を有するものに限る。)のいずれかを保有していること。 (1) 容器回転式洗浄機、ショットブラスト又はサンドブラスト 当該設備の最大処理径が容器試験を 行う容器の径に応じていること。 (2) 酸又はその他の薬剤等を用いる洗浄設備 当該設備のうち洗浄槽及び乾燥設備の寸法並びに洗浄及び乾燥温度が容器試験を行う容器に応じたものであること。 (3) ワイヤー等を用いる回転式洗浄機 当該設備のうち回転軸の最大長さが容器試験を行う容器の長さに応じていること。	
	はかり	はかりは、容器試験を行う容器の質量に適した秤量で、当該容器の質量の 1/200 又は 0.1kg まで計測する能力を有していること。	
	保護塗装設備	保護塗装設備は、次の各号に掲げる事項(自然乾燥を行う場合にあっては、第３号に掲げるものを除く。)について、それぞれ当該各号に掲げるものであること。	

		(1) 塗装方式 次に掲げるいずれかの方式であること。 イ　エアスプレー方式 ロ　エアレススプレー方式 ハ　静電塗装方式 ニ　浸漬方式 ホ　電着塗装方式 ヘ　粉体塗装方式 (2) 前処理設備 次に掲げるいずれかの設備であること。 イ　脱脂設備 ロ　ショットブラスト等 ハ　酸洗い設備 ニ　被膜化成処理設備 ホ　水洗い設備 ヘ　水切り乾燥設備 (3) 乾燥設備 次に掲げるいずれかの設備であること。 イ　直接加熱炉 ロ　間接加熱炉	
プラスチックライナー製容器	機械加工設備	機械加工設備は、容器試験を行う容器の製造方法に応じて次の各号に掲げる能力を有していること。 (1) 容器試験を行う容器のうち最大寸法の材料を加工する能力を有していること。 (2) 機械加工設備のうちボス成形のための鍛造設備は、当該設備のうち次に掲げる機器について、それぞれ次に掲げる能力を有していること。 イ　素材切断機 当該機器の最大切断寸法が容器試験を行う容器の使用材料に応じた最大寸法以上であること。 ロ　加熱装置 容器試験を行う容器の製造に適した加熱力を有していること。 ハ　温度制御装置 温度管理を行う能力を有していること。 ニ　プレス機 容器試験を行う容器の使用材料をプレスする能力を有していること。	

	ライナー成形設備	ライナー成形設備は、次の各号に掲げる能力を有していること(溶接を行わない場合にあっては、第２号を除く。)。 (1) ライナー成形設備のうち次に掲げる機器は、容器試験を行う容器の製造方法に応じてそれぞれ次 に掲げる能力を有していること。 イ　回転成形機 金型の寸法及び温度管理が容器試験を行う容器に応じたものであること。 ロ ブロー成形機 金型の寸法及び押出機の温度管理が容器試験を行う容器に応じたものであること。 ハ　射出成形機 金型の寸法及び射出圧力が容器試験を行う容器に応じたものであること。 ニ　押出成形機 金型の寸法及び温度管理が容器試験を行う容器に応じたものであること。 (2) ライナー成形設備のうち溶接機にあっては、次に掲げる事項について、容器試験を行う容器を溶接する能力を有していること。 イ　加圧力 ロ　温度管理	
	熱処理設備	熱処理設備は、次の各号に掲げる事項について、容器試験を行う容器の熱処理を行う能力を有していること。 (1) 熱処理設備の最高加熱温度及び処理室内寸法 (2) 温度測定装置の仕様	
	フィラメントワインディング成形設備	フィラメントワインディング成形設備は、次の各号に掲げる事項について、容器試験を行う容器に対するフィラメントワインディング成形に必要な能力を有していること。 (1) 容器の回転速度 (2) 送り速度	
	熱硬化設備	熱硬化設備は、次の各号に掲げる事項について、容器試験を行う容器の熱処理を行う能力を有していること。	

		(1) 熱硬化設備の最高加熱温度及び処理室内寸法 (2) 温度測定装置の仕様	
	電食防止措置設備	電食防止措置設備は、容器試験を行う容器に電食防止措置を施すのに適切な方式であること。	
	保護層組付設備	保護層組付設備は、容器試験を行う容器のうち最大寸法の保護層を組み付ける能力を有していること。	
附属品	鍛造設備	鍛造設備は、当該設備のうち次の各号に掲げる機器について、それぞれ次の各号に掲げる能力を有していること。 (1) 素材切断機 最大切断寸法が容器試験を行う附属品の使用材料に応じた最大寸法以上であること。 (2) 加熱装置 容器試験を行う附属品の製造に適した加熱力を有していること。 (3) 温度制御装置 温度管理を行う能力を有していること。 (4) プレス機 容器試験を行う附属品の使用材料をプレスする能力を有していること。	
	鋳造設備	鋳造設備は、当該設備のうち次の各号に掲げる機器等について、それぞれ次の各号に掲げる能力を有していること。 (1) 造型機 鋳型の製造に適した加圧力を有していること。 (2) 溶解炉 溶解に十分な加熱力及び温度管理能力を有していること。 (3) 熱処理設備 最大処理能力及び温度測定装置が熱処理を行う能力を有していること。	
	附属品加工設備	附属品加工設備は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ次の各号に掲げる能力を有していること。 (1) 多軸加工設備 当該設備の仕様が加工対象に適していること。 (2) 多軸加工設備以外 旋盤及びボール盤等のチャック径が容器試験を行う附属品の径に応じていること。	

	洗浄設備	洗浄設備は、次の各号に掲げる設備(それぞれ当該各号に掲げる能力を有するものに限る。)のいずれかを保有していること。 (1) ショットブラスト又はサンドブラスト 当該設備の処理室の容積が容器試験を行う附属品の処理に適したものであること。 (2) 酸又はその他の薬剤等を用いる洗浄設備 当該設備のうち洗浄槽及び乾燥設備の寸法並びに洗浄及び乾燥温度等が容器試験を行う附属品に応じたものであること。	
	附属品組立設備	附属品組立設備は、次の各号に掲げる容器試験を行う附属品の組立方法に係る区分に応じて、それぞれ次に掲げる能力を有していること。 (1) 組立方法が自動化されたもの 次に掲げる事項について、それぞれ次に掲げる能力を有していること。 イ　最大生産能力 容器試験を行う附属品の最大生産能力に応じていること。 ロ　チャック径 容器試験を行う附属品の径に応じていること。 ハ　トルク範囲 容器試験を行う附属品の締め付けトルクに適合していること。 (2) 組立方法が自動化されていないもの トルクレンチの使用できるトルク範囲が容器試験を行う附属品の締め付けトルクに適合していること。	

別表２　容器等試験設備の要件（第２　４．関係）

<table>
<tr><th>区分</th><th>製造設備名</th><th>能力</th><th>管理方法</th></tr>
<tr><td rowspan="3">金属ライナー製容器</td><td>寸法測定器具</td><td>寸法測定器具(ねじゲージを含む。以下同じ。)は、次の各号に掲げる能力を有していること。
(1) 寸法測定器具のうち次に掲げるものは、それぞれ次に掲げる JIS 又はこれらと同等以上の規格に適合していること。
イ　ノギス　JIS B7507(2016)ノギス
ロ　マイクロメータ　JIS B7502(2016)マイクロメータ
ハ　厚さ測定器　JIS Z2355-1(2016)非破壊試験―超音波厚さ測定―第１部：測定方法
(2) 容器試験を行う容器の最小及び最大の寸法、厚さを測定するにあたって必要な測定可能範囲を有していること。
(3) ねじゲージ及びテーパゲージは、容器試験を行う容器に応じた形状、寸法を有していること。</td><td rowspan="3">① 検査設備は、容器等の品質特性を確保するために必要な性能及び精度を有していること。
② 検査設備に必要な性能及び精度を保持するために必要な点検、修理、校正等についての文書化された手順を定め、当該手順に基づき、設備を管理していること。
なお、外注する場合であって、著しく使用頻度が低い検査設備は、当該設備の使用時に申請者が必要な性能及び精度を有していることを記録等で確認することにより、検査設備の管理とすることができる。</td></tr>
<tr><td>引張試験機</td><td>引張試験機は、次の各号に掲げる能力を有していること。
(1) 容器試験を行う容器の検査方法に応じて、次に掲げる規格のいずれか又はこれらと同等以上の規格に適合していること。
イ　JIS B7721(2009)引張試験機･圧縮試験機―力計測系の校正方法及び検証方法の１級
ロ　ASTM E4(2016)試験機の荷重校正標準方法
ハ　ISO 7500-1(2015)金属材料－静的単軸試験機の検定―第１部：引張試験機の１級
(2) 次に掲げる事項について、それぞれ引張試験の実施にあたって必要とされる能力を有していること。
イ　引張試験機の最大荷重
ロ　試験用のジグ寸法</td></tr>
<tr><td>金属顕微鏡</td><td>金属顕微鏡は、当該金属顕微鏡の検鏡倍率が50倍以上であること。</td></tr>
</table>

	金属用硬さ試験機	金属用硬さ試験機は、次の各号に掲げる能力を有していること。 (1) JIS B7724(1999)ブリネル硬さ試験—試験機の検証、JIS B7725(2010)ビッカース硬さ試験—試験機の検証及び校正又は JIS B7726(2010)ロックウェル硬さ試験—試験機の検証及び校正又はこれらと同等以上の規格に適合していること。 (2) 荷重が容器試験を行う容器の硬さに適合していること。	
		はかりは、容器試験を行う容器の質量に適した秤量で、当該容器の質量の 1/200 又は0.1kgまで計測する能力を有していること。	
	機械加工設備	機械加工設備は、容器試験を行う容器の使用材料のうち最大寸法の材料を加工する能力を有していること。	
	熱硬化設備	熱硬化設備は、次の各号に掲げる事項について、容器試験を行う容器の製造方法に応じて当該容器の熱処理に必要な能力を有していること。 (1) 熱硬化設備の最高加熱温度及び処理室内寸法 (2) 温度測定装置の仕様	
	ネックリング取付設備	ネックリング取付設備は、当該設備のチャック径が容器試験を行う容器の径に応じていること。	
	自緊処理設備	自緊処理設備は、次の各号に掲げる機器について、それぞれ当該各号に掲げる能力を有していること。 (1) 昇圧装置 自緊処理圧力に対して十分な昇圧能力を有し、圧力制御可能であること。 (2) 圧力計 最高測定値が自緊処理圧力の 1.5 倍以上であって 3 倍以下のものであること。	

	洗浄設備	洗浄設備は、次の各号に掲げる設備(それぞれ当該各号に掲げる能力を有するものに限る。)のいずれかを保有していること。 (1) 容器回転式洗浄機、ショットブラスト又はサンドブラスト 当該設備の最大処理径が容器試験を 行う容器の径に応じていること。 (2) 酸又はその他の薬剤等を用いる洗浄設備 当該設備のうち洗浄槽及び乾燥設備の寸法並びに洗浄及び乾燥温度が容器試験を行う容器に応じたものであること。 (3) ワイヤー等を用いる回転式洗浄機 当該設備のうち回転軸の最大長さが容器試験を行う容器の長さに応じていること。	
	はかり	はかりは、容器試験を行う容器の質量に適した秤量で、当該容器の質量の 1/200 又は 0.1kg まで計測する能力を有していること。	
	保護塗装設備	保護塗装設備は、次の各号に掲げる事項(自然乾燥を行う場合にあっては、第３号に掲げるものを除く。)について、それぞれ当該各号に掲げるものであること。 (1) 塗装方式 次に掲げるいずれかの方式であること。 イ　エアスプレー方式 ロ　エアレススプレー方式 ハ　静電塗装方式 ニ　浸漬方式 ホ　電着塗装方式 ヘ　粉体塗装方式 (2) 前処理設備 次に掲げるいずれかの設備であること。 イ　脱脂設備 ロ　ショットブラスト等 ハ　酸洗い設備 ニ　被膜化成処理設備 ホ　水洗い設備 ヘ　水切り乾燥設備 (3) 乾燥設備 次に掲げるいずれかの設備であること。 イ　直接加熱炉 ロ　間接加熱炉	

プラスチックライナー製容器	ボス成形設備	ボス成形設備は、容器試験を行う容器の製造方法に応じて次の各号に掲げる能力を有していること。 (1) 容器試験を行う容器のうち最大寸法のボスの材料を加工する能力を有していること。 (2) ボス成形設備のうち鍛造設備は、当該設備のうち次に掲げる機器について、それぞれ次に掲げる能力を有していること。 イ　素材切断機 当該機器の最大切断寸法が容器試験を行う容器の使用材料に応じた最大寸法以上であること。 ロ　加熱装置 容器試験を行う容器の製造に適した加熱力を有していること。 ハ　温度制御装置 温度管理を行う能力を有していること。 ニ　プレス機 容器試験を行う容器の使用材料をプレスする能力を有していること。	
	ライナー成形設備	ライナー成形設備は、次の各号に掲げる能力を有していること(溶接を行わない場合にあっては、第２号を除く。)。 (1) ライナー成形設備のうち次に掲げる機器は、容器試験を行う容器の製造方法に応じてそれぞれ次 に掲げる能力を有していること。 イ　回転成形機 金型の寸法及び温度管理が容器試験を行う容器に応じたものであること。 ロ ブロー成形機 金型の寸法及び押出機の温度管理が容器試験を行う容器に応じたものであること。 ハ　射出成形機 金型の寸法及び射出圧力が容器試験を行う容器に応じたものであること。 ニ　押出成形機 金型の寸法及び温度管理が容器試験を行う容器に応じたものであること。 (2) ライナー成形設備のうち溶接機にあっては、次に掲げる事項につ	

		いて、容器試験を行う容器を溶接する能力を有していること。 イ　加圧力 ロ　温度管理	
	熱処理設備	熱処理設備は、次の各号に掲げる事項について、容器試験を行う容器の熱処理を行う能力を有していること。 (1) 熱処理設備の最高加熱温度及び処理室内寸法 (2) 温度測定装置の仕様	
	フィラメントワインディング成形設備	フィラメントワインディング成形設備は、次の各号に掲げる事項について、容器試験を行う容器に対するフィラメントワインディング成形に必要な能力を有していること。 (1) 容器の回転速度 (2) 送り速度	
	熱硬化設備	熱硬化設備は、次の各号に掲げる事項について、容器試験を行う容器の熱処理を行う能力を有していること。 (1) 熱硬化設備の最高加熱温度及び処理室内寸法 (2) 温度測定装置の仕様	
	電食防止措置設備	電食防止措置設備は、容器試験を行う容器に電食防止措置を施すのに適切な方式であること。	
	保護層組付設備	保護層組付設備は、容器試験を行う容器のうち最大寸法の保護層を組み付ける能力を有していること。	
附属品	鍛造設備	鍛造設備は、当該設備のうち次の各号に掲げる機器について、それぞれ次の各号に掲げる能力を有していること。 (1) 素材切断機 最大切断寸法が容器試験を行う附属品の使用材料に応じた最大寸法以上であること。 (2) 加熱装置 容器試験を行う附属品の製造に適した加熱力を有していること。 (3) 温度制御装置 温度管理を行う能力を有していること。 (4) プレス機 容器試験を行う附属品の使用材料をプレスする能力を有していること。	

	鋳造設備	鋳造設備は、当該設備のうち次の各号に掲げる機器等について、それぞれ次の各号に掲げる能力を有していること。 (1) 造型機 鋳型の製造に適した加圧力を有していること。 (2) 溶解炉 溶解に十分な加熱力及び温度管理能力を有していること。 (3) 熱処理設備 最大処理能力及び温度測定装置が熱処理を行う能力を有していること。	
	附属品加工設備	附属品加工設備は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ次の各号に掲げる能力を有していること。 (1) 多軸加工設備 当該設備の仕様が加工対象に適していること。 (2) 多軸加工設備以外 旋盤及びボール盤等のチャック径が容器試験を行う附属品の径に応じていること。	
	洗浄設備	洗浄設備は、次の各号に掲げる設備(それぞれ当該各号に掲げる能力を有するものに限る。)のいずれかを保有していること。 (1) ショットブラスト又はサンドブラスト 当該設備の処理室の容積が容器試験を行う附属品の処理に適したものであること。 (2) 酸又はその他の薬剤等を用いる洗浄設備 当該設備のうち洗浄槽及び乾燥設備の寸法並びに洗浄及び乾燥温度等が容器試験を行う附属品に応じたものであること。	
	附属品組立設備	附属品組立設備は、次の各号に掲げる容器試験を行う附属品の組立方法に係る区分に応じて、それぞれ次に掲げる能力を有していること。 (1) 組立方法が自動化されたもの 次に掲げる事項について、それぞれ次に掲げる能力を有していること。 イ 最大生産能力 容器試験を行う附属品の最大生産能力に応じていること。 ロ チャック径 容器試験を行う附属品の径に応じていること。	

		ハ　トルク範囲 容器試験を行う附属品の締め付けトルクに適合していること。 (2) 組立方法が自動化されていないもの トルクレンチの使用できるトルク範囲が容器試験を行う附属品の締め付けトルクに適合していること。	

別表２　容器等試験設備の要件（第２　４．関係）

<table>
<tr><th>区分</th><th>検査設備名</th><th>能力</th><th>管理方法</th></tr>
<tr><td rowspan="3">金属ライナー製容器</td><td>寸法測定器具</td><td>寸法測定器具(ねじゲージを含む。以下同じ。)は、次の各号に掲げる能力を有していること。
(1)　寸法測定器具のうち次に掲げるものは、それぞれ次に掲げる JIS 又はこれらと同等以上の規格に適合していること。
イ　ノギス　JIS B7507(2016)ノギス
ロ　マイクロメータ　JIS B7502(2016)マイクロメータ
ハ　厚さ測定器　JIS Z2355-1(2016)非破壊試験―超音波厚さ測定―第１部：測定方法
(2)　容器試験を行う容器の最小及び最大の寸法､厚さを測定するにあたって必要な測定可能範囲を有していること。
(3) ねじゲージ及びテーパゲージは、容器試験を行う容器に応じた形状、寸法を有していること。</td><td rowspan="3">①　検査設備は、容器等の品質特性を確保するために必要な性能及び精度を有していること。
②　検査設備に必要な性能及び精度を保持するために必要な点検、修理、校正等についての文書化された手順を定め、当該手順に基づき、設備を管理していること。
なお、外注する場合であって、著しく使用頻度が低い検査設備は、当該設備の使用時に申請者が必要な性能及び精度を有していることを記録等で確認することにより、検査設備の管理とすることができる。</td></tr>
<tr><td>引張試験機</td><td>引張試験機は、次の各号に掲げる能力を有していること。
(1) 容器試験を行う容器の検査方法に応じて、次に掲げる規格のいずれか又はこれらと同等以上の規格に適合していること。
イ　JIS B7721(2009)引張試験機･圧縮試験機―力計測系の校正方法及び検証方法の１級
ロ　ASTM E4(2016)試験機の荷重校正標準方法
ハ　ISO 7500-1(2015)金属材料－静的単軸試験機の検定―第１部：引張試験機の１級
(2) 次に掲げる事項について､それぞれ引張試験の実施にあたって必要とされる能力を有していること。
イ　引張試験機の最大荷重
ロ　試験用のジグ寸法</td></tr>
<tr><td>金属顕微鏡</td><td>金属顕微鏡は､当該金属顕微鏡の検鏡倍率が 50 倍以上であること。</td></tr>
</table>

	金属用硬さ試験機	金属用硬さ試験機は、次の各号に掲げる能力を有していること。 (1) JIS B7724(1999)ブリネル硬さ試験 — 試験機の検証、JIS B7725(2010)ビッカース硬さ試験—試験機の検証及び校正又は JIS B7726(2010)ロックウェル硬さ試験—試験機の検証及び校正又はこれらと同等以上の規格に適合していること。 (2) 荷重が容器試験を行う容器の硬さに適合していること。	
	はかり	はかりは、容器試験を行う容器の質量に適した秤量で、当該容器の質量の 1/200 又は 0.1kg まで計測する能力を有していること。	
	内視鏡及び照明器具	内視鏡及び照明器具は、容器内面の目視検査を行うことができる構造を有していること。	
	ねじ顕微鏡、拡大投影機又は形状測定機	ねじ顕微鏡、拡大投影機又は形状測定機は、対物レンズ、接眼レンズ(テレビモニター等を含む。)及びテーブルで構成されたものであること。	
	保証圧力試験設備	保証圧力試験設備は、当該設備のうち次の各号に掲げる機器について、それぞれ次の能力を有していること。 (1) 昇圧装置 昇圧能力が耐圧試験圧力以上であること。 (2) 圧力計 最高測定値が試験圧力の 1.5 倍以上であって３倍以下であること。	
	破裂試験設備	破裂試験設備は、当該設備のうち次の各号に掲げる機器について、それぞれ次に掲げる能力を有していること。 (1) 昇圧装置 破裂試験圧力に対して十分な昇圧能力を有していること。 (2) 圧力計 破裂圧力に対して適切な測定範囲を有していること。	
	圧力サイクル試験設備	圧力サイクル試験設備は、当該設備のうち次の各号に掲げる機器について、それぞれ次に掲げる能力を有していること。 (1) サイクル試験装置 昇圧、サイクル及び加圧回数の能力が、容器試験を行う容器の検査方法に応じていること。	

		(2) 記録装置 サイクル試験の実施にあたって十分な記録能力を有していること。 (3) 圧力計 最高測定値が最高試験圧力の 1.5 倍以上であって３倍以下であること。	
	非破壊検査設備	非破壊検査設備は、次の各号に掲げるいずれかに適合していること。 (1) 非破壊検査設備のうち超音波探傷試験設備が、次に掲げる能力を有していること。 イ 超音波探傷試験設備のうち次に掲げる機器について、JIS G0582(2015)鋼管の超音波探傷検査方法、JIS G0587(2007)炭素鋼及び低合金鋼鍛鋼品の超音波探傷試験方法、JISZ3060(2015)鋼溶接部の超音波探傷試験又はこれらと同等以上の規格に規定する能力を有していること。 ① 探傷器 ② 探触子 ロ 対比試験片が容器試験を行う容器の検査の方法に応じていること。 (2) 非破壊検査設備のうち渦流探傷試験設備が、当該設備のうち次に掲げる機器等については、JISG0568(2006)鋼の貫通コイル法による渦流探傷試験方法又はこれと同等以上の規格に規定する能力を有していること。 イ 探傷器 ロ 試験周波数 ハ 試験コイル ニ 記録装置 ホ 送り装置 ヘ 磁気飽和装置 (3) 前二号に掲げる設備以外の設備が、容器試験を行う容器の検査方法に適した設備であること。	
	圧力計校正基準器	圧力計校正基準器は、測定範囲が圧力計の測定範囲に適合していること。	
	寸法測定器具校正基準器	寸法測定器具校正基準器は、JIS B7506(2004)ブロックゲージの１級又	

		はこれと同等以上の規格に適合していること。	
	基準分銅	基準分銅は、当該分銅の質量がはかりの測定範囲に適合していること。	
プラスチックライナー製容器	寸法測定器具	寸法測定器具は、次の各号に掲げる能力を有していること。 (1) 寸法測定器具のうち次に掲げるものは、それぞれ次に掲げる JIS 又はこれらと同等以上の規格に適合していること。 (2) ノギス JIS B7507(2016)ノギス (3) マイクロメータ JIS B7502(2016)マイクロメータ (4) 厚さ測定器 JIS Z2355-1(2016)非破壊試験―超音波厚さ測定―第１部：測定方法 (5) 容器試験を行う容器の最小及び最大の寸法、厚さを測定するにあたって必要な測定可能範囲を有していること。 (6) ねじゲージ及びテーパゲージは、容器試験を行う容器に応じた形状、寸法を有していること。	
	引張試験機	引張試験機は、次の各号に掲げる能力を有していること。 (1) 容器試験を行う容器の検査方法に応じて、次に掲げる規格のいずれか又はこれらと同等以上の規格に適合していること。 イ JIS B7721(2009)引張試験機・圧縮試験機―力計測系の校正方法及び検証方法の１級 ロ ASTM E4(2016)試験機の荷重校正標準方法 ハ ISO7500-1(2015)金属材料－静的単軸試験機の検定－第１部:引張試験機の１級 (2) 次に掲げる事項について、それぞれ引張試験の実施にあたって必要とされる能力を有していること。 イ 引張試験機の最大荷重 ロ 試験用のジグ寸法	
	はかり	はかりは、容器試験を行う容器の質量に適した秤量で、当該容器の質量の1/200 又は0.1kg まで計測する能力を有していること。	

	内視鏡及び照明器具	内視鏡及び照明器具は、容器内面の目視検査を行うことができる構造を有していること。	
	ねじ顕微鏡、拡大投影機又は形状測定機	ねじ顕微鏡、拡大投影機又は形状測定機は、対物レンズ、接眼レンズ(テレビモニター等を含む。)及びテーブルで構成されたものであること。	
	保証圧力試験設備	保証圧力試験設備は、当該設備のうち次の各号に掲げる機器について、それぞれ次に掲げる能力を有していること。 (1) 昇圧装置 昇圧能力が耐圧試験圧力以上であること。 (2) 圧力計 最高測定値が試験圧力の1.5 倍以上であって３倍以下であること。	
	破裂試験設備	破裂試験設備は、当該設備のうち次の各号に掲げる機器について、それぞれ次に掲げる能力を有していること。 (1) 昇圧装置 破裂試験圧力に対して十分な昇圧能力を有していること。 (2) 圧力計 破裂圧力に対して適切な測定範囲を有していること。	
	圧力サイクル試験設備	圧力サイクル試験設備は、当該設備のうち次の各号に掲げる機器について、それぞれ次の能力を有していること。 (1) サイクル試験装置 昇圧、サイクル及び加圧回数の能力が容器試験を行う容器の検査の方法に応じていること。 (2) 記録装置 サイクル試験の実施にあたって十分な記録能力を有していること。 (3) 圧力計 最高測定値が最高試験圧力の 1.5 倍以上であって３倍以下であること。	
	気密試験設備	気密試験設備は、当該設備のうち次の各号に掲げる機器について、それぞれ次の能力を有していること。 (1) 昇圧装置 昇圧能力が気密試験圧力以上であること。 (2) 圧力計 最高測定値が試験圧力の1.5 倍以上であって３倍以下であること。	
	圧力計校正基準器	圧力計校正基準器は、測定範囲が圧力計の測定範囲に適合していること。	

	寸法測定器具校正基準器	寸法測定器具校正基準器は、JIS B7506(2004)ブロックゲージの１級又はこれと同等以上の規格に適合していること。	
	基準分銅	基準分銅は、当該分銅の質量がはかりの測定範囲に適合していること。	
安全弁	寸法測定器具	寸法測定器具は、次の各号に掲げる能力を有していること。 (1) 寸法測定器具のうち次に掲げるものは、それぞれ次に掲げる JIS 又はこれらと同等以上の規格に適合していること。 イ ノギス JIS B7507(2016)ノギス ロ マイクロメータ JIS B7502(2016)マイクロメータ ハ 厚さ測定器 JIS Z2355-1(2016)非破壊試験―超音波厚さ測定―第１部：測定方法 (2) 容器試験を行う安全弁の最小及び最大の寸法、厚さを測定するにあたって必要な測定可能範囲を有していること。 (3) ねじゲージ及びテーパゲージは、容器試験を行う安全弁に応じた形状、寸法を有していること。	
	はかり	はかりは、容器試験を行う安全弁の質量に適した秤量で、当該安全弁の質量の 1/100 又は 0.1kg まで計測できるものであること。	
	ゴム用硬さ試験機	ゴム用硬さ試験機は、次の各号に掲げる区分に応じて、それぞれ次に掲げる能力を有していること。 (1) スプリング式 目盛りの 0 から 100 までの間が等間隔に分割されていること。 (2) オルゼン式 次に掲げる能力を有していること。 イ 加圧面の荷重が 22.24±0.21 N であること。 ロ 負荷装置が 13.35±0.07N の荷重がかかるものであること。 (3) プセイ・ジョンズ式 次に掲げる能力を有していること。 イ 重錘が 1000±1g であること。	

		ロ　ダイヤルゲージの最小測定単位が0.01㎜であること。	
	金属用硬さ試験機	金属用硬さ試験機は、次の各号に掲げる能力を有していること。 (1) JIS B7724(1999) ブリネル硬さ試験―試験機の検証、JIS B7725(2010) ビッカース硬さ試験―試験機の検証及び校正、JIS B7726(2010) ロックウェル硬さ試験―試験機の検証及び校正又はこれらと同等以上の規格に適合していること。 (2) 荷重が容器試験を行う安全弁の硬さに適合していること。	
	ばね試験機	ばね試験機は、当該設備の測定範囲が容器試験を行う安全弁のばね荷重に適合していること。	
	ねじ顕微鏡、拡大投影機又は形状測定機	ねじ顕微鏡、拡大投影機又は形状測定機は、対物レンズ、接眼レンズ(テレビモニター等を含む。)及びテーブルで構成されたものであること。	
	圧力計校正基準器	圧力計校正基準器は、当該設備の測定範囲が圧力計の測定範囲に適合していること。	
	寸法測定器具校正用基準器	寸法測定器具校正用基準器は、JIS B7506(2004)ブロックゲージの１級又はこれと同等以上の規格に適合していること。	
	基準分銅	基準分銅は、当該分銅の質量がはかりの測定範囲に適合していること。	
	引張試験機	引張試験機は、次の各号に掲げる能力を有していること。 (1) JIS B7721(2009)引張試験機・圧縮試験機―力計測系の校正方法及び検証方法の１級に適合していること。 (2) 次に掲げる事項について、それぞれ引張試験の実施にあたって必要とされる能力を有していること。 イ　引張試験機の最大荷重 ロ　試験用のジグ寸法	
	安全弁気密試験設備	安全弁気密試験設備は、当該設備のうち次の各号に掲げる機器について、気密試験圧力に応じてそれぞれ次に掲げる能力を有していること。 (1) 昇圧装置 昇圧能力が気密試験圧	

		力以上であること。 (2) 圧力計 最高測定値が試験圧力の1.5 倍以上であって３倍以下であること。	
	安全弁作動試験設備	安全弁作動試験設備は、当該設備のうち次の各号に掲げる機器について、それぞれ次に掲げる能力(安全弁の方式がばね式の場合にあっては、第３号及び第４号で掲げるものを除く。)を有していること。 (1) 昇圧装置 昇圧能力が安全弁作動試験圧力以上であること。 (2) 圧力計 最高測定値が試験圧力の1.5 倍以上であって３倍以下であること。 (3) 昇温及び温度維持装置 安全弁の作動温度又は 65℃まで昇温・維持する能力を有していること。 (4) 温度計 測定範囲が試験温度に対して十分な範囲であること。	
バルブ及び逆止弁	寸法測定器具	寸法測定器具は、次の各号に掲げる能力を有していること。 (1) 寸法測定器具のうち次に掲げるものは、それぞれ次に掲げる JIS 又はこれらと同等以上の規格に適合していること。 イ ノギス JIS B7507(2016)ノギス ロ マイクロメータ JIS B7502(2016)マイクロメータ ハ 厚さ測定器 JIS Z2355-1(2016)非破壊試験―超音波厚さ測定―第１部：測定方法 (2) 容器試験を行うバルブ及び逆止弁の最小及び最大の寸法並びに厚さを測定するにあたって、必要な測定可能範囲を有していること。 (3) ねじゲージ及びテーパゲージは、容器試験を行うバルブ及び逆止弁に応じた形状、寸法を有していること。	
	はかり	はかりは、容器試験を行うバルブ及び逆止弁の質量に適した秤量で、当該バルブ及び逆止弁の質量の 1/100 又は 0.1kg まで計測できるものであること。	

	ゴム用硬さ試験機	ゴム用硬さ試験機は、次の各号に掲げる区分に応じて、それぞれ次に掲げる能力を有していること。 (1) スプリング式 目盛りの 0 から 100 までの間が等間隔に分割されていること。 (2) オルゼン式 次に掲げる能力を有していること。 イ 加圧面の荷重が 22.24±0.21N であること。 ロ 負荷装置が 13.35±0.07N の荷重がかかるものであること。 (3) プセイ・ジョンズ式 次に掲げる能力を有していること。 イ 重錘が 1000±1g であること。 ロ ダイヤルゲージの最小測定単位が 0.01mm であること。	
	金属用硬さ試験機	金属用硬さ試験機は、次の各号に掲げる能力を有していること。 (1) JIS B7724(1999) ブリネル硬さ試験―試験機の検証、JIS B7725(2010) ビッカース硬さ試験―試験機の検証及び校正、JIS B7726(2010) ロックウェル硬さ試験―試験機の検証及び校正又はこれらと同等以上の規格に適合していること。 (2) 荷重が容器試験を行うバルブ及び逆止弁の硬さに適合していること。	
	ばね試験機	ばね試験機は、当該設備の測定範囲が容器試験を行うバルブ及び逆止弁のばね荷重に適合していること。	
	ねじ顕微鏡、拡大投影機又は形状測定機	ねじ顕微鏡、拡大投影機又は形状測定機は、対物レンズ、接眼レンズ(テレビモニター等を含む。)及びテーブルで構成されたものであること。	
	圧力計校正基準器	圧力計校正基準器は、測定範囲が圧力計の測定範囲に適合していること。	
	寸法測定器具校正用基準器	寸法測定器具校正用基準器は、JIS B7506(2004)ブロックゲージの１級又はこれと同等以上の規格に適合していること。	
	基準分銅	基準分銅は、当該分銅の質量がはかりの測定範囲に適合していること。	

	引張試験機	引張試験機は、次の各号に掲げる能力を有していること。 (1) JIS B7721(2009)引張試験機・圧縮試験機―力計測系の校正方法及び検証方法の１級に適合していること。 (2) 次に掲げる事項について、それぞれ引張試験の実施にあたって必要とされる能力を有していること。 イ　引張試験機の最大荷重 ロ　試験用のジグ寸法	
	バルブ及び逆止弁耐圧試験設備	バルブ及び逆止弁耐圧試験設備は、当該設備のうち次の各号に掲げる機器について、耐圧試験圧力に応じてそれぞれ次に掲げる能力を有していること。 (1) 昇圧装置 昇圧能力が耐圧試験圧力以上であること。 (2) 圧力計 最高測定値が試験圧力の1.5 倍以上であって３倍以下であること。	
	バルブ及び逆止弁気密試験設備	バルブ及び逆止弁気密試験設備は、当該設備のうち次の各号に掲げる機器について、気密試験圧力に応じてそれぞれ次に掲げる能力を有していること。 (1) 昇圧装置 昇圧能力が気密試験圧力以上であること。 (2) 圧力計 最高測定値が試験圧力の1.5 倍以上であって３倍以下であること。	

附 則（平成28年８月31日付け、国自審第893号）

（施行期日）

1. 本改正規定は、平成 28 年８月 31 日より施行する。

附 則（平成28年10月７日付け、国自審第1084号、国自技第144号、国自環第137号）

（施行期日）

1. 本改正規定は、平成 28 年 10 月８日より施行する。

附 則（平成28年10月31日付け、国自審第1235号、国自整第196号）

（施行期日）
１．本改正規定は、平成 28 年 10 月 31 日より施行する。

附 則（平成29年２月９日付け、国自審第1725号、国自技第236号、国自環第227号）
（施行期日）
1. 本改正規定は、平成29年２月９日より施行する。

附 則（平成29年３月24日付け、国自審第2007号）
（施行期日）
1. 本改正規定は、平成29年３月24日より施行する。

附 則（平成29年４月５日付け、国自審第2089号、国自環第274号）
（施行期日）
1. 本改正規定は、平成29年４月５日より施行する。

附 則（平成29年７月３日付け、国自審第525号、国自技第57号、国自環第59号）
（施行期日）
1. 本改正規定は、平成29年７月３日より施行する。

附 則（平成30年３月30日付け、国自審第2288号）
（適用時期）
１．本改正規定は、平成30年４月１日より施行する。

附 則（平成30年６月29日付け、国自審第585号、国自環第45号）
（適用時期）
１．本改正規定は、平成30年６月29日より施行する。

附 則（平成30年７月19日付け、国自審第692号）
（適用時期）
１．本改正規定は、平成30年７月19日より施行する。

附 則（平成30年12月28日付け、国自審第1586号、国自技第182号）
（適用時期）
１．本改正規定は、平成30年12月29日より施行する。

附 則（平成31年３月28日付け、国自審第2106号、国自技第276号、国自環第204号）
（適用時期）
１．本改正規定は、平成31年４月15日より施行する。

附 則（平成31年４月１日付け、国自審第1981号）
（適用時期）
１．本改正規定は、平成31年６月30日より施行する。

附 則（令和元年６月25日付け、国自審第352号）
（適用時期）
１．本改正規定は、令和元年７月１日より施行する。

附 則（令和元年11月20日付け、国自審第1342号）
（適用時期）
１．本改正規定は、令和元年11月20日より施行する。

附 則（令和２年１月30日付け、国自審第1814号、国自環第132号）
（施行期日）
１．　本改正規定は、令和２年１月31日より施行する。
（経過措置）
２．令和２年８月31日以前に申請又は届出するもの及び令和２年８月31日以前の既指定申請又は変更届出するものを令和３年８月31日以前に行うものは、附則５第２　27－12－２又は27－16　の規定にかかわらず、従前の例によることができる。

附 則　（令和２年３月31日付け、国自審第2163号、国自技第261号、国自環第166号）
（施行期日）
１．本改正規定は、令和２年４月１日より施行する。
（経過措置）
２．令和２年３月31日以前に申請又は届出をしたものは、別添３の規定にかかわらず、記載要領等の第１項は適用しない。
３．令和２年８月31日以前に申請又は届出するもの及び令和２年８月31日以前の申請又は届出に係る既指定特定共通構造部型式指定申請又は変更届出を令和３年８月31日以前に行うものは、附則４第２　27－22　の規定にかかわらず、従前の例によることができる。

附 則(令和２年５月29日付け、国自審第365号、国自基第15号)
（施行期日）
１．本改正規定は、令和２年５月29日より施行する。

附 則(令和２年８月５日付け、国自審第739号)
（施行期日）
１．本改正規定は、道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第 14 号）附則第１条第４号に掲げる規定の施行の日（令和２年 11 月 23 日）より施行する。

附 則(令和２年９月25日付け、国自審第1073号)
（施行期日）
１．本改正規定は、令和２年９月25日より施行する。

附 則(令和２年10月30日付け、国自審第1259号)
（適用時期）
１．本改正規定は、令和２年10月30日から施行する。ただし、別添第５（点検整備方式に係る部分を除く。）並びに別添別表第８項（出荷検査に係る部分を除く。）、第10項及び第14項並びに附則２第12項（出荷検査に係る部分を除く。）、第15項及び第18項並びに附則５別紙１の改正規定は令和３年４月１日より施行する。

附 則（令和２年 12 月 23 日国自総第 283 号）
　本改正規定は、押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係政令の一部を改正する政令の施行の日（令和３年１月１日）から施行する

附 則(令和２年12月25日付け、国自審第1950号)
（施行期日）
１．本改正規定は、令和３年１月22日より施行する。

附 則(令和３年４月９日付け、国自審第35号)
（施行期日）
１．本改正規定は、令和３年４月９日より施行する。

附 則（令和３年６月９日付け、国自審第516号）
（施行期日）
１．本改正規定は、令和３年６月９日より施行する。

附　則（令和３年９月30日付け、国自審第1196号）
（施行期日）
１．本改正規定は、令和３年９月30日より施行する。

附　則（令和３年11月30日付け、国自審第1515号）
（施行期日）
１．本改正規定は、令和３年11月30日より施行する。

附　則（令和４年１月７日付け、国自審第 1699 号、国自整第 225 号）
（施行期日）
１．本改正規定は、令和４年１月７日より施行する。

附　則（令和４年３月 31 日付け、国自審第 2330 号）
（施行期日）
１．本改正規定は、令和４年３月31日より施行する。

附　則（令和４年 10 月７日付け、国自審第 1512 号）
（施行期日）
１．本改正規定は、令和４年 10 月８日より施行する。

附　則（令和４年 12 月 23 日付け、国自審第 2168 号）
（施行期日）
１．本改正規定は、令和５年１月４日より施行する。
２．本改正規定中、第２号様式及び別記様式並びに附則４の22－３から22－５については令和５年１月19日より適用する。

附　則（令和５年５月 30 日付け、国自審第 265 号）
（施行期日）
１．本改正規定は、令和５年６月５日より施行する。ただし、第２号様式23、（特定共通構造部の範囲）60、60の２及び126の２並びに附則４第２ 23及び附則６別表の改正規定については令和５年６月８日より施行する。

附　則（令和５年６月 30 日付け、国自審第 391 号）

（施行期日）
１．本改正規定は、令和５年７月１日より施行する。

附　則（令和５年９月25日付け、国自審第1019号）
（施行期日）
１．本改正規定は、令和５年９月25日より施行する。

附　則（令和５年12月21日付け、国自審第1797号）
（施行期日）
１．本改正規定は、令和５年12月21日より施行する。

附　則（令和６年１月５日付け、国自審第 1824 号）
（施行期日）
１．本改正規定は、令和６年１月５日より施行する。

附　則（令和６年６月 14 日付け、国自審第 539 号）
（施行期日）
１．本改正規定は、令和６年６月15日より施行する。

附　則（令和６年９月 20 日付け、国自審第 1291 号）
（施行期日）
１．本改正規定は、令和６年９月22日より施行する。

附　則（令和６年 12 月 25 日付け、国自審第 2170 号）
（施行期日）
１．本改正規定は、令和７年１月10日より施行する。

附　則（令和７年３月 31 日付け、国自審第 2867 号）
（施行期日）
１．本改正規定は、令和７年４月１日より施行する。ただし、別添 別表 16 及び附則２ 別表第１ 21 に定める規定については、令和８年４月１日より施行する。

附　則（令和７年６月17日付け、国自審第516号）
（施行期日）
１．本改正規定は、令和７年６月 17 日より施行する。
２．令和８年３月 31 日以前に共通構造部型式指定申請を行うものは、改正後の別添 第２号様式の１及び附則２ 別表第１ 整理番号４ 構造・装置の概要説明書に定める規定に関わらず、従前の例によることができる。
３．令和７年６月 17 日以降に既指定自動車型式指定申請を行うものは、改正後の別添 第２号様式の１及び附則２ 別表第１ 整理番号４ 構造・装置の概要説明書に定める規定に関わらず、当分の間、従前の例によることができる。

附　則
令和７年９月 26 日改正（国自審第 1305 号）
（施行期日）
１．本改正規定は、令和７年９月 26 日より施行する。

附　則
令和８年１月９日改正（国自審第 2150 号）
（施行期日）
１．本改正規定は、令和８年１月 11 日より施行する。ただし、別添　別記様式　63 に定める規定については令和８年３月 31 日、附則５　別紙１及び別表１－２に定める規定については令和８年４月１日より施行する。

附　則
令和８年６月４日改正（国自審第585号）
（施行期日）
１．本改正規定は、令和８年６月４日より施行する。